

令和 7 年逗子市教育委員会 3 月定例会会議日程

令和 7 年 3 月 21 日（金）

午後 2 時 30 分

逗子市役所 5 階第 3 会議室

- 日程第 1 1 月定例会会議録の承認について
- 日程第 2 教育長報告事項について
- 日程第 3 報告第 2 号 議案（令和 6 年度逗子市一般会計補正予算（第 7 号））作成に関する逗子市教育委員会の意見聴取に対する回答について
- 日程第 4 報告第 3 号 議案（令和 7 年度逗子市一般会計予算）作成に関する逗子市教育委員会の意見聴取に対する回答について
- 日程第 5 報告第 4 号 県費負担教職員の任免内申について【非公開】
- 日程第 6 議案第 3 号 逗子市人権施策推進指針の策定について
- 日程第 7 議案第 4 号 逗子市教育委員会事務分掌規則の一部改正について
- 日程第 8 議案第 5 号 事務の委任及び補助執行について
- 日程第 9 議案第 6 号 逗子市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について
- 日程第 10 その他
- ・逗子市こども計画の策定について
 - ・神奈川県駅伝の結果について
 - ・令和 6 年度逗子市スポーツ功労者表彰について

令和 7 年逗子市教育委員会 3 月定例会教育長報告事項

- 1 令和 6 年度第 2 回県・市町村教育委員会教育長会議について 2 月 10 日（月）
- 2 逗子市教育委員会児童生徒表彰について 3 月 1 日（土）
- 3 令和 6 年度小・中学校卒業式について 3 月 12 日（水）、19 日（水）
- 4 未来の教室成果報告会 3 月 17 日（月）
- 5 令和 7 年度当初予算案について
- 6 令和 7 年逗子市議会第 1 回定例会について 2 月 19 日（水）～ 3 月 14 日（金）

報告第 2 号

議案（令和 6 年度逗子市一般会計補正予算（第 7 号））作成に関する逗子市教育
委員会の意見聴取に対する回答について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条に基づき、
市長から議案（令和 6 年度逗子市一般会計補正予算（第 7 号））作成に関して意見を求め
られ、緊急を要したため、逗子市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則（昭
和 60 年逗子市教育委員会規則第 3 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり教育
長の臨時代理により行ったので、同条第 2 項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和 7 年 3 月 21 日提出

逗子市教育委員会
教育長 大河内 誠

6 逗 教 総 発 第 7 2 号
2025 年(令和 7 年) 2 月 12 日

逗子市長 桐ヶ谷 覚 様

逗子市教育委員会
教 育 長 大河内 誠



議案作成に関する逗子市教育委員会の意見について（回答）

2025 年(令和 7 年) 2 月 6 日付け 6 逗財発第 51 号により依頼のありましたこのことについて、了承する旨回答いたします。

議案（案） 令和 6 年度逗子市一般会計補正予算（第 7 号）

議案（案） 令和 7 年度逗子市一般会計予算

（事務担当：教育部教育総務課）



6 逗財発第51号

2025年（令和7年）2月6日

逗子市教育委員会教育長 大河内 誠 様

逗子市長 桐ヶ谷 寛



議案作成に関する逗子市教育委員会の意見について（依頼）

このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、
次の議案（案）について、教育委員会の意見を求めます。

議案（案）令和6年度逗子市一般会計補正予算（第7号）

議案（案）令和7年度逗子市一般会計予算

事務担当 経営企画部財政課

令和 6 年 度

逗 子 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 7 号)

逗 子 市

議案第10号

令和6年度逗子市一般会計補正予算（第7号）

令和6年度逗子市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ900,522千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25,855,010千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加は、「第3表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和7年2月19日提出

逗子市長 桐ヶ谷 寛

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
11	地方交付税	2,353,000	201,236	2,554,236
	1 地方交付税	2,353,000	201,236	2,554,236
15	国庫支出金	4,233,994	130,090	4,364,084
	1 国庫負担金	2,835,327	49,643	2,884,970
	2 国庫補助金	1,383,248	80,447	1,463,695
16	県支出金	1,664,319	22,888	1,687,207
	1 県負担金	1,098,611	12,076	1,110,687
	2 県補助金	438,837	10,812	449,649
18	寄附金	325,800	0	325,800
	1 寄附金	325,800	0	325,800
19	繰入金	1,892,952	△6,000	1,886,952
	2 基金繰入金	1,856,932	△6,000	1,850,932
20	繰越金	661,245	755,998	1,417,243
	1 繰越金	661,245	755,998	1,417,243
22	市債	1,672,900	△203,690	1,469,210
	1 市債	1,672,900	△203,690	1,469,210
歳 入 合 計		24,954,488	900,522	25,855,010

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	3,832,508	1,018,792	4,851,300
	1 総務管理費	3,246,197	1,018,792	4,264,989
3	民生費	10,738,188	170,277	10,908,465
	1 社会福祉費	5,587,618	39,527	5,627,145
	2 児童福祉費	4,236,558	130,750	4,367,308
4	衛生費	2,760,454	△3,098	2,757,356
	1 保健衛生費	950,505	6,351	956,856
	2 清掃費	1,809,949	△9,449	1,800,500
5	農林水産業費	35,704	0	35,704
	2 水産業費	29,286	0	29,286
7	土木費	2,028,580	16,850	2,045,430
	1 環境保全費	654,714	0	654,714
	5 都市計画費	649,058	16,850	665,908
9	教育費	2,185,052	△302,299	1,882,753
	2 小学校費	1,008,735	△302,299	706,436
	3 中学校費	329,424	0	329,424
歳 出 合 計		24,954,488	900,522	25,855,010

第2表 継続費補正

1 変 更

(単位 千円)

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
4 衛生費	2 清掃費	焼却施設維持管理事業	213,048	6	106,524	194,150	6	97,075
				7	106,524		7	97,075
9 教育費	2 小学校費	久木小学校長寿命化事業	1,530,101	6	270,018	0	6	0
				7	1,080,071		7	-
				8	180,012		8	-

第3表 繰越明許費補正

1 追 加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
4 衛生費	1 保健衛生費	出産子育て応援事業	1,320
4 衛生費	2 清掃費	家庭系ごみ排出抑制推進事業	6,957
5 農林水産業費	2 水産業費	小坪漁港活用・活性化促進事業	11,946
7 土木費	1 環境保全費	緑地安全対策事業	29,292
7 土木費	3 道路橋りょう費	橋りょう長寿命化事業	40,260

第4表 地方債補正

1 変 更

(単位 千円)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
じんかい処理施設整備事業費	415,400	—	—	—	426,900	—	—	—
学校教育施設整備事業費	382,000	—	—	—	179,600	—	—	—
臨時財政対策債	76,000	—	—	—	63,210	—	—	—

令和6年度

逗子市一般会計補正予算(第7号)に関する説明書

逗子市

1 総括
(歳入)

歲 入 合 計	24,954,488	900,522	25,855,010
---------	------------	---------	------------

(歳 出)

[illegible]

2 歳 入

1 1 款 地方交付税

201,236千円

1 項 地方交付税

201,236千円

目	補正前の額	補 正 額	計
1 地方交付税	千円 2,353,000	千円 201,236	千円 2,554,236
計	2,353,000	201,236	2,554,236

1 5 款 国庫支出金

130,090千円

1 項 国庫負担金

49,643千円

1 民生費国庫負担金	2,787,332	49,643	2,836,975
計	2,835,327	49,643	2,884,970

1 5 款 国庫支出金

130,090千円

2 項 国庫補助金

80,447千円

1 総務費国庫補助金	896,376	74,316	970,692
2 民生費国庫補助金	224,357	1,065	225,422
3 衛生費国庫補助金	106,700	1,320	108,020
7 特定防衛施設周辺整備調整交付金	75,000	3,746	78,746
計	1,383,248	80,447	1,463,695

節		説	明
区 分	金 額		
1 地方交付税	千円 201,236	01 普通交付税	千円 201,236

2 児童福祉費負担金	49,227	08 教育・保育給付費負担金	49,227
4 保険基盤安定負担金	416	01 国民健康保険事業保険基盤安定負担金	416

1 総務管理費補助金	74,316	04 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	74,316
3 児童福祉総務費補助金	1,065	01 子ども・子育て支援交付金	1,065
1 保健衛生費補助金	1,320	05 出産子育て応援交付金	1,320
1 特定防衛施設周辺整備調整交付金	3,746	01 特定防衛施設周辺整備調整交付金	3,746

1 1 款 地方交付税 1 5 款 国庫支出金

1 6 款 県支出金
1 項 県負担金

22,888千円
12,076千円

目	補正前の額	補 正 額	計
2 民生費県負担金	千円 1,094,480	千円 12,076	千円 1,106,556
計	1,098,611	12,076	1,110,687

1 6 款 県支出金
2 項 県補助金

22,888千円
10,812千円

2 民生費県補助金	287,200	4,812	292,012
4 農林水産業費県補助金	114	6,000	6,114
計	438,837	10,812	449,649

1 8 款 寄附金
1 項 寄附金

0千円
0千円

1 一般寄附金	100,000	△4,000	96,000
2 指定寄附金	225,800	4,000	229,800
計	325,800	0	325,800

節		説 明	
区 分	金 額		
2 児童福祉費負担金	千円 19,266	01 教育・保育給付費負担金	千円 19,266
5 保険基盤安定負担金	△7,190	01 国民健康保険事業保険基盤安定負担金	△2,983
		02 後期高齢者医療事業保険基盤安定負担金	△4,207

4 児童福祉費補助金	4,812	04 届出保育施設助成事業補助金	30
		06 教育・保育給付費交付金	3,717
		07 子ども・子育て支援交付金	1,065
2 水産業費補助金	6,000	01 漁港機能増進事業補助金	6,000

1 一般寄附金	△4,000	01 一般寄附金	△4,000
1 総務費指定寄附金	4,000	01 ふるさと基金寄附金	4,000

1 6 款 県支出金 1 8 款 寄附金

19款 繰入金

△6,000千円

2項 基金繰入金

△6,000千円

目	補正前の額	補正額	計
3 ふるさと基金繰入金	千円 130,738	千円 △6,000	千円 124,738
計	1,856,932	△6,000	1,850,932

20款 繰越金

755,998千円

1項 繰越金

755,998千円

1 繰越金	661,245	755,998	1,417,243
計	661,245	755,998	1,417,243

22款 市債

△203,690千円

1項 市債

△203,690千円

3 衛生債	420,800	11,500	432,300
6 教育債	399,800	△202,400	197,400
7 臨時財政対策債	76,000	△12,790	63,210
計	1,672,900	△203,690	1,469,210

節		説	明
区 分	金 額		
1 ふるさと基金 繰入金	千円 △6,000	01 ふるさと基金繰入金	千円 △6,000

1 繰越金	755,998	01 繰越金	755,998

2 清掃債	11,500	01 じんかい処理施設整備事業債	11,500
1 小学校債	△202,400	01 学校教育施設整備事業債	△202,400
1 臨時財政対策 債	△12,790	01 臨時財政対策債	△12,790

19款 繰入金 20款 繰越金 22款 市債

3 歳 出

2 款 総務費

1,018,792千円

1 項 総務管理費

1,018,792千円

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5 財政管理費	千円 867,077	千円 1,016,479	千円 1,883,556	千円	千円	千円 4,000 寄附金 4,000	千円 1,012,479
14 地域活動費	69,737	0	69,737	1,667 国庫支出金 1,667			△1,667
18 街路灯費	31,686	2,313	33,999				2,313
計	3,246,197	1,018,792	4,264,989	1,667	0	4,000	1,013,125

3 款 民生費

170,277千円

1 項 社会福祉費

39,527千円

1 社会福祉総 務費	1,814,704	5,813	1,820,517	△2,567 国庫支出金 416 県支出金 △2,983			8,380
2 障害者支援 費	1,601,500	10,488	1,611,988				10,488

節		説 明	
区 分	金 額		
25 積立金	千円 1,016,479	001 基金積立金	千円 1,016,479
		01 財政調整基金積立金	924,479
		積立金	924,479
		02 公共公益施設整備基金積立金	88,000
		積立金	88,000
		04 ふるさと基金積立金	4,000
		積立金	4,000
		財源更正	
11 需用費	1,520	001 街路灯費	2,313
19 負担金補助及 び交付金	793	01 街路灯助成事業	793
		負担金補助及び交付金	793
		02 街路灯維持管理事業	1,520
		需用費	1,520

23 償還金利子及 び割引料	8,641	010 国民健康保険事業特別会計繰出金	△2,828
		01 国民健康保険事業特別会計繰出金	△2,828
		繰出金	△2,828
28 繰出金	△2,828	012 重層的支援体制整備費	8,641
		01 地域共生社会推進事業	8,641
		償還金利子及び割引料	8,641
23 償還金利子及 び割引料	10,488	008 障がい者支援事務費	10,488
		01 障がい者支援事務費	10,488

2 款 総務費 3 款 民生費

3 款 民生費

170,277千円

1 項 社会福祉費

39,527千円

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 高齢者福祉費	2,057,670	23,226	2,080,896	△4,207 県支出金 △4,207			27,433
6 高齢者センター費	91,973	0	91,973	1,266 国庫支出金 1,266			△1,266
計	5,587,618	39,527	5,627,145	△5,508	0	0	45,035

3 款 民生費

170,277千円

2 項 児童福祉費

130,750千円

2 児童育成費	2,502,008	130,750	2,632,758	108,201 国庫支出金 84,123 県支出金 24,078			22,549
---------	-----------	---------	-----------	--	--	--	--------

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円	償還金利子及び割引料	千円 10,488
28 繰出金	23,226	006 後期高齢者医療事業特別会計繰出金	△8,357
		01 後期高齢者医療事業特別会計繰出金	△8,357
		繰出金	△8,357
		007 介護保険事業特別会計繰出金	31,583
		01 介護保険事業特別会計繰出金	31,583
		繰出金	31,583
		財源更正	

19 負担金補助及び交付金	3,289	001 施設型給付費	122,560
		01 施設型給付事業	122,560
		扶助費	122,560
20 扶助費	127,461	002 地域型給付費	4,901
		01 地域型給付事業	4,901
		扶助費	4,901
		003 地域子ども・子育て支援事業費	3,197
		06 一時預かり事業	2,577
		負担金補助及び交付金	2,577
		11 多様な集団活動事業の利用支援事業	620
		負担金補助及び交付金	620
		004 民間保育所助成費	92
		04 届出保育施設助成事業	92

3 款 民生費

3 款 民生費

170,277千円

2 項 児童福祉費

130,750千円

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 こども発達 支援センタ ー費	108,080	0	108,080	980 国庫支出金 980			△980
5 児童福祉施 設費	296,429	0	296,429	553 国庫支出金 553			△553
7 体験学習施 設費	46,387	0	46,387	3,390 国庫支出金 3,390			△3,390
計	4,236,558	130,750	4,367,308	113,124	0	0	17,626

4 款 衛生費

△3,098千円

1 項 保健衛生費

6,351千円

2 予防費	623,395	6,351	629,746	1,320 国庫支出金 1,320			5,031
計	950,505	6,351	956,856	1,320	0	0	5,031

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
		負担金補助及び交付金 92
		財源更正
		財源更正
		財源更正

11 需用費	3,489	001 予防費 5,031
13 委託料	2,862	01 予防接種事業 5,031
		需用費 3,489
		委託料 1,542
		003 母子保健費 1,320
		07 出産子育て応援事業 1,320
		委託料 1,320

3 款 民生費 4 款 衛生費

4 款 衛生費

△3,098千円

2 項 清掃費

△9,449千円

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 じんかい処理費	千円 1,598,137	千円 △9,449	千円 1,588,688	千円	千円 11,500 市債 11,500	千円	千円 △20,949
計	1,809,949	△9,449	1,800,500	0	11,500	0	△20,949

5 款 農林水産業費

0千円

2 項 水産業費

0千円

1 水産業振興費	29,286	0	29,286	6,000 県支出金 6,000		△6,000 繰入金 △6,000	
計	29,286	0	29,286	6,000	0	△6,000	0

7 款 土木費

16,850千円

1 項 環境保全費

0千円

1 環境管理費	139,123	0	139,123	7,000 国庫支出金 7,000			△7,000
計	654,714	0	654,714	7,000	0	0	△7,000

7 款 土木費

16,850千円

5 項 都市計画費

16,850千円

1 都市計画総務費	648,692	16,850	665,542	16,850 国庫支出金 16,850			
計	649,058	16,850	665,908	16,850	0	0	0

節		説 明
区 分	金 額	
15 工事請負費	千円 △9,449	003 処理費 千円 △9,449 02 焼却施設維持管理事業 △9,449 工事請負費 △9,449

		財源更正

		財源更正

28 繰出金	16,850	003 下水道事業会計繰出金 16,850 01 下水道事業会計繰出金 16,850 繰出金 16,850

4 款 衛生費 5 款 農林水産業費 7 款 土木費

9 款 教育費

△302,299千円

2 項 小学校費

△302,299千円

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 学校管理費	千円 648,380	千円 △302,299	千円 346,081	千円 5,618 国庫支出金 5,618	千円 △202,400 市債 △202,400	千円	千円 △105,517
計	1,008,735	△302,299	706,436	5,618	△202,400	0	△105,517

9 款 教育費

△302,299千円

3 項 中学校費

0千円

1 学校管理費	153,590	0	153,590	3,161 国庫支出金 3,161			△3,161
計	329,424	0	329,424	3,161	0	0	△3,161

節		説 明	
区 分	金 額		
13 委託料	千円 △11,066	002 小学校管理費	千円 △302,299
14 使用料及び賃借料	△27,816	05 久木小学校長寿命化事業	△302,299
		委託料	△11,066
		使用料及び賃借料	△27,816
15 工事請負費	△263,417	工事請負費	△263,417

		財源更正

継続費についての前々年度末までの支出額、
見込み及び当該年度以降の支出予定額

款	項	事業名	全 体 計 画					
			年 度	年 割 額	左 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国 支 出	県 金	地 方 債 そ の 他	
4 衛 生 費	2 清 掃 費	焼 却 施 設 維 持 管 理 事 業	6	97,075	19,634	76,600	-	841
			7	97,075	12,134	84,000	-	941
			計	194,150	31,768	160,600	-	1,782
9 教 育 費	2 小 学 校 費	久 木 小 学 校 長 寿 命 化 事 業	6	0	-	0	-	0
			7	-	-	-	-	-
			8	-	-	-	-	-
			計	0	-	0	-	0

前年度末までの支出額又は支出額の
並びに事業の進行状況等に関する調書

(単位 千円)

前々年度末 までの支出 額	前年度末 までの支出 額	当該年度 支出予定額	当該年度 支出額	翌年度 支出予定額	継続費の 総額に 対する 率 (%)
-	-	97,075	97,075	-	50.0
-	-	-	-	97,075	50.0
-	-	97,075	97,075	97,075	100.0
-	-	0	0	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	0	0	-	-

繰越明許費に関する調書

- (款) 4 衛生費
 (項) 1 保健衛生費
 (目) 2 予防費
 (事業1) 3 母子保健費
 (事業2) 7 出産子育て応援事業

(単位 千円)

関係予算		左のうち繰り越さなければならぬもの		繰越事由
13 委託料	1,320	13 委託料	1,320	出産子育て応援給付金に係るシステム改修業務について、業務の性質上その実施に一定の期間を要することから、年度内に完了する見込みがないため。
計	1,320	計	1,320	

- (款) 4 衛生費
 (項) 2 清掃費
 (目) 1 清掃総務費
 (事業1) 2 廃棄物減量等推進費
 (事業2) 5 家庭系ごみ排出抑制推進事業

(単位 千円)

関係予算		左のうち繰り越さなければならぬもの		繰越事由
13 委託料	67,099	13 委託料	6,957	指定ごみ袋作製等業務委託について、生ごみの分別収集・資源化の延期に伴う対応に関して、事業者との協議に時間を要したことで業務の進行に遅延が生じ、年度内に完了する見込みがないため。
計	67,099	計	6,957	

- (款) 5 農林水産業費
 (項) 2 水産業費
 (目) 1 水産業振興費
 (事業1) 2 水産業振興費
 (事業2) 2 小坪漁港活用・活性化促進事業

(単位 千円)

関係予算		左のうち繰り越さなければならぬもの		繰越事由
13 委託料	11,946	13 委託料	11,946	海業振興基本計画策定支援業務について、民間活力の活用にあたり、想定以上に調査に時間を要したことにより、年度内に完了する見込みがないため。
計	11,946	計	11,946	

- (款) 7 土木費
 (項) 1 環境保全費
 (目) 3 公園費
 (事業1) 4 緑地管理費
 (事業2) 5 緑地安全対策事業

(単位 千円)

関係予算		左のうち繰り越さなければならぬもの		繰越事由
15 工事請負費	46,012	15 工事請負費	29,292	桜山5丁目緑地法面土留柵設置工事について、近隣の土地所有者との調整に不測の時間を要したことで着工が遅延したこと、また、桜山6丁目緑地法面防護工事について、資材の納入遅延により年度内に完了する見込みがないため。
計	46,012	計	29,292	

- (款) 7 土木費
 (項) 3 道路橋りょう費
 (目) 3 道路新設改良費
 (事業1) 2 道路改良費
 (事業2) 1 橋りょう長寿命化事業

(単位 千円)

関係予算		左のうち繰り越さなければならぬもの		繰越事由
15 工事請負費	40,260	15 工事請負費	40,260	愛染橋修繕工事について、河川管理者との協議に不測の時間を要したことで着工が遅延し、年度内に完了する見込みがないため。
計	40,260	計	40,260	

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高	前 年 度 末 現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末現 在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中元 金償還見込額	
1 普 通 債					
(1) 総 務	526,179	493,635	82,900	93,980	482,555
(2) 民 生	391,140	570,801	44,700	36,268	579,233
(3) 衛 生	264,690	249,050	5,400	27,396	227,054
(4) 清 掃	591,963	527,627	408,700	26,045	910,282
(5) 農 林 水 産	44,892	41,867		3,026	38,841
(6) 商 工	1,600	1,600			1,600
(7) 土 木	2,594,056	2,677,249	556,900	283,190	2,950,959
(8) 公 営 住 宅	634,042	586,240	39,500	55,498	570,242
(9) 消 防	299,112	579,193	174,800	60,298	693,695
(10) 教 育	1,213,287	1,066,115	202,100	264,073	1,004,142
2 災 害 復 旧 債					
(1) 清 掃			18,200		18,200
(2) 土 木	62,038	56,988		7,913	49,075
3 そ の 他					
(1) 減 税 補 て ん 債	94,472	55,502		28,524	26,978
(2) 臨時財政対策債	9,669,323	9,005,463	63,210	794,852	8,273,821
(3) 退 職 手 当 債					
(4) 減 収 補 て ん 債	34,912	30,548		4,364	26,184
計	16,421,706	15,941,878	1,596,410	1,685,427	15,852,861

報告第3号

議案（令和7年度逗子市一般会計予算）作成に関する逗子市教育委員会の意見
聴取に対する回答について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条に基づき、市長から議案（令和7年度逗子市一般会計予算）作成に関して意見を求められ、緊急を要したため、逗子市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則（昭和60年逗子市教育委員会規則第3号）第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり教育長の臨時代理により行ったので、同条第2項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和7年3月21日提出

逗子市教育委員会
教育長 大河内 誠

6 逗 教 総 発 第 7 2 号
2025 年(令和 7 年) 2 月 12 日

逗子市長 桐ヶ谷 覚 様

逗子市教育委員会
教 育 長 大河内 誠



議案作成に関する逗子市教育委員会の意見について（回答）

2025 年(令和 7 年) 2 月 6 日付け 6 逗財発第 51 号により依頼のありましたこのことについて、了承する旨回答いたします。

議案（案） 令和 6 年度逗子市一般会計補正予算（第 7 号）

議案（案） 令和 7 年度逗子市一般会計予算

（事務担当：教育部教育総務課）



6 逗財発第51号

2025年（令和7年）2月6日

逗子市教育委員会教育長 大河内 誠 様

逗子市長 桐ヶ谷 寛



議案作成に関する逗子市教育委員会の意見について（依頼）

このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、
次の議案（案）について、教育委員会の意見を求めます。

議案（案）令和6年度逗子市一般会計補正予算（第7号）

議案（案）令和7年度逗子市一般会計予算

事務担当 経営企画部財政課

令和 7 年度

予算書及び予算に関する説明書

逗 子 市

目 次

1	一般会計	1
	第1表 歳入歳出予算	2
	第2表 継続費	8
	第3表 債務負担行為	8
	第4表 地方債	9
	歳入歳出予算事項別明細書	
	1 総 括	11
	2 歳 入	14
	1 市税	14
	2 地方譲与税	16
	3 利子割交付金	18
	4 配当割交付金	18
	5 株式等譲渡所得割交付金	18
	6 法人事業税交付金	20
	7 地方消費税交付金	20
	8 環境性能割交付金	20
	9 国有提供施設等所在市助成交付金	20
	10 地方特例交付金	22
	11 地方交付税	22
	12 交通安全対策特別交付金	22
	13 分担金及び負担金	22
	14 使用料及び手数料	24
	15 国庫支出金	30
	16 県支出金	36
	17 財産収入	44
	18 寄附金	46
	19 繰入金	46
	20 繰越金	48
	21 諸収入	48
	22 市債	54
	3 歳 出	58
	1 議会費	58
	2 総務費	60
	3 民生費	100
	4 衛生費	144
	5 農林水産業費	164
	6 商工費	168
	7 土木費	172
	8 消防費	198
	9 教育費	210
	10 公債費	246
	11 予備費	248
	◎ 給与費明細書	250
	◎ 継続費に関する調書	256
	◎ 債務負担行為に関する調書	258
	◎ 地方債に関する調書	260
2	国民健康保険事業特別会計	261
3	後期高齢者医療事業特別会計	297
4	介護保険事業特別会計	319
5	下水道事業会計	357

議案第15号

令和7年度逗子市一般会計予算

令和7年度逗子市の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ24,694,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,400,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した報酬(会計年度任用職員報酬に限る)、給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和7年2月19日提出

逗子市長 桐ヶ谷 寛

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 市税		9,738,544
	1 市民税	5,396,000
	2 固定資産税	3,431,044
	3 軽自動車税	71,500
	4 市たばこ税	247,000
	5 都市計画税	593,000
2 地方譲与税		97,000
	1 地方揮発油譲与税	23,000
	2 自動車重量譲与税	67,000
	3 森林環境譲与税	7,000
3 利子割交付金		4,000
	1 利子割交付金	4,000
4 配当割交付金		77,000
	1 配当割交付金	77,000
5 株式等譲渡所得割交付金		86,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	86,000
6 法人事業税交付金		81,000
	1 法人事業税交付金	81,000
7 地方消費税交付金		1,200,000
	1 地方消費税交付金	1,200,000
8 環境性能割交付金		25,000
	1 環境性能割交付金	25,000
9 国有提供施設等所在市助成交付金		260,000
	1 国有提供施設等所在市助成交付金	260,000
10 地方特例交付金		40,000
	1 地方特例交付金	40,000

款	項	金 額
		千円
11	地方交付税	2,300,050
	1 地方交付税	2,300,050
12	交通安全対策特別交付金	6,100
	1 交通安全対策特別交付金	6,100
13	分担金及び負担金	560,374
	1 負担金	560,374
14	使用料及び手数料	306,399
	1 使用料	85,664
	2 手数料	210,355
	3 証紙収入	10,380
15	国庫支出金	4,066,473
	1 国庫負担金	3,266,797
	2 国庫補助金	785,725
	3 委託金	13,951
16	県支出金	1,769,161
	1 県負担金	1,132,197
	2 県補助金	469,748
	3 委託金	167,216
17	財産収入	26,370
	1 財産運用収入	26,368
	2 財産売却収入	2
18	寄附金	226,800
	1 寄附金	226,800
19	繰入金	1,576,285
	1 特別会計繰入金	39,733
	2 基金繰入金	1,536,552

款	項	金 額
20 繰越金		千円 300,000
	1 繰越金	300,000
21 諸収入		179,644
	1 延滞金加算金及び過料	5,003
	2 市預金利子	1
	3 貸付金元利収入	20,000
	4 雑入	154,640
22 市債		1,767,800
	1 市債	1,767,800
歳 入 合 計		24,694,000

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 議会費		229,646
	1 議会費	229,646
2 総務費		3,401,036
	1 総務管理費	2,671,260
	2 徴税費	349,129
	3 戸籍住民基本台帳費	204,529
	4 選挙費	123,853
	5 統計調査費	43,662
	6 監査委員費	8,603
3 民生費		10,506,999
	1 社会福祉費	4,886,032
	2 児童福祉費	4,726,080
	3 生活保護費	894,885
	4 災害救助費	2
4 衛生費		2,649,775
	1 保健衛生費	875,211
	2 清掃費	1,774,564
5 農林水産業費		25,808
	1 農業費	7,955
	2 水産業費	17,853
6 商工費		251,410
	1 商工費	251,410
7 土木費		2,435,104
	1 環境保全費	998,455
	2 土木管理費	213,684
	3 道路橋りょう費	431,927

款	項	金 額
		千円
	4 河川費	9,194
	5 都市計画費	761,188
	6 住宅費	20,656
8 消防費		1,322,456
	1 消防費	1,322,456
9 教育費		2,167,673
	1 教育総務費	445,104
	2 小学校費	646,583
	3 中学校費	445,141
	4 社会教育費	293,164
	5 保健体育費	337,681
10 公債費		1,664,093
	1 公債費	1,664,093
11 予備費		40,000
	1 予備費	40,000
歳 出 合 計		24,694,000

第2表 継続費

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
7 土木費	1 環境保全費	近隣公園整備事業	356,103	令和7年度	176,583
				令和8年度	179,520

第3表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
公金の収納及び支払事務経費	令和8年度～ 契約終了年度	取扱件数に契約で定める額を乗じて 得た額に月額料金を加えた額
企業版ふるさと納税支援業務	令和8年度	取扱金額に対して契約で定める額
専用自動車賃貸借経費	令和8年度～ 令和14年度	9,996

第4表 地方債

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
JR東逗子駅前複合施設整備事業費	46,600	普通貸借又は証券発行 事業の進捗又はその他の都合により、起債の全部又は一部を翌年度に繰越して起債することができる。	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。
地域活動センター整備事業費	21,800	同 上	同 上	同 上
文化プラザホール整備事業費	41,900	同 上	同 上	同 上
体験学習施設整備事業費	3,700	同 上	同 上	同 上
医療保健センター整備事業費	14,200	同 上	同 上	同 上
じんかい処理施設整備事業費	342,200	同 上	同 上	同 上
公園整備事業費	297,800	同 上	同 上	同 上
緑地安全対策事業費	175,400	同 上	同 上	同 上
急傾斜地崩壊対策事業費	150,800	同 上	同 上	同 上
道路整備事業費	123,100	同 上	同 上	同 上
橋りょう整備事業費	3,000	同 上	同 上	同 上
消防施設整備事業費	187,200	同 上	同 上	同 上
災害対策事業費	4,500	同 上	同 上	同 上
防災施設整備事業費	7,300	同 上	同 上	同 上
学校教育施設整備事業費	105,100	同 上	同 上	同 上
文化財整備事業費	2,300	同 上	同 上	同 上
市立体育館整備事業費	240,900	同 上	同 上	同 上

一般会計予算説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	本年度予算額 千円	総額に 対する比 %	前年度予算額 千円	総額に 対する比 %	比 較 千円
1 市税	9,738,544	39.4	9,200,536	40.0	538,008
2 地方譲与税	97,000	0.4	96,000	0.4	1,000
3 利子割交付金	4,000	0.0	4,000	0.0	0
4 配当割交付金	77,000	0.3	51,000	0.2	26,000
5 株式等譲渡所得割交付金	86,000	0.3	45,000	0.2	41,000
6 法人事業税交付金	81,000	0.3	74,000	0.3	7,000
7 地方消費税交付金	1,200,000	4.9	1,150,000	5.0	50,000
8 環境性能割交付金	25,000	0.1	21,000	0.1	4,000
9 国有提供施設等所在市助成交付金	260,000	1.1	261,000	1.2	△1,000
10 地方特例交付金	40,000	0.2	340,000	1.5	△300,000
11 地方交付税	2,300,050	9.3	2,353,000	10.3	△52,950
12 交通安全対策特別交付金	6,100	0.0	6,100	0.0	0
13 分担金及び負担金	560,374	2.3	374,658	1.6	185,716
14 使用料及び手数料	306,399	1.2	308,629	1.4	△2,230
15 国庫支出金	4,066,473	16.5	3,332,530	14.5	733,943
16 県支出金	1,769,161	7.2	1,639,846	7.1	129,315
17 財産収入	26,370	0.1	25,373	0.1	997
18 寄附金	226,800	0.9	234,800	1.0	△8,000
19 繰入金	1,576,285	6.4	1,389,502	6.1	186,783
20 繰越金	300,000	1.2	298,255	1.3	1,745
21 諸収入	179,644	0.7	190,582	0.8	△10,938
22 市債	1,767,800	7.2	1,586,700	6.9	181,100
歳入合計	24,694,000	100.0	22,982,511	100.0	1,711,489

(歳 出)

款	本年度予算額	総額に 対する比	前年度予算額	総額に 対する比	比 較
1 議会費	千円 229,646	% 0.9	千円 227,690	% 1.0	千円 1,956
2 総務費	3,401,036	13.8	3,132,919	13.6	268,117
3 民生費	10,506,999	42.5	9,870,457	42.9	636,542
4 衛生費	2,649,775	10.7	2,481,005	10.8	168,770
5 農林水産業費	25,808	0.1	36,742	0.2	△10,934
6 商工費	251,410	1.0	139,091	0.6	112,319
7 土木費	2,435,104	9.9	2,014,128	8.8	420,976
8 消防費	1,322,456	5.4	1,110,371	4.8	212,085
9 教育費	2,167,673	8.8	2,189,584	9.5	△21,911
10 公債費	1,664,093	6.7	1,740,524	7.6	△76,431
11 予備費	40,000	0.2	40,000	0.2	0
歳出合計	24,694,000	100.0	22,982,511	100.0	1,711,489

2 歳 入

1 款 市税

9,738,544千円

1 項 市民税

5,396,000千円

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 個人	千円 5,154,000	千円 4,707,000	千円 447,000
2 法人	242,000	233,000	9,000
計	5,396,000	4,940,000	456,000

1 款 市税

9,738,544千円

2 項 固定資産税

3,431,044千円

1 固定資産税	3,403,000	3,330,000	73,000
2 国有資産等所在市交付金	28,044	28,036	8
計	3,431,044	3,358,036	73,008

1 款 市税

9,738,544千円

3 項 軽自動車税

71,500千円

1 環境性能割	5,000	4,000	1,000
---------	-------	-------	-------

節		説 明	
区 分	金 額		
1 現年課税分	千円 5,132,000	01 現年課税分 特別徴収調定見込額 3,831,156 徴収率 99.5% 普通徴収調定見込額 1,355,237 徴収率 97.4%	千円 5,132,000
2 滞納繰越分	22,000	01 滞納繰越分	22,000
1 現年課税分	241,000	01 現年課税分 調定見込額 246,170 徴収率 97.9%	241,000
2 滞納繰越分	1,000	01 滞納繰越分	1,000

1 現年課税分	3,389,000	01 現年課税分 土地調定見込額 1,577,351 徴収率 98.9% 家屋調定見込額 1,546,007 徴収率 98.9% 償却資産調定見込額 309,279 徴収率 97.0%	3,389,000
2 滞納繰越分	14,000	01 滞納繰越分	14,000
1 現年課税分	28,044	01 現年課税分 調定見込額 28,044 徴収率 100.0%	28,044

1 現年課税分	5,000	01 現年課税分 調定見込額 5,000 徴収率 100.0%	5,000
---------	-------	--	-------

1 款 市税

1 款 市税 9,738,544千円
3 項 軽自動車税 71,500千円

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
2 種別割	千円 66,500	千円 67,500	千円 △1,000
計	71,500	71,500	0

1 款 市税 9,738,544千円
4 項 市たばこ税 247,000千円

1 市たばこ税	247,000	248,000	△1,000
計	247,000	248,000	△1,000

1 款 市税 9,738,544千円
5 項 都市計画税 593,000千円

1 都市計画税	593,000	583,000	10,000
計	593,000	583,000	10,000

2 款 地方譲与税 97,000千円
1 項 地方揮発油譲与税 23,000千円

1 地方揮発油譲与税	23,000	24,000	△1,000
計	23,000	24,000	△1,000

節		説	明
区 分	金 額		
1 現年課税分	千円 66,000	01 現年課税分	千円 66,000
		調定見込額 68,042 徴収率 97.0%	
2 滞納繰越分	500	01 滞納繰越分	500

1 現年課税分	247,000	01 現年課税分	247,000
		調定見込額 247,000 徴収率 100.0%	

1 現年課税分	590,000	01 現年課税分	590,000
		土地調定見込額 368,049 徴収率 98.9%	
		家屋調定見込額 228,514 徴収率 98.9%	
2 滞納繰越分	3,000	01 滞納繰越分	3,000

1 地方揮発油譲 与税	23,000	01 地方揮発油譲与税	23,000

1 款 市税 2 款 地方譲与税

2 款 地方譲与税

97,000千円

2 項 自動車重量譲与税

67,000千円

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 自動車重量譲与税	千円 67,000	千円 65,000	千円 2,000
計	67,000	65,000	2,000

2 款 地方譲与税

97,000千円

3 項 森林環境譲与税

7,000千円

1 森林環境譲与税	7,000	7,000	0
計	7,000	7,000	0

3 款 利子割交付金

4,000千円

1 項 利子割交付金

4,000千円

1 利子割交付金	4,000	4,000	0
計	4,000	4,000	0

4 款 配当割交付金

77,000千円

1 項 配当割交付金

77,000千円

1 配当割交付金	77,000	51,000	26,000
計	77,000	51,000	26,000

5 款 株式等譲渡所得割交付金

86,000千円

1 項 株式等譲渡所得割交付金

86,000千円

1 株式等譲渡所得割交付金	86,000	45,000	41,000
計	86,000	45,000	41,000

節		説 明
区 分	金 額	
1 自動車重量譲与税	千円 67,000	01 自動車重量譲与税 千円 67,000

1 森林環境譲与税	7,000	01 森林環境譲与税 7,000

1 利子割交付金	4,000	01 利子割交付金 4,000

1 配当割交付金	77,000	01 配当割交付金 77,000

1 株式等譲渡所得割交付金	86,000	01 株式等譲渡所得割交付金 86,000

2 款 地方譲与税 3 款 利子割交付金 4 款 配当割交付金 5 款 株式等譲渡所得割交付金

6 款 法人事業税交付金 81,000千円
1 項 法人事業税交付金 81,000千円

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 法人事業税交付金	千円 81,000	千円 74,000	千円 7,000
計	81,000	74,000	7,000

7 款 地方消費税交付金 1,200,000千円
1 項 地方消費税交付金 1,200,000千円

1 地方消費税交付金	1,200,000	1,150,000	50,000
計	1,200,000	1,150,000	50,000

8 款 環境性能割交付金 25,000千円
1 項 環境性能割交付金 25,000千円

1 環境性能割交付金	25,000	21,000	4,000
計	25,000	21,000	4,000

9 款 国有提供施設等所在市助成交付金 260,000千円
1 項 国有提供施設等所在市助成交付金 260,000千円

1 国有提供施設等所在市助成交付金	260,000	261,000	△1,000
計	260,000	261,000	△1,000

節		説	明
区 分	金 額		
1 法人事業税交付金	千円 81,000	01 法人事業税交付金	千円 81,000

1 地方消費税交付金	1,200,000	01 地方消費税交付金	1,200,000

1 環境性能割交付金	25,000	01 環境性能割交付金	25,000

1 国有提供施設等所在市助成交付金	260,000	01 国有提供施設等所在市助成交付金	260,000

6 款 法人事業税交付金 7 款 地方消費税交付金 8 款 環境性能割交付金
9 款 国有提供施設等所在市助成交付金

1 0 款 地方特例交付金

40,000千円

1 項 地方特例交付金

40,000千円

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 地方特例交付金	千円 40,000	千円 340,000	千円 △300,000
計	40,000	340,000	△300,000

1 1 款 地方交付税

2,300,050千円

1 項 地方交付税

2,300,050千円

1 地方交付税	2,300,050	2,353,000	△52,950
計	2,300,050	2,353,000	△52,950

1 2 款 交通安全対策特別交付金

6,100千円

1 項 交通安全対策特別交付金

6,100千円

1 交通安全対策特別交付金	6,100	6,100	0
計	6,100	6,100	0

1 3 款 分担金及び負担金

560,374千円

1 項 負担金

560,374千円

1 民生費負担金	132,948	142,229	△9,281
2 衛生費負担金	410,657	232,078	178,579

節		説	明
区 分	金 額		
1 地方特例交付金	千円 40,000	01 地方特例交付金	千円 40,000

1 地方交付税	2,300,050	01 普通交付税	2,250,000
		02 特別交付税	50,000
		03 震災復興特別交付税	50

1 交通安全対策特別交付金	6,100	01 交通安全対策特別交付金	6,100

1 社会福祉費負担金	1,003	01 高齢者施設入所者負担金	1,003
2 児童福祉費負担金	131,945	01 保育所入所保護者負担金	131,944
		02 助産施設入所者負担金	1
1 保健衛生費負担金	30,790	01 一次救急医療対策事業費負担金	30,790

1 0 款 地方特例交付金 1 1 款 地方交付税 1 2 款 交通安全対策特別交付金 1 3 款 分担金及び負担金

1 3 款 分担金及び負担金

560,374千円

1 項 負担金

560,374千円

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
	千円	千円	千円
3 土木費負担金	16,769	0	16,769
教育費負担金	0	351	△351
計	560,374	374,658	185,716

1 4 款 使用料及び手数料

306,399千円

1 項 使用料

85,664千円

1 総務使用料	4,804	4,780	24
2 民生使用料	2,170	2,117	53
3 衛生使用料	433	433	0
4 農林水産業使用料	5,979	6,030	△51

節		説 明	
区 分	金 額		
2 清掃費負担金	千円 379,867	01 ごみ処理負担金	千円 379,867
1 環境保全費負担金	16,769	01 重点対策加速化事業費負担金	16,769
		(廃目)	

1 行政財産使用料	795	01 行政財産目的外使用料	795
2 総務管理使用料	4,009	01 コミュニティセンター使用料	4,009
1 行政財産使用料	1,286	01 行政財産目的外使用料	1,286
2 児童福祉使用料	884	01 湘南保育園延長保育料	270
		02 小坪保育園延長保育料	414
		03 体験学習施設使用料	200
1 行政財産使用料	433	01 行政財産目的外使用料	433
1 行政財産使用料	65	01 行政財産目的外使用料	65
2 農業使用料	767	01 市民農園使用料	767
3 水産業使用料	5,147	01 小坪海岸保全区域占用料	4,219
		02 漁港区域占用料	458

1 3 款 分担金及び負担金 1 4 款 使用料及び手数料

1 4 款 使用料及び手数料

306,399千円

1 項 使用料

85,664千円

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
	千円	千円	千円
5 商工使用料	15	15	0
6 土木使用料	71,674	72,297	△623
7 消防使用料	347	352	△5
8 教育使用料	242	243	△1
計	85,664	86,267	△603

1 4 款 使用料及び手数料

306,399千円

2 項 手数料

210,355千円

1 総務手数料	27,293	26,153	1,140
---------	--------	--------	-------

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円	03 漁港施設使用料	千円 470
1 行政財産使用料	15	01 行政財産目的外使用料	15
1 行政財産使用料	514	01 行政財産目的外使用料	514
2 公園使用料	1,368	01 公園占用料	1,218
		02 公園内行為許可使用料	150
3 道路橋りょう使用料	32,968	01 道路占用料	32,968
4 河川使用料	1,131	01 準用河川占用料	604
		02 普通河川等占用料	527
5 住宅使用料	35,693	01 市営住宅使用料	33,197
		02 市営住宅駐車場使用料	2,496
1 行政財産使用料	347	01 行政財産目的外使用料	347
1 行政財産使用料	242	01 行政財産目的外使用料	242

1 総務管理手数料	501	01 行政境界等証明手数料	1
		02 放置自転車等移動手数料	500
2 徴税手数料	3,877	01 公簿閲覧及び証明手数料	3,540

1 4 款 使用料及び手数料

1 4 款 使用料及び手数料

306,399千円

2 項 手数料

210,355千円

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
	千円	千円	千円
2 衛生手数料	181,738	183,182	△1,444
3 土木手数料	1,273	1,276	△3
4 消防手数料	51	51	0
計	210,355	210,662	△307

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円	02 臨時運行許可手数料	千円 337
3 戸籍住民基本 台帳手数料	22,915	01 戸籍謄抄本等交付手数料 02 住民票写し交付等手数料 03 印鑑登録証明書等交付手数料 04 身分証明書等交付手数料	8,905 7,770 6,060 180
1 予防手数料	2,049	01 犬の登録等手数料	2,049
2 じんかい処理 手数料	179,684	01 じんかい処理手数料 02 一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料 03 家庭ごみ処理手数料	88,649 35 91,000
3 し尿処理手 数 料	5	01 浄化槽清掃業許可申請手数料	5
1 環境保全手 数 料	337	01 境界承認等手数料 02 屋外広告物許可申請手数料 03 自然環境評価図等交付手数料	1 333 3
2 土木管理手 数 料	929	01 境界承認等手数料	929
3 都市計画手 数 料	7	01 都市計画証明等手数料	7
1 消防手数料	51	01 危険物取扱手数料 02 境界承認等手数料	50 1

1 4 款 使用料及び手数料

306,399千円

3 項 証紙収入

10,380千円

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 証紙収入	千円 10,380	千円 11,700	千円 △1,320
計	10,380	11,700	△1,320

1 5 款 国庫支出金

4,066,473千円

1 項 国庫負担金

3,266,797千円

1 民生費国庫負担金	3,264,364	2,783,651	480,713
2 衛生費国庫負担金	2,305	1,001	1,304

節		説	明
区 分	金 額		
1 証紙収入	千円 10,380	01 粗大ごみ処理手数料	千円 10,380

1 社会福祉費負担金	596,865	01 特別障害者手当等給付費負担金 (3/4)	15,155
		02 自立支援給付等負担金 (1/2)	580,855
		03 生活困窮者自立支援負担金 (3/4)	855
2 児童福祉費負担金	1,969,734	01 助産施設措置費負担金 (1/2)	290
		02 母子生活支援施設措置費負担金 (1/2)	319
		03 児童扶養手当負担金 (1/3)	47,709
		04 母子家庭等日常生活支援費負担金 (1/2)	16
		05 母子家庭自立支援教育訓練費負担金 (3/4)	8,602
		06 児童手当負担金 (10/10, 7/9, 13/15)	929,201
		07 児童福祉法給付等負担金 (1/2)	162,373
		08 教育・保育給付費負担金 (1/2)	771,718
		09 子育てのための施設等利用給付交付金 (1/2)	49,506
3 生活保護費負担金	620,131	01 生活保護費負担金 (3/4)	618,481
		02 就労支援費負担金 (3/4)	1,650
4 保険基盤安定負担金	50,312	01 国民健康保険事業保険基盤安定負担金 (1/2)	50,312
5 介護保険負担金	27,322	01 介護保険事業低所得者保険料軽減負担金 (1/2)	27,322
1 保健衛生費負担金	2,305	01 養育医療費負担金 (1/2)	1,000
		02 予防接種健康被害給付費負担金 (10/10)	1,305

1 4 款 使用料及び手数料 1 5 款 国庫支出金

1 5 款 国庫支出金	4, 066, 473千円
1 項 国庫負担金	3, 266, 797千円

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
3 消防費国庫負担金	千円 128	千円 133	千円 △5
計	3, 266, 797	2, 784, 785	482, 012

1 5 款 国庫支出金	4, 066, 473千円
2 項 国庫補助金	785, 725千円

1 総務費国庫補助金	304, 087	115, 053	189, 034
2 民生費国庫補助金	185, 046	220, 814	△35, 768

節		説	明
区 分	金 額		
1 消防費負担金	千円 128	01 緊急消防援助隊活動費負担金 (10/10)	千円 128

1 総務管理費補助金	267,746	01 地域女性活躍推進交付金 (3/4)	2,202
		02 都市構造再編集中支援事業費補助金 (1/2)	49,263
		03 デジタル基盤改革支援補助金 (10/10)	192,927
		04 社会保障・税番号制度関係システム整備事業補助金 (10/10)	4,129
		05 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 (10/10)	19,225
2 戸籍住民基本台帳費補助金	36,341	01 個人番号カード関連事務費補助金 (10/10)	26,432
		02 社会保障・税番号制度関係システム整備事業補助金 (10/10)	9,909
1 社会福祉総務費補助金	89,099	01 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 (2/3)	2,270
		02 重層的支援体制整備事業交付金	85,342
		03 困難な問題を抱える女性支援推進等事業費補助金 (1/3)	1,487
2 障害者支援費補助金	38,862	01 在宅福祉事業費補助金 (1/2)	28
		02 障害者自立支援事業費等補助金 (1/2)	33,912
		03 児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金 (1/2)	4,922
3 児童福祉総務費補助金	54,236	01 子ども・子育て支援交付金 (1/3)	54,046
		02 子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金 (1/2)	40
		03 保育対策総合支援事業費補助金 (1/2)	150
4 生活保護費補助金	2,849	01 生活保護適正化事業補助金 (3/4)	2,849

15 款 国庫支出金

1 5 款 国庫支出金
2 項 国庫補助金

4,066,473千円
785,725千円

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
3 衛生費国庫補助金	千円 111,828	千円 29,668	千円 82,160
4 土木費国庫補助金	59,612	72,714	△13,102
5 消防費国庫補助金	32,304	1,857	30,447
6 教育費国庫補助金	17,848	17,220	628

節		説 明	
区 分	金 額		
1 保健衛生費補助金	千円 111,828	01 がん検診推進事業補助金 (1/2)	千円 210
		02 母子保健衛生費補助金 (1/2)	2,724
		03 子ども・子育て支援交付金 (1/3, 1/2)	2,762
		04 出産子育て応援交付金 (10/10)	29,000
		05 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金	76,725
		06 健康管理システム改修費補助金 (2/3)	407
1 環境保全費補助金	40,064	01 社会資本整備総合交付金 (1/3, 1/2)	19,825
		02 地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金 (1/2)	600
		03 特定外来生物防除等対策事業交付金 (1/2)	2,039
		04 先導的官民連携支援事業補助金 (10/10)	17,600
2 道路橋りょう費補助金	14,372	01 社会資本整備総合交付金 (1/2)	7,851
		02 道路メンテナンス事業費補助金 (5.5/10)	3,781
		03 地籍調査費補助金 (1/2)	2,740
3 住宅費補助金	176	01 社会資本整備総合交付金 (4.5/10)	176
4 都市計画費補助金	5,000	01 地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (1/2)	5,000
1 消防費補助金	32,304	01 社会資本整備総合交付金 (1/2)	1,402
		02 防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金 (1/2)	30,902
1 教育総務費補助金	7,141	01 教育支援体制整備事業費補助金 (1/3)	7,141
2 小学校費補助金	1,712	01 要保護児童援助費補助金 (1/2)	11
		02 特別支援教育就学奨励費補助金 (1/2, 1/4)	1,139
		03 理科教育設備整備費等補助金 (1/2)	562
3 中学校費補助金	688	01 要保護生徒援助費補助金 (1/2)	99
		02 特別支援教育就学奨励費補助金 (1/2)	589

1 5 款 国庫支出金
2 項 国庫補助金

4, 066, 473千円
785, 725千円

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
	千円	千円	千円
7 特定防衛施設周辺整備調整交付金	75, 000	75, 000	0
計	785, 725	532, 326	253, 399

1 5 款 国庫支出金
3 項 委託金

4, 066, 473千円
13, 951千円

1 総務費委託金	651	651	0
2 民生費委託金	13, 300	14, 768	△1, 468
計	13, 951	15, 419	△1, 468

1 6 款 県支出金
1 項 県負担金

1, 769, 161千円
1, 132, 197千円

1 総務費県負担金	3, 674	3, 543	131
2 民生費県負担金	1, 127, 935	1, 094, 480	33, 455

節		説 明	
区 分	金 額		
4 社会教育費補助金	千円 8,307	01 埋蔵文化財緊急調査費補助金（1/2） 02 史跡等保存整備費補助金（1/2）	千円 3,580 4,727
1 特定防衛施設 周辺整備調整 交付金	75,000	01 特定防衛施設周辺整備調整交付金	75,000

1 総務管理費委託金	500	01 施設区域取得等事務委託金	500
2 戸籍住民基本 台帳費委託金	151	01 自衛官募集事務委託金 02 中長期在留者住居地届出等事務委託金	1 150
1 社会福祉費委託金	13,200	01 基礎年金事務委託金 02 年金生活者支援給付金支給事務市町村交付金	12,960 240
2 児童福祉費委託金	100	01 特別児童扶養手当事務委託金	100

1 総務管理費負担金	3,674	01 市町村移譲事務交付金	3,674
1 社会福祉費負担金	295,514	01 民生委員児童委員関係負担金 02 自立支援給付等負担金（1/4）	5,087 290,427

1 5 款 国庫支出金 1 6 款 県支出金

1 6 款 県支出金
1 項 県負担金

1, 769, 161千円
1, 132, 197千円

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
	千円	千円	千円
3 衛生費県負担金	588	588	0
計	1, 132, 197	1, 098, 611	33, 586

1 6 款 県支出金
2 項 県補助金

1, 769, 161千円
469, 748千円

1 総務費県補助金	83, 248	104, 951	△21, 703
2 民生費県補助金	297, 306	287, 193	10, 113

節		説明	
区 分	金 額		
2 児童福祉費負担金	千円 536,288	01 教育・保育給付費負担金 (1/4)	千円 319,988
		02 助産施設措置費負担金 (1/4)	145
		03 母子生活支援施設措置費負担金 (1/4)	159
		04 母子家庭等日常生活支援費負担金 (1/4)	8
		05 児童手当負担金 (1/9, 1/15)	110,049
		06 児童福祉法給付等負担金 (1/4)	81,186
		07 子育てのための施設等利用給付県費負担金 (1/4)	24,753
3 生活保護費負担金	12,500	01 生活保護費負担金 (1/4)	12,500
4 災害救助費負担金	1	01 災害弔慰金等負担金 (3/4)	1
5 保険基盤安定負担金	269,971	01 国民健康保険事業保険基盤安定負担金 (3/4, 1/4)	147,280
		02 後期高齢者医療事業保険基盤安定負担金 (3/4)	122,691
6 介護保険負担金	13,661	01 介護保険事業低所得者保険料軽減負担金 (1/4)	13,661
1 保健衛生費負担金	588	01 感染症予防費負担金 (2/3)	88
		02 養育医療費負担金 (1/4)	500

1 総務管理費補助金	83,248	01 大気汚染常時監視測定網交付金	375
		02 市町村自治基盤強化総合補助金 (1/2, 1/3)	82,873
1 社会福祉費補助金	40,976	01 外国籍県民等福祉給付金支給助成事業補助金 (1/2)	1
		02 重層の支援体制整備事業交付金	40,959

1 6 款 県支出金
2 項 県補助金

1, 769, 161千円
469, 748千円

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
	千円	千円	千円
3 衛生費県補助金	12, 854	17, 238	△4, 384
4 農林水産業費県補助金	114	114	0

節		説明	
区 分	金 額		
	千円		千円
		03 犯罪被害者等日常生活支援事業補助金 (1/3)	16
2 障害者支援費 補助金	70,175	01 重度障害者医療給付補助金 (1/2)	42,048
		02 在宅障害者福祉対策推進事業費補助金 (1/2)	918
		03 障害者自立支援事業費等補助金 (1/4)	16,956
		04 障害者地域生活支援関連事業費補助金 (1/2)	7,792
		05 児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金 (1/4)	2,461
3 高齢者福祉費 補助金	585	01 老人福祉費 (在宅) 補助金 (3/4, 2/3)	585
4 児童福祉費補 助金	185,570	01 民間保育所運営費補助金 (1/2)	5,939
		02 ひとり親家庭等医療費助成事業補助金 (1/2)	12,981
		03 小児医療費助成事業補助金 (1/2)	50,066
		04 届出保育施設助成事業補助金 (1/3)	146
		05 放課後子ども教室推進事業補助金 (2/3)	9,917
		06 教育・保育給付費交付金 (1/2)	50,247
		07 子ども・子育て支援交付金 (1/3)	54,046
		08 市町村事業推進交付金 (1/2)	73
		09 安心こども交付金事業費補助金	2,088
		10 ひとり親家庭放課後児童クラブ利用料支援事業費補助金 (1/2)	67
1 保健衛生費補 助金	12,854	01 予防接種健康被害救済費補助金 (3/4)	3,699
		02 小児救急医療対策費補助金 (1/2)	3,042
		03 健康増進事業補助金 (2/3)	3,945
		04 風しん予防接種事業費補助金 (1/3)	226
		05 地域自殺対策強化交付金事業費補助金 (1/2)	96
		06 骨髄ドナー支援事業費補助金 (1/2)	105
		07 子ども・子育て支援交付金 (1/3, 1/4)	1,741
1 農業費補助金	114	01 国有農地等管理处分事業事務取扱交付金	114

1 6 款 県支出金
2 項 県補助金

1, 769, 161千円
469, 748千円

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
5 商工費県補助金	千円 65	千円 542	千円 △477
6 土木費県補助金	8, 012	7, 013	999
7 消防費県補助金	60, 641	17, 055	43, 586
8 教育費県補助金	7, 508	4, 271	3, 237
計	469, 748	438, 377	31, 371

1 6 款 県支出金
3 項 委託金

1, 769, 161千円
167, 216千円

1 総務費委託金	166, 046	102, 314	63, 732
----------	----------	----------	---------

節		説明	
区 分	金 額		
1 商工費補助金	千円 65	01 消費者行政強化事業費補助金	千円 65
1 環境保全費補助金	6,642	01 海岸漂着物等対策事業費補助金	4,100
		02 沿道建築物耐震化支援事業費補助金 (1/6)	200
		03 市町村事業推進交付金 (1/2)	1,647
		04 がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金 (1/6)	695
2 道路橋りょう費補助金	1,370	01 地籍調査費補助金 (1/4)	1,370
1 消防費補助金	60,641	01 市町村地域防災力強化事業費補助金 (1/2, 1/3)	60,641
1 社会教育費補助金	2,826	01 指定文化財保存修理等補助金 (1/6)	2,768
		02 市町村事業推進交付金 (1/2)	58
2 教育総務費補助金	4,682	01 コミュニティ・スクール推進体制構築事業費補助金 (2/3)	236
		02 教育支援体制整備事業費補助金 (1/3)	4,446

1 徴税費委託金	100,500	01 県民税徴収取扱委託金	100,500
2 戸籍住民基本台帳費委託金	40	01 人口動態調査事務委託金	40
3 選挙費委託金	27,359	01 在外選挙人名簿登録事務費委託金	13
		02 参議院議員通常選挙費委託金	27,346
4 統計調査費委託金	38,147	01 学校基本調査ほか委託金	122
		02 市町村統計事務交付金	31
		03 国勢調査委託金	37,994

1 6 款 県支出金
3 項 委託金

1, 769, 161千円
167, 216千円

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
2 民生費委託金	千円 1, 040	千円 414	千円 626
3 土木費委託金	130	130	0
計	167, 216	102, 858	64, 358

1 7 款 財産収入
1 項 財産運用収入

26, 370千円
26, 368千円

1 財産貸付収入	23, 247	22, 251	996
2 利子及び配当金	3, 121	3, 120	1
計	26, 368	25, 371	997

1 7 款 財産収入
2 項 財産売払収入

26, 370千円
2千円

1 不動産売払収入	1	1	0
2 物品売払収入	1	1	0

節		説 明	
区 分	金 額		
1 社会福祉費委託金	千円 1,039	01 戦没者叙勲等事務委託金 02 人権啓発活動委託金	千円 89 950
2 児童福祉費委託金	1	01 地域児童福祉事業等調査委託費交付金	1
1 環境保全費委託金	130	01 自然保護奨励事務委託金	130

1 土地建物貸付収入	23,247	01 市有地貸付料 02 市有建物貸付料	17,405 5,842
1 利子収入	3,120	01 財政調整基金利子 02 公共公益施設整備基金利子 03 特定防衛施設周辺整備基金利子 04 ふるさと基金利子 05 職員退職手当基金利子 06 みどり基金利子	3,006 1 1 1 1 110
2 配当収入	1	01 株式配当金	1

1 土地売払収入	1	01 土地売払収入	1
1 物品売払収入	1	01 物品売払収入	1

1 6 款 県支出金 1 7 款 財産収入

1 7 款 財産収入 26,370千円
2 項 財産売払収入 2千円

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
計	千円 2	千円 2	千円 0

1 8 款 寄附金 226,800千円
1 項 寄附金 226,800千円

1 一般寄附金	89,760	97,000	△7,240
2 指定寄附金	137,040	137,800	△760
計	226,800	234,800	△8,000

1 9 款 繰入金 1,576,285千円
1 項 特別会計繰入金 39,733千円

1 介護保険事業特別会計繰入金	39,733	36,020	3,713
計	39,733	36,020	3,713

1 9 款 繰入金 1,576,285千円
2 項 基金繰入金 1,536,552千円

1 財政調整基金繰入金	1,180,000	990,000	190,000
-------------	-----------	---------	---------

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円

1 一般寄附金	89,760	01 一般寄附金	89,760
1 総務費指定寄附金	124,240	01 ふるさと基金寄附金	114,240
		02 企業版ふるさと納税寄附金	10,000
2 土木費指定寄附金	12,550	01 みどり基金寄附金	12,550
3 教育費指定寄附金	250	01 文化財指定寄附金	250

1 介護保険事業特別会計繰入金	39,733	01 介護保険事業特別会計繰入金	39,733

1 財政調整基金繰入金	1,180,000	01 財政調整基金繰入金	1,180,000
-------------	-----------	--------------	-----------

17款 財産収入 18款 寄附金 19款 繰入金

19款 繰入金

1,576,285千円

2項 基金繰入金

1,536,552千円

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
2 公共公益施設整備基金繰入金	千円 191,777	千円 195,353	千円 △3,576
3 特定防衛施設周辺整備基金繰入金	25,000	25,000	0
4 ふるさと基金繰入金	118,085	130,738	△12,653
5 みどり基金繰入金	21,690	12,390	9,300
みんなで乗り越える新型コロナウイルス感染症対策 基金繰入金	0	1	△1
計	1,536,552	1,353,482	183,070

20款 繰越金

300,000千円

1項 繰越金

300,000千円

1 繰越金	300,000	298,255	1,745
計	300,000	298,255	1,745

21款 諸収入

179,644千円

1項 延滞金加算金及び過料

5,003千円

1 延滞金	5,002	8,002	△3,000
2 加算金	1	1	0

節		説 明	
区 分	金 額		
1 公共公益施設 整備基金繰入 金	千円 191,777	01 公共公益施設整備基金繰入金	千円 191,777
1 特定防衛施設 周辺整備基金 繰入金	25,000	01 特定防衛施設周辺整備基金繰入金	25,000
1 ふるさと基金 繰入金	118,085	01 ふるさと基金繰入金	118,085
1 みどり基金繰 入金	21,690	01 みどり基金繰入金	21,690
		(廃目)	

1 繰越金	300,000	01 繰越金	300,000

1 延滞金	5,002	01 市税滞納延滞金	5,000
		02 市営住宅使用料滞納延滞金	1
		03 市営住宅駐車場使用料滞納延滞金	1
1 加算金	1	01 市税不申告加算金	1

19款 繰入金 20款 繰越金 21款 諸収入

2 1 款 諸収入 179,644千円
1 項 延滞金加算金及び過料 5,003千円

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
計	千円 5,003	千円 8,003	千円 △3,000

2 1 款 諸収入 179,644千円
2 項 市預金利子 1千円

1 市預金利子	1	1	0
計	1	1	0

2 1 款 諸収入 179,644千円
3 項 貸付金元利収入 20,000千円

1 商工貸付金元利収入	20,000	20,000	0
計	20,000	20,000	0

2 1 款 諸収入 179,644千円
4 項 雑入 154,640千円

1 滞納処分費	99	99	0
2 弁償金	1	1	0
3 過年度収入	2	2	0
4 雑入	154,538	162,476	△7,938

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円

1 預金利子	1	01 預金利子	1

1 労働金庫貸付 金元金収入	20,000	01 元金返還金	20,000

1 滞納処分費	99	01 滞納処分費	99
1 弁償金	1	01 弁償金	1
1 国庫支出金過 年度収入	1	01 国庫支出金過年度収入	1
2 県支出金過年 度収入	1	01 県支出金過年度収入	1
1 議会費雑入	1	01 その他雑入	1
2 総務費雑入	19,009	01 刊行物売却代	12
		02 地図売却代	22

2 1 款 諸収入

4 項 雑入

179,644千円

154,640千円

目	本年度予算額 千円	前年度予算額 千円	比 較 千円

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
		03 広報ずし掲載広告料収入	2,110
		04 ホームページ広告料収入	180
		05 広告入り庁舎・周辺案内板広告料収入	660
		06 後期高齢者医療広域連合派遣職員給与費負担金	7,750
		07 広告付き番号呼出モニター広告料収入	792
		08 その他雑入	7,483
3 民生費雑入	27,806	01 行旅病人死亡人取扱費繰入金	266
		02 生活保護費繰替金	1
		03 保育園職員給食費	3,109
		04 管外保育所運営費収入	1
		05 児童扶養手当返納金	1
		06 高額療養費代理受領金	1
		07 後期高齢者高額療養費振替金	14,715
		08 児童手当返納金	1
		09 高齢者センター食事提供利用料	4,423
		10 その他雑入	5,288
4 衛生費雑入	97,968	01 逗葉地域医療センター利用負担分	9,819
		02 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業広域連合委託金	11,689
		03 健康診査事業広域連合負担金	31,812
		04 後期高齢者保健事業補助金	297
		05 ごみ受入れ収入	19,538
		06 市町村振興協会市町村交付金	12,958
		07 鉄道送電線線下補償料	1,410
		08 その他雑入	10,445
5 土木費雑入	7,297	01 鉄道送電線線下補償料	6,277
		02 環境保全促進助成事業助成金	900
		03 その他雑入	120

2 1 款 諸収入

2 1 款 諸収入
4 項 雑入

179,644千円
154,640千円

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
	千円	千円	千円
計	154,640	162,578	△7,938

2 2 款 市債
1 項 市債

1,767,800千円
1,767,800千円

1 総務債	110,300	69,700	40,600
2 民生債	3,700	44,700	△41,000
3 衛生債	356,400	397,000	△40,600
4 土木債	750,100	462,200	287,900
5 消防債	199,000	138,000	61,000
6 教育債	348,300	399,100	△50,800

節		説 明	
区 分	金 額		
6 消防費雑入	千円 2,058	01 消防団員等公務災害補償等共済基金収入 02 その他雑入	千円 1,922 136
7 教育費雑入	399	01 その他雑入	399

1 総務管理債	110,300	01 J R東逗子駅前複合施設整備事業債 02 地域活動センター整備事業債 03 文化プラザホール整備事業債	46,600 21,800 41,900
1 児童福祉債	3,700	01 体験学習施設整備事業債	3,700
1 保健衛生債	14,200	01 医療保健センター整備事業債	14,200
2 清掃債	342,200	01 じんかい処理施設整備事業債	342,200
1 環境保全債	473,200	01 公園整備事業債 02 緑地安全対策事業債	297,800 175,400
2 土木管理債	150,800	01 急傾斜地崩壊対策事業債	150,800
3 道路橋りょう債	126,100	01 道路整備事業債 02 橋りょう整備事業債	123,100 3,000
1 消防債	199,000	01 消防施設整備事業債 02 災害対策事業債 03 防災施設整備事業債	187,200 4,500 7,300
1 小学校債	53,800	01 学校教育施設整備事業債	53,800
2 中学校債	51,300	01 学校教育施設整備事業債	51,300

2 1 款 諸収入 2 2 款 市債

2 2 款 市債

1, 767, 800千円

1 項 市債

1, 767, 800千円

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較
	千円	千円	千円
臨時財政対策債	0	76, 000	△76, 000
計	1, 767, 800	1, 586, 700	181, 100

節		説	明
区 分	金 額		
3 社会教育債	千円 2,300	01 文化財整備事業債	千円 2,300
4 保健体育債	240,900	01 市立体育館整備事業債	240,900
		(廃目)	

2 款 総務費

3,401,036千円

6 項 監査委員費

8,603千円

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	8,603	10,135	△1,532	0	0	0	8,603

3 款 民生費

10,506,999千円

1 項 社会福祉費

4,886,032千円

1 社会福祉総務費	1,073,933	1,052,670	21,263	305,198		34,567	734,168
				国庫支出金		繰入金	
				122,525		34,276	
				県支出金		諸収入	
				182,673		291	

節		説 明	
区 分	金 額		
2 給料	千円 2,641	給料	千円 2,641
3 職員手当等	1,837	職員手当等	1,837
4 共済費	767	共済費	767
9 旅費	105	02 会計年度任用職員報酬等	1,088
11 需用費	27	報酬	1,030
12 役務費	2	旅費	58
13 委託料	269	002 監査委員費	2,238
19 負担金補助及び交付金	87	01 監査委員経費	2,238
		報酬	1,838
		旅費	32
		需用費	12
		委託料	269
		負担金補助及び交付金	87
		003 監査委員事務局費	32
		01 監査委員事務局費	32
		旅費	15
		需用費	15
		役務費	2

1 報酬	35,134	001 職員給与費等	326,513
2 給料	139,582	01 職員給与費	297,040
3 職員手当等	114,632	給料	139,582
4 共済費	50,311	職員手当等	107,147
		共済費	50,311
		02 会計年度任用職員報酬等	29,473

2 款 総務費 3 款 民生費

10,506,999千円

4,886,032千円

目	本年度予算額 千円	前年度予算額 千円	比 較 千円	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源 千円
				国県支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	

節		説 明	
区 分	金 額		
8 報償費	千円 692	報酬	千円 21,584
9 旅費	974	職員手当等	7,485
		旅費	404
11 需用費	1,462	002 地域福祉推進費	75,905
12 役務費	663	01 民生委員・児童委員経費	10,036
		報酬	8,904
13 委託料	140,829	需用費	78
		役務費	12
14 使用料及び賃 借料	3,970	負担金補助及び交付金	1,042
19 負担金補助及 び交付金	61,711	02 民生委員推薦会経費	237
		報酬	234
		旅費	3
20 扶助費	2,611	03 地域福祉計画等推進事業	110
		報償費	80
28 繰出金	521,362	旅費	5
		役務費	25
		04 福祉会館維持管理事業	8,068
		需用費	94
		役務費	19
		委託料	7,730
		使用料及び賃借料	225
		05 逗子市社会福祉協議会助成事業	54,453
		負担金補助及び交付金	54,453
		06 外国籍市民等福祉給付金支給事業	2
		扶助費	2
		07 逗子あんしんセンター助成事業	2,630
		負担金補助及び交付金	2,630
		08 地域福祉推進事業	369
		報償費	200

3 款 民生費

10,506,999千円

4,886,032千円

目	本年度予算額 千円	前年度予算額 千円	比 較 千円	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源 千円
				国県支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
		需用費	169
		003 戦没者遺族等助成費	549
		01 戦没者遺族等助成事業	549
		需用費	13
		役務費	26
		委託料	330
		使用料及び賃借料	105
		負担金補助及び交付金	75
		004 臨時交通費等支給費	48
		01 臨時交通費等支給事業	48
		扶助費	48
		005 行旅死亡人等取扱い費	305
		01 行旅死亡人等取扱い経費	305
		報償費	32
		需用費	6
		役務費	16
		委託料	250
		扶助費	1
		006 人権推進費	2,120
		01 人権推進事業	2,120
		報酬	100
		旅費	136
		需用費	950
		役務費	5
		委託料	29
		使用料及び賃借料	192
		負担金補助及び交付金	708
		007 男女平等参画プラン推進費	5,625
		01 男女平等参画プラン推進事業	5,625

3 款 民生費

10,506,999千円

4,886,032千円

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
		報酬	4,312
		報償費	250
		旅費	389
		需用費	8
		役務費	71
		委託料	286
		使用料及び賃借料	9
		負担金補助及び交付金	130
		扶助費	170
		008 犯罪被害者等支援費	1,452
		01 犯罪被害者等支援事業	1,452
		報償費	70
		委託料	110
		使用料及び賃借料	22
		扶助費	1,250
		009 国民健康保険組合助成費	67
		01 国民健康保険組合助成事業	67
		負担金補助及び交付金	67
		010 国民健康保険事業特別会計繰出金	521,362
		01 国民健康保険事業特別会計繰出金	521,362
		繰出金	521,362
		011 生活困窮者自立支援費	15,025
		01 生活困窮者自立支援事業	15,025
		委託料	13,885
		扶助費	1,140
		012 重層的支援体制整備費	124,634
		01 地域共生社会推進事業	19,055
		報償費	60
		旅費	10

3 款 民生費

3 款 民生費

10,506,999千円

1 項 社会福祉費

4,886,032千円

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 障害者支援費	1,669,717	1,600,485	69,232	1,000,382		26,530	642,805
				国庫支出金		繰入金	
				640,342		11,814	
				県支出金		諸収入	
				360,040		14,716	

節		明 説	
区 分	金 額		
	千円		千円
		需用費	25
		役務費	3
		委託料	18,695
		使用料及び賃借料	262
		02 地域介護予防活動支援事業	7,551
		委託料	5,051
		負担金補助及び交付金	2,500
		03 地域包括支援センター運営事業	77,422
		旅費	10
		需用費	115
		役務費	476
		委託料	73,666
		使用料及び賃借料	3,155
		04 生活支援体制整備事業	20,606
		委託料	20,500
		負担金補助及び交付金	106
		013 福祉推進事務費	328
		01 福祉推進事務費	328
		旅費	17
		需用費	4
		役務費	10
		委託料	297
1 報酬	11,159	001 障害者自立支援医療費	122,382
3 職員手当等	2,642	01 重度障がい者医療費助成事業	122,382
8 報償費	6,502	需用費	7
9 旅費	776	役務費	2,110
		扶助費	120,265
11 需用費	692	002 知的障がい者等雇用促進費	5,520
		01 知的障がい者等雇用促進事業	5,520

3 款 民生費

10,506,999千円

4,886,032千円

目	本年度予算額 千円	前年度予算額 千円	比 較 千円	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源 千円
				国県支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	

節		説 明	
区 分	金 額		
12 役務費	千円 4,748	報償費	千円 5,520
13 委託料	95,904	003 在宅福祉支援費	12,047
14 使用料及び賃借料	10,806	01 障がい者の住みよいまちづくり推進事業	551
18 備品購入費	72	報償費	40
19 負担金補助及び交付金	29,182	需用費	203
20 扶助費	1,507,234	委託料	228
		使用料及び賃借料	80
		02 重度障がい者等住宅設備改造費助成事業	1,600
		扶助費	1,600
		03 障害福祉サービス事業所等通所交通費支給事業	9,839
		扶助費	9,839
		04 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業	57
		扶助費	57
		004 障害者総合支援法関連経費	1,352,850
		01 障害者自立支援給付等支給事業	1,096,986
		旅費	40
		需用費	184
		役務費	176
		委託料	1,624
		使用料及び賃借料	802
		扶助費	1,094,160
		02 障害支援区分等判定審査会等経費	2,162
		報酬	1,260
		旅費	16
		需用費	6
		役務費	880
		03 自立支援医療給付事業	62,616
		役務費	107
		委託料	42

3 款 民生費

10,506,999千円

4,886,032千円

目	本年度予算額 千円	前年度予算額 千円	比 較 千円	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源 千円
				国県支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	

節		説	明
区 分	金 額		
	千円		千円
		扶助費	62,467
		04 補装具給付事業	10,249
		扶助費	10,249
		05 相談支援事業	33,431
		報償費	672
		需用費	66
		役務費	138
		委託料	32,555
		06 手話講習会事業	692
		委託料	692
		07 手話通訳者派遣事業	8,996
		報酬	6,365
		職員手当等	1,840
		報償費	20
		旅費	331
		需用費	31
		役務費	106
		委託料	303
		08 要約筆記事業	1,890
		報酬	1,335
		旅費	177
		需用費	28
		役務費	97
		委託料	225
		使用料及び賃借料	28
		09 日常生活用具給付事業	13,273
		扶助費	13,273
		10 移動支援事業	61,016
		扶助費	61,016

3 款 民生費

10,506,999千円

4,886,032千円

目	本年度予算額 千円	前年度予算額 千円	比 較 千円	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源 千円
				国県支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
		11 地域活動支援センター事業	47,606
		委託料	47,606
		12 日中一時支援事業	6,834
		扶助費	6,834
		13 身体障がい者自動車改造費等助成事業	100
		扶助費	100
		14 訪問入浴サービス事業	1,525
		扶助費	1,525
		15 就労等支援事業	3,772
		報酬	2,199
		職員手当等	802
		旅費	152
		扶助費	619
		16 障がい者権利擁護事業	202
		報償費	130
		備品購入費	72
		17 障がい者移動支援人材確保等事業	1,500
		負担金補助及び交付金	1,500
		005 福祉手当給付費	111,812
		01 特別障害者手当等給付事業	20,208
		扶助費	20,208
		02 在宅障がい者福祉手当支給事業	91,604
		需用費	11
		役務費	35
		扶助費	91,558
		006 障がい者福祉総務管理費	5,460
		01 心身障がい者（児）福祉団体助成事業	126
		負担金補助及び交付金	126
		02 障がい者福祉計画推進事業	5,334

3 款 民生費

3 款 民生費

10,506,999千円

1 項 社会福祉費

4,886,032千円

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 高齢者福祉費	2,067,550	2,035,667	31,883	182,024 国庫支出金 45,597 県支出金 136,427		12,321 分担金及び 負担金 1,003 繰入金 11,318	1,873,205

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
		報償費	120
		役務費	32
		委託料	5,182
		007 民間障がい者福祉施設整備等促進費	41,010
		01 民間障がい者福祉施設整備等促進事業	41,010
		負担金補助及び交付金	27,546
		扶助費	13,464
		008 障がい者支援事務費	18,636
		01 障がい者支援事務費	18,636
		旅費	60
		需用費	156
		役務費	1,067
		委託料	7,447
		使用料及び賃借料	9,896
		負担金補助及び交付金	10
1 報酬	24	001 高齢者福祉推進費	4,299
8 報償費	376	01 高齢者福祉推進事業	4,299
		報償費	376
9 旅費	27	役務費	62
		委託料	3,861
11 需用費	413	002 高齢者施設入所費	10,406
12 役務費	393	01 高齢者施設入所事業	10,406
13 委託料	6,276	報酬	24
		旅費	5
19 負担金補助及び交付金	783,076	扶助費	10,377
		003 高齢者在宅福祉費	18,762
20 扶助費	11,147	01 ひとり暮らし高齢者訪問事業	2,415
		委託料	2,415
28 繰出金	1,265,818	02 高齢者虐待等対策事業	385

3 款 民生費

10,506,999千円

4,886,032千円

目	本年度予算額 千円	前年度予算額 千円	比 較 千円	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源 千円
				国県支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	

節		説	明
区 分	金 額		
	千円		千円
		扶助費	385
		03 生きがい推進事業	8,610
		需用費	81
		負担金補助及び交付金	8,529
		04 ふれあいパス購入助成事業	5,537
		需用費	5
		役務費	132
		負担金補助及び交付金	5,400
		05 高齢者補聴器購入助成事業	1,815
		需用費	5
		役務費	10
		負担金補助及び交付金	1,800
		004 介護保険関連対策費	487
		01 介護保険サービス低所得者利用者負担対策事業	487
		役務費	2
		負担金補助及び交付金	100
		扶助費	385
		005 後期高齢者医療経費	763,397
		01 後期高齢者医療経費	763,397
		負担金補助及び交付金	763,397
		006 後期高齢者医療事業特別会計繰出金	216,781
		01 後期高齢者医療事業特別会計繰出金	216,781
		繰出金	216,781
		007 介護保険事業特別会計繰出金	1,049,037
		01 介護保険事業特別会計繰出金	1,049,037
		繰出金	1,049,037
		008 高齢者福祉事務費	4,381
		01 介護人材確保事業	3,850
		負担金補助及び交付金	3,850

3 款 民生費

3 款 民生費

10,506,999千円

1 項 社会福祉費

4,886,032千円

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
4 高齢者活動 推進費	3,596	3,624	△28	510 県支出金 510			3,086
5 国民年金費	14,289	14,704	△415	13,200 国庫支出金 13,200			1,089
6 高齢者セン ター費	56,947	90,228	△33,281			9,003 諸収入 9,003	47,944

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
		02 高齢者福祉事務費	531
		旅費	22
		需用費	322
		役務費	187
19 負担金補助及び交付金	3,596	001 高齢者活動推進費	3,596
		01 老人クラブ育成事業	3,596
		負担金補助及び交付金	3,596
1 報酬	6,416	001 職員給与費等	14,056
		01 職員給与費	5,848
2 給料	3,022	給料	3,022
3 職員手当等	3,511	職員手当等	1,834
		共済費	992
4 共済費	992	02 会計年度任用職員報酬等	8,208
9 旅費	128	報酬	6,416
		職員手当等	1,677
11 需用費	112	旅費	115
12 役務費	108	002 国民年金事務費	233
		01 国民年金事務費	233
		旅費	13
		需用費	112
		役務費	108
1 報酬	12,605	001 職員給与費等	14,339
		01 会計年度任用職員報酬等	14,339
3 職員手当等	2,465	報酬	11,395
9 旅費	498	職員手当等	2,465
		旅費	479
11 需用費	14,935	002 高齢者センター費	42,608
12 役務費	596	01 高齢者センター運営事業	13,246

3 款 民生費

3 款 民生費

10,506,999千円

1 項 社会福祉費

4,886,032千円

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	4,886,032	4,797,378	88,654	1,501,314	0	82,421	3,302,297

3 款 民生費

10,506,999千円

2 項 児童福祉費

4,726,080千円

1 児童福祉総務費	1,371,794	1,117,122	254,672	1,046,329			325,465
				国庫支出金			
				934,428			
				県支出金			
				111,901			

節		説	明
区 分	金 額		
13 委託料	千円 25,723	報酬	千円 1,210
14 使用料及び賃借料	55	旅費	19
		需用費	11,497
		役務費	382
27 公課費	70	委託料	83
		使用料及び賃借料	55
		02 高齢者センター維持管理事業	4,441
		需用費	418
		役務費	76
		委託料	3,947
		03 福祉バス運行事業	17,538
		需用費	3,020
		役務費	138
		委託料	14,310
		公課費	70
		04 高齢者センター食事提供事業	7,383
		委託料	7,383

1 報酬	25,718	001 職員給与費等	210,755
2 給料	82,234	01 職員給与費	176,554
		給料	82,234
3 職員手当等	71,027	職員手当等	63,486
4 共済費	30,834	共済費	30,834
8 報償費	72	02 会計年度任用職員報酬等	34,201
		報酬	25,718

3 款 民生費

3 款 民生費

10,506,999千円

2 項 児童福祉費

4,726,080千円

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 児童育成費	2,662,696	2,461,595	201,101	1,661,044		141,544	860,108
				国庫支出金		分担金及び	
				1,055,974		負担金	
				県支出金		101,032	
				605,070		繰入金	
						40,511	
						諸収入	
						1	

節		説 明	
区 分	金 額		
9 旅費	千円 946	職員手当等	千円 7,541
11 需用費	99	旅費	942
12 役務費	222	002 児童福祉総務費	1,159,194
13 委託料	8,266	01 児童手当支給事業	1,159,122
14 使用料及び賃借料	1,231	旅費	4
19 負担金補助及び交付金	1,845	需用費	99
20 扶助費	1,149,300	役務費	222
		委託料	8,266
		使用料及び賃借料	1,231
		扶助費	1,149,300
		02 交通遺児見舞金支給事業	72
		報償費	72
		003 幼稚園振興費	1,845
		01 幼稚園運営助成事業	1,550
		負担金補助及び交付金	1,550
		02 私立幼稚園協会助成事業	295
		負担金補助及び交付金	295
1 報酬	70,314	001 施設型給付費	1,392,632
3 職員手当等	16,880	01 施設型給付事業	1,392,034
8 報償費	344	扶助費	1,392,033
9 旅費	2,067	償還金利子及び割引料	1
11 需用費	2,468	02 保育所入所措置事業	598
12 役務費	9,852	扶助費	598
13 委託料	139,381	002 地域型給付費	225,141
		01 地域型給付事業	225,141
		扶助費	225,141
		003 地域子ども・子育て支援事業費	208,324
		01 利用者支援事業	5,465

3 款 民生費

3 款 民生費

10,506,999千円

2項 児童福祉費

4,726,080千円

目	本年度予算額 千円	前年度予算額 千円	比 較 千円	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源 千円
				国県支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	

節		説 明	
区 分	金 額		
14 使用料及び賃借料	千円 3,897	報酬	千円 3,840
		職員手当等	1,472
		旅費	153
19 負担金補助及び交付金	63,631	02 子育て支援センター運営事業	19,985
		需用費	716
20 扶助費	2,353,861	役務費	124
		委託料	19,145
23 償還金利子及び割引料	1	03 こども家庭センター運営事業	7,390
		報酬	5,117
		職員手当等	1,962
		報償費	54
		旅費	194
		需用費	18
		役務費	30
		委託料	15
		04 養育支援事業	765
		旅費	1
		委託料	764
		05 ファミリーサポートセンター運営事業	11,918
		需用費	20
		役務費	149
		委託料	11,466
		負担金補助及び交付金	283
		06 一時預かり事業	26,776
		負担金補助及び交付金	26,776
		07 延長保育事業	11,088
		扶助費	11,088
		08 放課後児童クラブ事業	119,911
		需用費	380

3 款 民生費

3 款 民生費

10,506,999千円

2項 児童福祉費

4,726,080千円

目	本年度予算額 千円	前年度予算額 千円	比 較 千円	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源 千円
				国県支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	

節		明 説	
区 分	金 額		
	千円		千円
		役務費	107
		委託料	96,810
		使用料及び賃借料	336
		負担金補助及び交付金	22,278
		09 実費徴収補足給付事業	706
		扶助費	706
		10 多様な集団活動事業の利用支援事業	4,320
		負担金補助及び交付金	4,320
		004 民間保育所助成費	63,861
		01 運営費助成事業	11,879
		負担金補助及び交付金	5,054
		扶助費	6,825
		02 民間保育所等運営支援事業	51,689
		負担金補助及び交付金	4,625
		扶助費	47,064
		03 届出保育施設助成事業	293
		負担金補助及び交付金	293
		005 幼児教育・保育無償化事業費	99,012
		01 幼児教育・保育無償化給付等事業	99,012
		扶助費	99,012
		006 助産施設入所費	580
		01 助産施設入所事業	580
		扶助費	580
		007 小児医療助成費	254,328
		01 小児医療費助成事業	254,328
		旅費	2
		需用費	264
		役務費	7,322
		委託料	278

3 款 民生費

3 款 民生費

10,506,999千円

2項 児童福祉費

4,726,080千円

[illegible]

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
		使用料及び賃借料 396
		扶助費 246,066
		008 次世代育成支援対策費 3,520
		01 次世代育成支援対策事業 733
		報酬 638
		報償費 60
		旅費 2
		需用費 3
		役務費 30
		02 市主催行事等託児事業 1,341
		委託料 1,341
		03 親子遊びの場運営事業 1,446
		需用費 30
		役務費 75
		委託料 1,341
		009 ふれあいスクール事業 77,602
		01 ふれあいスクール事業 77,602
		報酬 60,719
		職員手当等 13,446
		報償費 30
		旅費 1,647
		需用費 630
		役務費 1,056
		委託料 69
		使用料及び賃借料 5
		010 児童福祉法障害児通所等関連経費 325,313
		01 児童福祉法給付等支給事業 325,313
		委託料 565
		扶助費 324,748

3 款 民生費

3 款 民生費

10,506,999千円

2 項 児童福祉費

4,726,080千円

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 こども発達 支援センタ ー費	97,348	108,080	△10,732	7,399 国庫支出金 4,933 県支出金 2,466			89,949

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
		011 児童育成事務費	12,217
		01 児童育成事務費	12,217
		報償費	200
		旅費	66
		需用費	399
		役務費	803
		委託料	7,587
		使用料及び賃借料	3,160
		負担金補助及び交付金	2
		012 子育て支援事務費	166
		01 子育て支援事務費	166
		旅費	2
		需用費	8
		役務費	156
1 報酬	35,092	001 こども発達支援センター運営費	97,348
3 職員手当等	10,024	01 こども発達支援センター運営事業	97,348
8 報償費	1,580	報酬	35,092
9 旅費	1,171	職員手当等	10,024
11 需用費	3,936	報償費	1,580
12 役務費	829	旅費	1,171
13 委託料	44,506	需用費	3,936
14 使用料及び賃借料	138	役務費	829
15 工事請負費	72	委託料	44,506
		使用料及び賃借料	138
		工事請負費	72

3 款 民生費

3 款 民生費

10,506,999千円

2 項 児童福祉費

4,726,080千円

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
4 母子福祉費	千円 203,468	千円 164,485	千円 38,983	千円 75,021 国庫支出金 61,873 県支出金 13,148	千円	千円	千円 128,447

節		説 明	
区 分	金 額		
1 報酬	千円 1,920	001 母子福祉費	千円 203,460
3 職員手当等	736	01 ひとり親家庭等福祉手当支給事業	11,304
9 旅費	110	扶助費	11,304
11 需用費	33	02 母子自立支援事業	14,286
12 役務費	872	報酬	1,920
13 委託料	5,853	職員手当等	736
14 使用料及び賃借料	381	旅費	98
19 負担金補助及び交付金	22	委託料	40
20 扶助費	193,541	負担金補助及び交付金	22
		扶助費	11,470
		03 母子生活支援施設入所事業	649
		旅費	10
		扶助費	639
		04 ひとり親家庭等医療費助成事業	27,737
		需用費	29
		役務費	708
		扶助費	27,000
		05 児童扶養手当支給事業	149,484
		需用費	2
		役務費	160
		委託料	5,813
		使用料及び賃借料	381
		扶助費	143,128
		002 母子福祉事務費	8
		01 母子福祉事務費	8
		旅費	2
		需用費	2
		役務費	4

3 款 民生費

3 款 民生費

10,506,999千円

2 項 児童福祉費

4,726,080千円

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5 児童福祉施設費	千円 346,749	千円 295,761	千円 50,988	千円	千円	千円 36,307 分担金及び 負担金 30,913 使用料及び 手数料 684 繰入金 1,600 諸収入 3,110	千円 310,442

節		説 明	
区 分	金 額		
1 報酬	千円 74,361	001 職員給与費等	千円 246,088
2 給料	77,672	01 職員給与費	157,580
3 職員手当等	78,380	給料	77,672
4 共済費	25,484	職員手当等	54,424
9 旅費	2,895	共済費	25,484
11 需用費	24,219	02 会計年度任用職員報酬等	88,508
12 役務費	943	報酬	62,494
13 委託料	59,898	職員手当等	23,956
14 使用料及び賃借料	1,257	旅費	2,058
15 工事請負費	1,600	002 湘南保育園管理費	53,692
19 負担金補助及び交付金	40	01 湘南保育園運営事業	51,098
		報酬	5,447
		旅費	404
		需用費	11,759
		役務費	464
		委託料	32,468
		使用料及び賃借料	536
		負担金補助及び交付金	20
		02 湘南保育園維持管理事業	2,594
		需用費	95
		役務費	59
		委託料	1,140
		工事請負費	1,300
		003 小坪保育園管理費	46,969
		01 小坪保育園運営事業	45,169
		報酬	6,420
		旅費	433
		需用費	12,208
		役務費	381

3 款 民生費

3 款 民生費

10,506,999千円

2 項 児童福祉費

4,726,080千円

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
6 青少年育成 費	2,759	2,040	719	73 県支出金 73			2,686

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
		委託料	25,135
		使用料及び賃借料	572
		負担金補助及び交付金	20
		02 小坪保育園維持管理事業	1,800
		需用費	157
		役務費	39
		委託料	1,155
		使用料及び賃借料	149
		工事請負費	300
1 報酬	161	001 青少年育成費	2,735
8 報償費	919	01 青少年問題協議会経費	171
		報酬	161
9 旅費	26	需用費	10
11 需用費	1,069	02 青少年指導員経費	766
		報償費	744
12 役務費	78	旅費	22
13 委託料	153	03 青少年育成事業	64
		需用費	14
14 使用料及び賃借料	353	委託料	50
		04 青少年交流事業	185
		報償費	25
		需用費	44
		使用料及び賃借料	116
		05 二十歳を祝うずしの集い開催事業	560
		需用費	162
		役務費	58
		委託料	103
		使用料及び賃借料	237
		06 子どもの居場所づくり事業	989

3 款 民生費

3 款 民生費

10,506,999千円

2 項 児童福祉費

4,726,080千円

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
7 体験学習施設費	41,266	46,371	△5,105	4,642	3,700	881	32,043
				国庫支出金	市債	使用料及び	
				2,336	3,700	手数料	
				県支出金		200	
				2,306		諸収入	
						681	

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
		報償費	150
		需用費	839
		002 青少年育成事務費	24
		01 青少年育成事務費	24
		旅費	4
		役務費	20
1 報酬	1,920	001 体験学習施設管理費	37,959
3 職員手当等	736	01 体験学習施設維持管理事業	37,135
8 報償費	513	需用費	12,712
9 旅費	39	役務費	62
11 需用費	13,001	委託料	18,122
12 役務費	446	使用料及び賃借料	37
13 委託料	18,347	工事請負費	5,933
14 使用料及び賃借料	62	備品購入費	269
15 工事請負費	5,933	02 体験学習施設講座等事業	824
18 備品購入費	269	報償費	513
		需用費	86
		委託料	225
		002 車両管理費	92
		01 車両維持管理事業	92
		需用費	52
		役務費	15
		使用料及び賃借料	25
		003 体験学習施設事務費	3,215
		01 体験学習施設事務費	3,215
		報酬	1,920
		職員手当等	736
		旅費	39
		需用費	151

3 款 民生費

3 款 民生費

10,506,999千円

2 項 児童福祉費

4,726,080千円

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	4,726,080	4,195,454	530,626	2,794,508	3,700	178,732	1,749,140

3 款 民生費

10,506,999千円

3 項 生活保護費

894,885千円

1 生活保護総務費	70,243	52,981	17,262	17,756 国庫支出金 17,756			52,487
2 扶助費	824,642	824,642	0	630,981 国庫支出金 618,481 県支出金 12,500		1 諸収入 1	193,660

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
		役務費 369

1 報酬	7,747	001 職員給与費等 41,281
2 給料	17,828	01 職員給与費 38,120
		給料 17,828
3 職員手当等	15,152	職員手当等 13,928
4 共済費	6,364	共済費 6,364
9 旅費	303	02 会計年度任用職員報酬等 3,161
		報酬 3,020
11 需用費	348	旅費 141
12 役務費	2,067	002 生活保護事務費 28,962
13 委託料	18,109	01 生活保護事務費 28,962
		報酬 4,727
14 使用料及び賃借料	2,283	職員手当等 1,224
		旅費 162
		需用費 348
19 負担金補助及び交付金	42	役務費 2,067
		委託料 18,109
		使用料及び賃借料 2,283
		負担金補助及び交付金 42
20 扶助費	824,642	001 生活保護費支給費 824,642
		01 生活保護費支給事業 824,642
		扶助費 824,642

3 款 民生費

3 款 民生費

10,506,999千円

3 項 生活保護費

894,885千円

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
計	千円 894,885	千円 877,623	千円 17,262	千円 648,737	千円 0	千円 1	千円 246,147

3 款 民生費

10,506,999千円

4 項 災害救助費

2千円

1 災害救助費	2	2	0	1 県支出金 1			1
計	2	2	0	1	0	0	1

4 款 衛生費

2,649,775千円

1 項 保健衛生費

875,211千円

1 保健衛生総務費	327,685	325,293	2,392	10,128 国庫支出金 6,604 県支出金 3,524	14,200 市債 14,200	38,294 分担金及び 負担金 30,790 使用料及び 手数料 636 繰入金 1,014 諸収入 5,854	265,063
-----------	---------	---------	-------	---	------------------------	---	---------

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円

19 負担金補助及び交付金	1	001 災害救助費 2
		01 災害救助事業 2
		負担金補助及び交付金 1
21 貸付金	1	貸付金 1

1 報酬	15,587	001 職員給与費等 168,051
2 給料	71,476	01 職員給与費 147,606
		給料 71,476
3 職員手当等	56,568	職員手当等 52,155
4 共済費	23,975	共済費 23,975
8 報償費	276	02 会計年度任用職員報酬等 20,445
9 旅費	499	報酬 15,587
		職員手当等 4,413
11 需用費	1,004	旅費 445
12 役務費	278	002 救急医療対策費 75,031
13 委託料	109,671	01 一次救急医療対策事業 65,390
14 使用料及び賃借料	2,660	委託料 65,390
		02 二次救急医療対策事業 9,640
		負担金補助及び交付金 9,640
		03 救急医療機関外国籍市民対策事業 1
		負担金補助及び交付金 1

3 款 民生費 4 款 衛生費

2,649,775千円

875,211千円

[illegible]

節		説 明	
区 分	金 額		
15 工事請負費	千円 19,470	003 保健衛生総務管理費	千円 73,002
19 負担金補助及び交付金	26,221	01 医療保健センター運営事業	52,511
		需用費	394
		役務費	242
		委託料	32,042
		使用料及び賃借料	363
		工事請負費	19,470
		02 医療関係機関等助成事業	16,320
		負担金補助及び交付金	16,320
		03 環境衛生事業	1,885
		需用費	5
		委託料	1,880
		04 地域医療充実事業	216
		報償費	126
		旅費	4
		需用費	79
		役務費	7
		05 災害医療対策事業	1,458
		需用費	456
		役務費	2
		委託料	1,000
		06 貯水槽水道等衛生事業	181
		旅費	3
		需用費	2
		役務費	11
		委託料	165
		07 自殺対策計画推進事業	220
		報償費	150
		旅費	5

4 款 衛生費

4 款 衛生費

2,649,775千円

1 項 保健衛生費

875,211千円

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 予防費	546,334	379,997	166,337	181,328		40,975	324,031
				国庫支出金		使用料及び	
				170,725		手数料	
				県支出金		1,413	
				10,603		繰入金	
						1,057	
						諸収入	
						38,505	

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
		需用費	58
		役務費	7
		08 骨髄移植ドナー支援事業	211
		役務費	1
		負担金補助及び交付金	210
		004 保健衛生事務費	11,601
		01 保健衛生事務費	11,601
		旅費	42
		需用費	10
		役務費	8
		委託料	9,194
		使用料及び賃借料	2,297
		負担金補助及び交付金	50
1 報酬	11,938	001 予防費	129,208
8 報償費	3,569	01 予防接種事業	120,178
9 旅費	521	旅費	4
11 需用費	18,382	需用費	13,986
12 役務費	4,790	役務費	497
13 委託料	460,104	委託料	102,520
14 使用料及び賃借料	1,778	使用料及び賃借料	987
19 負担金補助及び交付金	43,241	負担金補助及び交付金	2,184
20 扶助費	2,000	02 予防接種事故障害年金費	4,933
		負担金補助及び交付金	4,933
		03 感染症予防事業	1,008
		需用費	143
		役務費	14
		委託料	132
		負担金補助及び交付金	718
		償還金利子及び割引料	1

4 款 衛生費

2,649,775千円

875,211千円

[illegible]

節		説 明	
区 分	金 額		
23 償還金利子及び割引料	千円 2	04 狂犬病予防事業	千円 1,413
		報酬	321
		旅費	23
27 公課費	9	需用費	168
		役務費	396
		委託料	419
		負担金補助及び交付金	86
		05 予防接種健康被害調査・給付費	1,676
		報酬	210
		需用費	30
		役務費	41
		委託料	90
		負担金補助及び交付金	1,305
		002 成人等保健費	331,406
		01 成人等保健事業	282,807
		報酬	1,233
		報償費	50
		旅費	40
		需用費	2,540
		役務費	1,932
		委託料	277,003
		負担金補助及び交付金	8
		償還金利子及び割引料	1
		02 高齢者健診事業	41,928
		需用費	23
		役務費	1,440
		委託料	40,465
		03 健康増進・食育推進計画推進事業	6,671
		報酬	2,480

4 款 衛生費

2,649,775千円

875,211千円

[illegible]

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
		報償費	581
		旅費	126
		需用費	771
		役務費	28
		委託料	2,566
		使用料及び賃借料	19
		負担金補助及び交付金	100
		003 母子保健費	85,720
		01 乳幼児健診事業	8,683
		報酬	3,891
		報償費	960
		旅費	157
		需用費	39
		役務費	114
		委託料	2,082
		負担金補助及び交付金	1,440
		02 妊産婦・乳幼児教室事業	1,671
		報酬	960
		報償費	474
		旅費	25
		需用費	167
		委託料	45
		03 妊産婦健診事業	30,354
		需用費	244
		役務費	215
		委託料	28,928
		負担金補助及び交付金	967
		04 妊産婦・乳児訪問等事業	3,010
		報酬	1,351

4 款 衛生費

4 款 衛生費

2,649,775千円

1 項 保健衛生費

875,211千円

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 公害対策費	1,192	1,724	△532				1,192

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
		報償費	1,504
		旅費	69
		需用費	25
		役務費	61
		05 特定不妊治療費等助成事業	2,508
		需用費	3
		役務費	5
		負担金補助及び交付金	2,500
		06 養育医療費支給事業	2,011
		旅費	2
		需用費	2
		役務費	7
		扶助費	2,000
		07 出産子育て応援事業	30,574
		報酬	1,492
		旅費	70
		需用費	12
		負担金補助及び交付金	29,000
		08 母子保健事務費	6,909
		旅費	5
		需用費	229
		役務費	40
		委託料	5,854
		使用料及び賃借料	772
		公課費	9
9 旅費	22	001 公害対策費	1,192
11 需用費	123	01 公害防止啓発事業	70
		旅費	22
12 役務費	17	需用費	44

4 款 衛生費

4 款 衛生費

2,649,775千円

1 項 保健衛生費

875,211千円

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	875,211	707,014	168,197	191,456	14,200	79,269	590,286

4 款 衛生費

2,649,775千円

2 項 清掃費

1,774,564千円

1 清掃総務費	162,773	204,828	△42,055	12		73,859	88,902
				県支出金		使用料及び	
				12		手数料	
						60,375	
						繰入金	
						206	
						諸収入	
						13,278	

節		説	明
区 分	金 額		
13 委託料	千円 1,030	役務費	千円 4
		02 公害調査測定事業	1,040
		需用費	10
		委託料	1,030
		03 車両維持管理事業	82
		需用費	69
		役務費	13

1 報酬	3,637	001 職員給与費等	58,380
2 給料	25,985	01 職員給与費	54,222
3 職員手当等	20,699	給料	25,985
4 共済費	8,381	職員手当等	19,856
8 報償費	30,998	共済費	8,381
9 旅費	164	02 会計年度任用職員報酬等	4,158
11 需用費	1,637	報酬	3,219
12 役務費	10,410	職員手当等	843
13 委託料	52,609	旅費	96
19 負担金補助及び交付金	8,239	002 廃棄物減量等推進費	102,692
		01 廃棄物減量等推進審議会経費	542
		報酬	418
		旅費	9
		委託料	115
		02 廃棄物減量等推進員経費	1,800
		報償費	1,800

4 款 衛生費

4 款 衛生費

2,649,775千円

2 項 清掃費

1,774,564千円

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 じんかい処 理費	1,610,147	1,567,389	42,758	54,946 県支出金 54,946	342,200 市債 342,200	536,897 分担金及び 負担金 379,867 使用料及び 手数料 127,928	676,104

節		説 明	
区 分	金 額		
23 償還金利子及び割引料	千円 14	03 資源再利用推進事業	千円 32,588
		報償費	29,198
		委託料	3,390
		04 生ごみ処理容器等購入費助成事業	8,142
		負担金補助及び交付金	8,142
		05 家庭系ごみ排出抑制推進事業	59,620
		需用費	639
		役務費	10,049
		委託料	48,919
		償還金利子及び割引料	13
		003 清掃総務管理費	1,172
		01 広報事業	1,172
		需用費	987
		委託料	185
		004 清掃総務事務費	529
		01 清掃総務事務費	529
		旅費	59
		需用費	11
		役務費	361
		負担金補助及び交付金	97
		償還金利子及び割引料	1
1 報酬	34,836	001 職員給与費等	446,168
2 給料	164,749	01 職員給与費	397,581
		給料	164,749
3 職員手当等	179,869	職員手当等	166,964
		共済費	65,868
4 共済費	65,868	02 会計年度任用職員報酬等	48,587
9 旅費	1,241	報酬	34,659
		職員手当等	12,905

4 款 衛生費

4 款 衛生費

2,649,775千円

2 項 清掃費

1,774,564千円

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
						諸収入	
						29,102	

節		説 明	
区 分	金 額		
11 需用費	千円 179,916	旅費	千円 1,023
12 役務費	1,856	002 収集費	179,676
13 委託料	507,865	01 じんかい収集事業	166,624
14 使用料及び賃借料	25,995	需用費	26
15 工事請負費	416,380	役務費	12
16 原材料費	88	委託料	166,586
18 備品購入費	29,327	02 収集車両維持管理事業	13,052
19 負担金補助及び交付金	1,112	需用費	7,763
27 公課費	1,045	役務費	619
		委託料	497
		使用料及び賃借料	3,913
		公課費	260
		003 処理費	668,764
		01 処理車両維持管理事業	4,671
		需用費	4,211
		役務費	285
		委託料	97
		公課費	78
		02 焼却施設維持管理事業	495,136
		需用費	52,766
		委託料	34,335
		工事請負費	379,577
		原材料費	88
		備品購入費	28,370
		03 粗大ごみ処理施設維持管理事業	18,025
		需用費	758
		委託料	7,960
		工事請負費	9,307
		04 ペットボトル資源化施設維持管理事業	24,704

4 款 衛生費

2,649,775千円

1,774,564千円

目	本年度予算額 千円	前年度予算額 千円	比　較 千円	本　年　度　予　算　額　の　財　源　内　訳			
				特　　　　　定　　　　　財　　　　　源			一般財源 千円
				国県支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
		委託料	24,704
		05 容器包装プラスチック処理事業	59,703
		需用費	1,526
		役務費	50
		委託料	37,244
		使用料及び賃借料	20,883
		06 資源化品目拡大事業	66,525
		需用費	439
		委託料	65,043
		使用料及び賃借料	1,043
		004 最終処分場費	178,195
		01 最終処分場維持管理事業	178,195
		需用費	135
		委託料	163,668
		工事請負費	13,200
		備品購入費	957
		負担金補助及び交付金	235
		005 センター費	130,770
		01 センター維持管理事業	130,770
		需用費	109,175
		役務費	458
		委託料	6,834
		工事請負費	14,296
		公課費	7
		006 じんかい処理事務費	6,574
		01 じんかい処理事務費	6,574
		報酬	177
		旅費	218
		需用費	3,117

4 款 衛生費

4 款 衛生費

2,649,775千円

2 項 清掃費

1,774,564千円

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 し尿処理費	1,644	1,774	△130			5 使用料及び 手数料 5	1,639
計	1,774,564	1,773,991	573	54,958	342,200	610,761	766,645

5 款 農林水産業費

25,808千円

1 項 農業費

7,955千円

1 農業総務費	7,955	5,340	2,615	114 県支出金 114		767 使用料及び 手数料 767	7,074
---------	-------	-------	-------	--------------------	--	----------------------------	-------

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
		役務費	432
		委託料	897
		使用料及び賃借料	156
		負担金補助及び交付金	877
		公課費	700
13 委託料	93	001 し尿処理事務費	1,644
		01 し尿処理事務費	1,644
19 負担金補助及 び交付金	1,551	委託料	93
		負担金補助及び交付金	1,551

2 給料	3,489	001 職員給与費等	6,716
		01 職員給与費	6,716
3 職員手当等	2,387	給料	3,489
4 共済費	840	職員手当等	2,387
		共済費	840
11 需用費	343	002 農林業振興費	1,125
12 役務費	12	01 林業振興事業	30
		負担金補助及び交付金	30
13 委託料	854	02 市民農園事業	1,095
19 負担金補助及 び交付金	30	需用費	229
		役務費	12
		委託料	854
		003 農業総務事務費	114
		01 農業総務事務費	114
		需用費	114

4 款 衛生費 5 款 農林水産業費

8 款 消防費

1,322,456千円

1 項 消防費

1,322,456千円

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	1,322,456	1,110,371	212,085	95,220	199,000	10,411	1,017,825

9 款 教育費

2,167,673千円

1 項 教育総務費

445,104千円

1 教育委員会 費	3,835	3,865	△30				3,835
2 事務局費	184,142	183,309	833	2 県支出金 2			184,140

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
		003 災害対策事務費 1,168
		01 災害対策事務費 1,168
		旅費 18
		需用費 12
		役務費 33
		負担金補助及び交付金 1,105

1 報酬	3,360	001 教育委員会費 3,835
9 旅費	7	01 教育委員会経費 3,835
		報酬 3,360
10 交際費	100	旅費 7
		交際費 100
11 需用費	6	需用費 6
13 委託料	335	委託料 335
14 使用料及び賃借料	5	使用料及び賃借料 5
19 負担金補助及び交付金	22	負担金補助及び交付金 22
1 報酬	8,832	001 職員給与費等 182,622
2 給料	79,530	01 職員給与費 170,055
		給料 79,530
3 職員手当等	64,046	職員手当等 60,660
4 共済費	29,865	共済費 29,865
		02 会計年度任用職員報酬等 12,567

8 款 消防費 9 款 教育費

9 款 教育費

2,167,673千円

1 項 教育総務費

445,104千円

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 教育指導費	181,491	164,397	17,094	11,823		7,048	162,620
				国庫支出金		繰入金	
				7,141		7,048	
				県支出金			
				4,682			

節		説 明	
区 分	金 額		
8 報償費	千円 40	報酬	千円 8,832
9 旅費	399	職員手当等	3,386
11 需用費	440	旅費	349
12 役務費	250	002 車両管理費	968
13 委託料	55	01 車両維持管理事業	968
14 使用料及び賃借料	592	需用費	316
19 負担金補助及び交付金	93	役務費	80
		使用料及び賃借料	572
		003 事務局事務費	552
		01 事務局事務費	552
		報償費	40
		旅費	50
		需用費	124
		役務費	170
		委託料	55
		使用料及び賃借料	20
		負担金補助及び交付金	93
1 報酬	98,948	001 就学事務費	6,310
3 職員手当等	18,439	01 就学事務事業	1,450
8 報償費	5,241	報酬	453
9 旅費	3,917	報償費	181
11 需用費	603	需用費	54
12 役務費	565	委託料	700
13 委託料	45,053	使用料及び賃借料	62
		02 奨学金事業	4,860
		負担金補助及び交付金	4,860
		002 教育指導費	175,181
		01 教育指導事業	4,756

9 款 教育費

2,167,673千円

445,104千円

[illegible]

節		説	明
区 分	金 額		
14 使用料及び賃借料	千円 853	報償費	千円 620
		旅費	100
		需用費	84
18 備品購入費	1,000	役務費	433
19 負担金補助及び交付金	6,872	委託料	2,540
		使用料及び賃借料	377
		負担金補助及び交付金	602
		02 学校教育調査・研究事業	1,635
		報償費	225
		負担金補助及び交付金	1,410
		03 支援教育充実事業	101,933
		報酬	80,925
		職員手当等	12,109
		報償費	3,480
		旅費	2,794
		需用費	324
		役務費	132
		委託料	790
		使用料及び賃借料	379
		備品購入費	1,000
		04 国際教育推進事業	37,464
		委託料	37,464
		05 少人数指導教員・教育指導教員派遣事業	22,174
		報酬	14,964
		職員手当等	6,330
		旅費	880
		06 日本語指導講師派遣事業	2,243
		報酬	2,100
		旅費	143

9 款 教育費

9 款 教育費

2,167,673千円

1 項 教育総務費

445,104千円

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
4 教育研究相談センター費	75,636	74,047	1,589				75,636

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
		07 学校関係者評価事業	225
		報償費	225
		08 学校支援地域本部事業	3,462
		需用費	141
		委託料	3,321
		09 コミュニティスクール運営事業	355
		報酬	195
		報償費	160
		10 いじめ防止等対策事業	934
		報酬	311
		報償費	350
		委託料	238
		使用料及び賃借料	35
1 報酬	11,976	001 職員給与費等	55,344
2 給料	24,221	01 職員給与費	52,164
		給料	24,221
3 職員手当等	23,683	職員手当等	19,362
4 共済費	8,581	共済費	8,581
8 報償費	390	02 会計年度任用職員報酬等	3,180
		報酬	2,281
9 旅費	383	職員手当等	875
		旅費	24
11 需用費	1,717	002 調査研究費	3,593
12 役務費	231	01 調査・研究事業	3,583
		報償費	180
13 委託料	646	需用費	264
		委託料	614
14 使用料及び賃借料	2,600	使用料及び賃借料	2,525
		02 副読本発行事業	10

9 款 教育費

2,167,673千円

445,104千円

[illegible]

節		説 明	
区 分	金 額		
15 工事請負費	千円 1,177	需用費	千円 10
19 負担金補助及 び交付金	22	003 教育相談費	13,878
		01 教育相談事業	11,070
		報酬	7,560
27 公課費	9	職員手当等	2,898
		報償費	180
		旅費	239
		需用費	20
		役務費	173
		02 教育支援センター運営事業	2,808
		報酬	2,135
		職員手当等	548
		報償費	30
		旅費	29
		需用費	60
		使用料及び賃借料	6
		004 教育研究相談センター管理費	2,238
		01 教育研究相談センター維持管理事業	2,238
		需用費	959
		役務費	1
		委託料	32
		使用料及び賃借料	69
		工事請負費	1,177
		005 車両管理費	319
		01 車両維持管理事業	319
		需用費	267
		役務費	43
		公課費	9
		006 教育研究相談センター事務費	264

9 款 教育費

9 款 教育費

2,167,673千円

1 項 教育総務費

445,104千円

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	445,104	425,618	19,486	11,825	0	7,048	426,231

9 款 教育費

2,167,673千円

2 項 小学校費

646,583千円

1 学校管理費	297,084	646,581	△349,497		53,800	221	243,063
					市債	諸収入	
					53,800	221	

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
		01 教育研究相談センター事務費 264
		旅費 91
		需用費 137
		役務費 14
		負担金補助及び交付金 22

1 報酬	15,475	001 職員給与費等 51,057
2 給料	16,506	01 職員給与費 30,744
		給料 16,506
3 職員手当等	12,725	職員手当等 8,749
4 共済費	5,489	共済費 5,489
8 報償費	67	02 会計年度任用職員報酬等 20,313
		報酬 15,475
9 旅費	896	職員手当等 3,976
		旅費 862
10 交際費	35	002 小学校管理費 237,598
11 需用費	67,545	01 学校図書整理・整備事業 1,607
		旅費 10
12 役務費	4,026	需用費 1,597
13 委託料	63,372	02 学校施設維持管理事業 70,636
		需用費 11,206
14 使用料及び賃借料	41,162	委託料 17,039
		使用料及び賃借料 38,447
15 工事請負費	69,103	工事請負費 3,489
		原材料費 455

9 款 教育費

9 款 教育費

2,167,673千円

2 項 小学校費

646,583千円

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 保健給食費	212,816	224,255	△11,439	12,267		850	199,699
				国庫支出金		繰入金	
				12,267		850	

節		説 明	
区 分	金 額		
16 原材料費	千円 455	03 学校維持管理事業	千円 54,615
		需用費	52,773
19 負担金補助及 び交付金	228	役務費	1,310
		使用料及び賃借料	532
		04 学校施設整備事業	100,327
		旅費	10
		需用費	9
		委託料	44,869
		工事請負費	55,439
		05 久木小学校長寿命化事業	10,185
		旅費	10
		工事請負費	10,175
		06 学校運営事業	228
		負担金補助及び交付金	228
		003 教職員健康管理費	1,531
		01 教職員健康管理事業	1,531
		報償費	67
		委託料	1,464
		004 学校事務費	6,898
		01 学校事務費	6,898
		旅費	4
		交際費	35
		需用費	1,960
		役務費	2,716
		使用料及び賃借料	2,183
1 報酬	6,378	001 職員給与費等	51,535
2 給料	26,194	01 職員給与費	51,535
		給料	26,194
3 職員手当等	16,850	職員手当等	16,850

9 款 教育費

2,167,673千円

646,583千円

[illegible]

節		説 明	
区 分	金 額		
4 共済費	千円 8,491	共済費	千円 8,491
5 災害補償費	1	002 保健費	13,990
8 報償費	369	01 児童健康管理事業	8,653
9 旅費	107	報酬	6,378
11 需用費	16,113	災害補償費	1
12 役務費	3,092	報償費	239
13 委託料	111,227	需用費	55
14 使用料及び賃借料	670	委託料	1,903
15 工事請負費	1,032	負担金補助及び交付金	77
18 備品購入費	9,190	02 学校保健事業	2,270
19 負担金補助及び交付金	13,102	需用費	1,393
		役務費	132
		委託料	73
		使用料及び賃借料	417
		備品購入費	165
		負担金補助及び交付金	90
		03 学校事故救済事業	3,067
		報償費	100
		役務費	2,714
		使用料及び賃借料	253
		003 給食費	147,291
		01 小学校給食運営事業	147,291
		報償費	30
		旅費	107
		需用費	14,665
		役務費	246
		委託料	109,251
		工事請負費	1,032
		備品購入費	9,025

9 款 教育費

9 款 教育費

2,167,673千円

2 項 小学校費

646,583千円

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 教育振興費	136,683	148,712	△12,029	1,712 国庫支出金 1,712			134,971

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円	負担金補助及び交付金	千円 12,935
8 報償費	150	001 特別支援学級費	9,329
11 需用費	14,504	01 特別支援学級運営事業	3,155
12 役務費	2,598	需用費	3,041
13 委託料	37,826	備品購入費	114
14 使用料及び賃借料	61,858	02 特別支援学級通学児童就学奨励事業	6,174
18 備品購入費	114	扶助費	6,174
20 扶助費	19,633	002 教育振興費	113,895
		01 教材・教具整備事業	10,464
		需用費	10,045
		委託料	419
		02 教育用コンピュータ維持管理事業	80,449
		需用費	1,308
		役務費	2,588
		委託料	18,947
		使用料及び賃借料	57,606
		03 水泳学習運営事業	22,066
		需用費	25
		委託料	17,789
		使用料及び賃借料	4,252
		04 クラブ活動等事業	95
		需用費	85
		役務費	10
		05 校内研究事業	150
		報償費	150
		06 芸術鑑賞推進事業	500
		委託料	500
		07 学校体育振興事業	171
		委託料	171

9 款 教育費

9 款 教育費

2, 167, 673千円

2 項 小学校費

646, 583千円

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	646, 583	1, 019, 548	△372, 965	13, 979	53, 800	1, 071	577, 733

9 款 教育費

2, 167, 673千円

3 項 中学校費

445, 141千円

1 学校管理費	192, 400	153, 388	39, 012		51, 300	2	141, 098
					市債	諸収入	
					51, 300	2	

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
		003 要保護及び準要保護児童援助費 13,459
		01 要保護及び準要保護児童援助事業 13,459
		扶助費 13,459

1 報酬	9,217	001 職員給与費等 34,363
2 給料	10,847	01 職員給与費 22,374
3 職員手当等	9,614	給料 10,847
4 共済費	4,299	職員手当等 7,228
8 報償費	34	共済費 4,299
9 旅費	396	02 会計年度任用職員報酬等 11,989
10 交際費	25	報酬 9,217
11 需用費	34,903	職員手当等 2,386
12 役務費	2,634	旅費 386
13 委託料	13,172	002 中学校管理費 151,658
14 使用料及び賃借料	41,141	01 学校図書整理・整備事業 1,233
15 工事請負費	65,549	旅費 8
16 原材料費	429	需用費 1,225
		02 学校施設維持管理事業 62,878
		需用費 8,981
		委託料 12,096
		使用料及び賃借料 39,000
		工事請負費 2,372
		原材料費 429
		03 学校維持管理事業 24,230
		需用費 22,688

9 款 教育費

9 款 教育費

2,167,673千円

3 項 中学校費

445,141千円

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 保健給食費	136,473	121,156	15,317	17,931		450	118,092
				国庫支出金		繰入金	
				17,931		450	

節		説 明	
区 分	金 額		
19 負担金補助及び交付金	千円 140	役務費 使用料及び賃借料 04 学校施設整備事業 工事請負費 05 学校運営事業 負担金補助及び交付金 003 教職員健康管理費 01 教職員健康管理事業 報償費 委託料 004 学校事務費 01 学校事務費 旅費 交際費 需用費 役務費 使用料及び賃借料	千円 1,149 393 63,177 63,177 140 140 1,110 1,110 34 1,076 5,269 5,269 2 25 2,009 1,485 1,748
1 報酬	3,295	001 保健費	7,155
8 報償費	100	01 生徒健康管理事業 報酬	4,477 3,295
9 旅費	30	需用費 委託料	1 1,148
11 需用費	1,592	負担金補助及び交付金	33
12 役務費	1,568	02 学校保健事業	1,262
13 委託料	116,000	需用費 役務費	746 195
14 使用料及び賃借料	6,597	委託料 使用料及び賃借料 03 学校事故救済事業	73 248 1,416

9 款 教育費

9 款 教育費

2,167,673千円

3 項 中学校費

445,141千円

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 教育振興費	116,268	54,678	61,590	688 国庫支出金 688			115,580

節		説 明	
区 分	金 額		
19 負担金補助及び交付金	千円 7,291	報償費 100 役務費 1,164 使用料及び賃借料 152 002 給食費 129,318 01 中学校給食運営事業 129,318 旅費 30 需用費 845 役務費 209 委託料 114,779 使用料及び賃借料 6,197 負担金補助及び交付金 7,258	千円
8 報償費	90	001 特別支援学級費 3,887	
11 需用費	10,961	01 特別支援学級運営事業 619	
12 役務費	1,290	需用費 619	
13 委託料	63,943	02 特別支援学級通学生徒就学奨励事業 3,268	
14 使用料及び賃借料	23,822	扶助費 3,268	
19 負担金補助及び交付金	1,207	002 教育振興費 100,694	
20 扶助費	14,955	01 教材・教具整備事業 9,312	
		需用費 9,204	
		委託料 108	
		02 教育用コンピュータ維持管理事業 88,501	
		需用費 718	
		役務費 1,115	
		委託料 62,846	
		使用料及び賃借料 23,822	
		03 クラブ活動等事業 1,195	
		需用費 420	
		役務費 175	
		負担金補助及び交付金 600	

9 款 教育費

9 款 教育費

2,167,673千円

3 項 中学校費

445,141千円

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	445,141	329,222	115,919	18,619	51,300	452	374,770

9 款 教育費

2,167,673千円

4 項 社会教育費

293,164千円

1 社会教育総務費	109,232	108,197	1,035	11,720	2,300	1,247	93,965
				国庫支出金	市債	寄附金	
				8,307	2,300	250	
				県支出金		繰入金	
				3,413		997	

節		説	明
区 分	金 額		
	千円		千円
		04 校内研究事業	90
		報償費	90
		05 芸術鑑賞推進事業	300
		委託料	300
		06 学校体育振興事業	1,296
		委託料	689
		負担金補助及び交付金	607
		003 要保護及び準要保護生徒援助費	11,687
		01 要保護及び準要保護生徒援助事業	11,687
		扶助費	11,687

1 報酬	18,409	001 職員給与費等	75,442
2 給料	23,804	01 職員給与費	52,065
		給料	23,804
3 職員手当等	24,679	職員手当等	18,982
4 共済費	9,279	共済費	9,279
8 報償費	3,442	02 会計年度任用職員報酬等	23,377
9 旅費	1,034	報酬	16,861
		職員手当等	5,697
11 需用費	1,565	旅費	819
12 役務費	236	002 社会教育総務費	707
13 委託料	25,330	01 社会教育委員経費	707
		報酬	648
		旅費	28
		需用費	2

9 款 教育費

2,167,673千円

293,164千円

目	本年度予算額	前年度予算額	比較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

節		説 明	
区 分	金 額		
14 使用料及び賃借料	千円 1,022	負担金補助及び交付金	千円 29
		003 社会教育推進費	8,352
		01 各種講座事業	331
		報償費	150
		旅費	6
		需用費	19
		委託料	120
		使用料及び賃借料	36
19 負担金補助及び交付金	432	02 学校開放事業	6,339
		報償費	2,800
		需用費	45
		委託料	3,494
		03 文化活動振興事業	430
		報酬	94
		旅費	3
		需用費	10
		役務費	15
		使用料及び賃借料	308
		04 人権教育等事業	805
		報償費	60
		旅費	30
		需用費	304
		使用料及び賃借料	367
		負担金補助及び交付金	44
		05 P T A連絡協議会助成事業	105
		負担金補助及び交付金	105
		06 家庭教育推進事業	152
		報償費	60
		需用費	2

9 款 教育費

2,167,673千円

293,164千円

目	本年度予算額 千円	前年度予算額 千円	比 較 千円	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源 千円
				国県支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	

節		説	明
区 分	金 額		
	千円		千円
		委託料	60
		使用料及び賃借料	30
		07 社会教育出張講座事業	190
		報償費	180
		需用費	10
		004 文化財保護費	24,674
		01 文化財保護委員会経費	238
		報酬	234
		旅費	2
		需用費	2
		02 文化財保護事業	703
		旅費	30
		需用費	95
		役務費	27
		委託料	308
		負担金補助及び交付金	243
		03 埋蔵文化財保護事業	7,205
		旅費	13
		需用費	701
		役務費	89
		委託料	6,402
		04 名越切通維持管理事業	3,110
		報酬	572
		旅費	47
		需用費	10
		役務費	30
		委託料	2,257
		使用料及び賃借料	194
		05 名越切通整備事業	11,694

9 款 教育費

9 款 教育費

2,167,673千円

4 項 社会教育費

293,164千円

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 青少年育成 費	163	163	0	58 県支出金 58			105

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
		報償費	180
		旅費	30
		需用費	237
		委託料	11,247
		06 池子遺跡群保護事業	542
		旅費	5
		需用費	94
		役務費	42
		委託料	303
		使用料及び賃借料	87
		負担金補助及び交付金	11
		07 古墳維持管理事業	1,160
		報償費	12
		旅費	6
		需用費	15
		委託料	1,127
		08 古文書事業	22
		旅費	3
		需用費	7
		委託料	12
		005 社会教育総務事務費	57
		01 社会教育総務事務費	57
		旅費	12
		需用費	12
		役務費	33
19 負担金補助及び交付金	163	001 青少年育成費	163
		01 青少年団体育成事業	163
		負担金補助及び交付金	163

9 款 教育費

9 款 教育費

2,167,673千円

4 項 社会教育費

293,164千円

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 図書館費	千円 183,769	千円 173,355	千円 10,414	千円	千円	千円 3,095 繰入金 2,939 諸収入 156	千円 180,674

節		説 明	
区 分	金 額		
1 報酬	千円 71,768	001 職員給与費等	千円 138,137
2 給料	21,156	01 職員給与費	41,367
3 職員手当等	37,556	給料	21,156
4 共済費	5,463	職員手当等	14,748
8 報償費	77	共済費	5,463
9 旅費	2,516	02 会計年度任用職員報酬等	96,770
11 需用費	23,309	報酬	71,627
12 役務費	2,405	職員手当等	22,808
13 委託料	2,137	旅費	2,335
14 使用料及び賃借料	17,278	002 図書館管理費	44,779
19 負担金補助及び交付金	104	01 蔵書整備事業	19,655
		旅費	4
		需用費	19,651
		02 図書館活動事業	3,693
		報酬	141
		報償費	77
		旅費	165
		需用費	524
		役務費	296
		委託料	2,137
		使用料及び賃借料	287
		負担金補助及び交付金	66
		03 図書館維持管理事業	335
		需用費	334
		役務費	1
		04 図書館情報システム管理事業	21,096
		需用費	2,743
		役務費	1,362
		使用料及び賃借料	16,991

9 款 教育費

9 款 教育費

2,167,673千円

4 項 社会教育費

293,164千円

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	293,164	281,715	11,449	11,778	2,300	4,342	274,744

9 款 教育費

2,167,673千円

5 項 保健体育費

337,681千円

1 スポーツ推進費	34,788	36,284	△1,496				34,788
-----------	--------	--------	--------	--	--	--	--------

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
		003 図書館事務費 853
		01 図書館事務費 853
		旅費 12
		需用費 57
		役務費 746
		負担金補助及び交付金 38

1 報酬	1,644	001 職員給与費等 8,761
2 給料	3,605	01 職員給与費 8,761
		給料 3,605
3 職員手当等	3,871	職員手当等 3,871
4 共済費	1,285	共済費 1,285
8 報償費	60	002 スポーツ推進費 25,959
9 旅費	60	01 スポーツ推進審議会経費 94
		報酬 94
11 需用費	65	02 スポーツ推進委員等活動事業 1,683
12 役務費	35	報酬 1,550
		旅費 51
13 委託料	612	需用費 45
		使用料及び賃借料 13
14 使用料及び賃借料	13	負担金補助及び交付金 24
		03 スポーツ推進事業 24,182
19 負担金補助及び交付金	23,538	報償費 60
		委託料 612
		負担金補助及び交付金 23,510

9 款 教育費

9 款 教育費

2,167,673千円

5 項 保健体育費

337,681千円

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 体育施設費	302,893	97,197	205,696		240,900	20,819	41,174
					市債	繰入金	
					240,900	20,819	
計	337,681	133,481	204,200	0	240,900	20,819	75,962

10 款 公債費

1,664,093千円

1 項 公債費

1,664,093千円

1 元金	1,584,597	1,656,027	△71,430			15,037	1,569,560
						使用料及び 手数料	
						15,037	
2 利子	79,496	84,497	△5,001				79,496
計	1,664,093	1,740,524	△76,431	0	0	15,037	1,649,056

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円	003 スポーツ推進事務費	千円 68
		01 スポーツ推進事務費	68
		旅費	9
		需用費	20
		役務費	35
		負担金補助及び交付金	4
12 役務費	164	001 体育館管理費	302,893
13 委託料	46,065	01 市立体育館維持管理事業	46,229
		役務費	164
15 工事請負費	256,664	委託料	46,065
		02 市立体育館整備事業	256,664
		工事請負費	256,664

23 償還金利子及び割引料	1,584,597	001 市債償還元金	1,584,597
		01 市債償還元金	1,584,597
		償還金利子及び割引料	1,584,597
23 償還金利子及び割引料	79,496	001 市債償還利子	75,496
		01 市債償還利子	75,496
		償還金利子及び割引料	75,496
		002 一時借入金利子	4,000
		01 一時借入金利子	4,000
		償還金利子及び割引料	4,000

9 款 教育費 10 款 公債費

1 1 款 予備費

40,000千円

1 項 予備費

40,000千円

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 予備費	千円 40,000	千円 40,000	千円 0	千円	千円	千円	千円 40,000
計	40,000	40,000	0	0	0	0	40,000

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円

1 1 款 予備費

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

区 分		職員数 (人)	給 与 費					共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期 末 手 当 (千円) 年 間 支 給 率 (月分)	地域手当 (千円)	通勤手当 (千円)	計 (千円)		
本 年 度	長 等	3	0	28,056	13,733	2,806	101	44,696	7,618	52,314
					(市長)4.45 (副市長)4.45 (教育長)4.45					
	議 員	17	91,308	0	42,002	0	0	133,310	21,526	154,836
					4.6					
	そ の 他 の 職 特 別	1,045	91,739	0	0	0	0	91,739	0	91,739
前 年 度	長 等	3	0	28,056	13,425	2,806	101	44,388	7,280	51,668
					(市長)4.35 (副市長)4.35 (教育長)4.35					
	議 員	17	91,308	0	41,089	0	0	132,397	24,974	157,371
					4.5					
	そ の 他 の 職 特 別	562	65,390	0	0	0	0	65,390	0	65,390
比 較	長 等	0	0	0	308	0	0	308	338	646
					(市長)0.1 (副市長)0.1 (教育長)0.1					
	議 員	0	0	0	913	0	0	913	△ 3,448	△ 2,535
					0.10					
	そ の 他 の 職 特 別	483	26,349	0	0	0	0	26,349	0	26,349
比 較	計	483	26,349	0	1,221	0	0	27,570	△ 3,110	24,460
	計	483	26,349	0	55,735	2,806	101	269,745	29,144	298,889
	計	1,065	183,047	28,056						

2 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
本 年 度	455 (576)	719,996	1,825,541	1,734,874	4,280,411	720,156	5,000,567	
前 年 度	441 (590)	639,614	1,761,078	1,853,563	4,254,255	648,962	4,903,217	
比 較	14 (△ 14)	80,382	64,463	△ 118,689	26,156	71,194	97,350	

*職員数欄の()内の数字は、短時間勤務職員の人数(外数)

(単位 千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	管理職手当
	本 年 度	53,035	232,418	42,756	48,201	7,050	61,260
	前 年 度	54,252	225,171	39,732	47,850	6,481	60,960
	比 較	△ 1,217	7,247	3,024	351	569	300
	区 分	管理職員 特別勤務手当	時間外勤務手当	夜間勤務手当	休日勤務手当	期末勤勉手当	退職手当
	本 年 度	1,500	147,385	9,376	59,439	1,047,070	25,384
	前 年 度	1,500	146,819	9,423	58,337	967,365	235,673
	比 較	0	566	△ 47	1,102	79,705	△ 210,289
	比 較	0	566	△ 47	1,102	79,705	△ 210,289

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
本 年 度	455 (31)	1,825,541	1,529,790	3,355,331	675,102	4,030,433	
前 年 度	441 (44)	1,761,078	1,676,440	3,437,518	615,488	4,053,006	
比 較	14 (△ 13)	64,463	△ 146,650	△ 82,187	59,614	△ 22,573	

*職員数欄の()内の数字は、短時間勤務職員の人数(外数)

(単位 千円)

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	管理職手当
	本 年 度	53,035	232,418	42,756	48,201	7,050	61,260
	前 年 度	54,252	225,171	39,732	47,850	6,481	60,960
	比 較	△ 1,217	7,247	3,024	351	569	300
	区 分	管理職員 特別勤務手当	時間外勤務手当	夜間勤務手当	休日勤務手当	期末勤勉手当	退職手当
	本 年 度	1,500	147,385	9,376	59,439	841,986	25,384
	前 年 度	1,500	146,819	9,423	58,337	790,242	235,673
	比 較	0	566	△ 47	1,102	51,744	△ 210,289

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
本 年 度	0 (545)	719,996	0	205,084	925,080	45,054	970,134	
前 年 度	0 (546)	639,614	0	177,123	816,737	33,474	850,211	
比 較	0 (△ 1)	80,382	0	27,961	108,343	11,580	119,923	

*職員数欄の()内の数字は、短時間勤務職員の人数(外数)

(単位 千円)

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	管理職手当
	本 年 度	0	0	0	0	0	0
	前 年 度	0	0	0	0	0	0
	比 較	0	0	0	0	0	0
	区 分	管理職員 特別勤務手当	時間外勤務手当	夜間勤務手当	休日勤務手当	期末勤勉手当	退職手当
	本 年 度	0	0	0	0	205,084	0
	前 年 度	0	0	0	0	177,123	0
	比 較	0	0	0	0	27,961	0

(2)給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考			
給 料	64,463	給与改定に伴う増減分	55,964	給与改定に伴う増減分	給与改定の状況 給与の改定率 平均 3.04% *令和6年度給与改定による			
		昇給に伴う増加分	11,443	昇給に伴う増加分	7月昇給 387人			
		その他の増減分	△ 2,944	職員数の増減に伴う計数の調整等	職員数の増減状況			
					(現 に 在 職) (その他) (計)			
					本 年 度	443 人	12 人	455 人
					(40)	(△ 9)	(31)	
					前 年 度	436 人	5 人	441 人
					(40)	(4)	(44)	
					増 減	7 人	7 人	14 人
					(0)	(△ 13)	(△ 13)	
職 員 手 当	△ 118,689	制度改正に伴う増減分	△ 1,074	制度改正に伴う増減分	増減額(千円) 増減額(千円)			
					扶 養 手 当	△ 1,074	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	
				地 域 手 当		時 間 外 勤 務 手 当		
				住 居 手 当		夜 間 勤 務 手 当		
				通 勤 手 当		休 日 勤 務 手 当		
				特 殊 勤 務 手 当		期 末 勤 勉 手 当		
				管 理 職 手 当		退 職 手 当		
	その他の増減分	△ 117,615	職員数の増減に伴う計数の調整等	増減額(千円) 増減額(千円)				
				扶 養 手 当	△ 143	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当		
				地 域 手 当	7,247	時 間 外 勤 務 手 当	566	
住 居 手 当				3,024	夜 間 勤 務 手 当	△ 47		
通 勤 手 当				351	休 日 勤 務 手 当	1,102		
特 殊 勤 務 手 当				569	期 末 勤 勉 手 当	79,705		
管 理 職 手 当				300	退 職 手 当	△ 210,289		

(3)給料及び職員手当の状況

ア 職員一人当たり給与

区 分	一 般 行 政 職 (1)	一 般 行 政 職 (2)	消 防 職
07 年 1 月 1 日 現 在	平均給料月額 (円)	321,528	339,921
	平均給与月額 (円)	369,009	396,331
	平均年齢 (歳)	43.9	53.4
06 年 1 月 1 日 現 在	平均給料月額 (円)	312,771	340,522
	平均給与月額 (円)	359,396	396,018
	平均年齢 (歳)	42.7	53.1

イ 初 任 給

区 分	一般行政職(1) (円)	一般行政職(2) (円)	消 防 職 (円)	国 の 制 度		
				一般行政職(1) (円)	一般行政職(2) (円)	公 安 職 (円)
高 校 卒	201,000	200,500	213,600	188,000	185,700	216,400
短 大 卒	213,600			201,000		
大 学 卒	230,000			220,000		

ウ 級別職員数

区 分	一般行政職(1)			一般行政職(2)			消 防 職		
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
07 年 1 月 1 日 現 在	8 級	19	6.3	6 級	5	10.4	8 級	2	2.1
	7 級	34	11.4	5 級	28	58.3	7 級	6	6.2
	6 級	20	6.7	4 級	7	14.6	6 級	4	4.2
	5 級	44 (3)	14.7 (11.1)	3 級	3 (6)	6.3 (54.5)	5 級	22	22.9
	4 級	41 (2)	13.7 (7.4)	2 級	0 (2)	0.0 (18.2)	4 級	16	16.7
	3 級	55 (9)	18.4 (33.3)	1 級	5 (3)	10.4 (27.3)	3 級	16 (2)	16.7 (100.0)
	2 級	58 (3)	19.4 (11.1)				2 級	13	13.5
	1 級	28 (10)	9.4 (37.0)				1 級	17	17.7
	計	299 (27)	100.0 (100.0)	計	48 (11)	100.0 (100.0)	計	96 (2)	100.0 (100.0)
06 年 1 月 1 日 現 在	8 級	18	6.1	6 級	4	8.2	8 級	1	1.1
	7 級	36	12.2	5 級	30	61.2	7 級	6	6.5
	6 級	13	4.4	4 級	9	18.4	6 級	5	5.4
	5 級	44 (2)	14.9 (9.1)	3 級	2 (3)	4.1 (21.4)	5 級	24	26.1
	4 級	46 (1)	15.6 (4.5)	2 級	1 (3)	2.0 (21.4)	4 級	15	16.3
	3 級	61 (4)	20.6 (18.2)	1 級	3 (8)	6.1 (57.2)	3 級	14 (4)	15.2 (100.0)
	2 級	45 (4)	15.3 (18.2)				2 級	17	18.5
	1 級	32 (11)	10.9 (50.0)				1 級	10	10.9
	計	295 (22)	100.0 (100.0)	計	49 (14)	100.0 (100.0)	計	92 (4)	100.0 (100.0)

* 職員数欄の()内の数字は、短時間勤務職員の人数(外数)

(級別の基準となる職務)

区 分	級	区 分	級	区 分	級	区 分	級	区 分	級	区 分	級
部 長 担 当 次 参	8 級	課 長 担 当 主 幹 主 幹 補 佐	7 級	副 主 幹	6 級	係 主 専 任 主 査	5 級	主 任	4 級	主 事	3 級

区 分	級	区 分	級
主 事	2 級	主 事 補	1 級

エ 昇 給

区 分		合 計	代 表 的 な 職 種		
			一般行政職(1)	一般行政職(2)	消 防 職
本 年 度	職 員 数 (A) (人)	455	309	49	97
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	387	260	34	93
	比 率 (B) / (A) (%)	85.1	84.1	69.4	95.9
前 年 度	職 員 数 (A) (人)	441	299	47	95
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	378	258	34	86
	比 率 (B) / (A) (%)	85.7	86.3	72.3	90.5

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)	(月分)		
本 年 度	2.300 (1.200)	2.300 (1.200)	4.60 (2.40)	有	
前 年 度	2.250 (1.175)	2.250 (1.175)	4.50 (2.35)	有	
国 の 制 度	2.300 (1.200)	2.300 (1.200)	4.60 (2.40)	有	

* 支給期別支給率欄の()内の数字は、再任用職員の支給率

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最 高 限 度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定 年 前 早 期 退 職 特 例 措 置 (2% ～ 20% 加 算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定 年 前 早 期 退 職 特 例 措 置 (2% ～ 20% 加 算)	

キ 地 域 手 当

支 給 対 象 地 域	全 地 域
支 給 率 (%)	12
支給対象職員数 (人)	486
国の指定基準 に基づく支給率 (%)	12

ク 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種		
		一般行政職(1)	一般行政職(2)	消 防 職
給料総額に対する比率(%) (07年1月1日現在)	0.4	0.1	0.4	1.1
支給対象職員の比率(%) (07年1月1日現在)	30.9	16.4	37.5	72.2
代表的な特殊勤務手当の名称	税務手当、保健指導手当、福祉業務手当			

ケ その他の手当

区 分	国の制度 との異同	差 異 の 内 容	
		逗 子 市	国
扶 養 手 当	一 部 異 なる	・配偶者 4,300 円 ・子 12,700 円 ・父母等 7,800 円	・配偶者 3,000 円 ・子 11,500 円 ・父母等 6,500 円
住 居 手 当	同 じ	支給限度 28,000 円	支給限度 28,000 円
通 勤 手 当	同 じ	(支給限度 150,000 円)	(支給限度 150,000 円)

継続費についての前々年度末までの支出額、
見込み及び当該年度以降の支出予定額

款	項	事業名	全 体 計 画					
			年 度	年 割 額	左 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国 支 出	県 金	地 方 債 そ の 他	
4 衛 生 費	2 清 掃 費	焼 却 施 設 維 持 管 理 事 業 令和 6 年度設定分	6	97,075	19,634	76,600	-	841
			7	97,075	12,134	84,000	-	941
			計	194,150	31,768	160,600	-	1,782
7 土 木 費	1 環 境 保 全 費	近 隣 公 園 整 備 事 業 令和 7 年度設定分	7	176,583	-	176,500	-	83
			8	179,520	-	179,500	-	20
			計	356,103	-	356,000	-	103

前年度末までの支出額又は支出額の
並びに事業の進行状況等に関する調書

(単位 千円)

前々年度末 までの支出 額	前年度末 までの支出 (見込)額	当該年度 支出予定額	当該年度 支出予定 額	翌年度以 降の支出 予定額	継続費の 総額に 対する 率 (%)
-	97,075	-	97,075	-	50.0
-	-	97,075	97,075	-	50.0
-	97,075	97,075	194,150	-	100.0
-	-	176,583	176,583	-	49.6
-	-	-	-	179,520	50.4
-	-	176,583	176,583	179,520	100.0

債務負担行為で翌年度以降にわたる
額又は支出額の見込み及び当該年度

事 項	限 度 額	前年度末までの支出（見込）額	
		期 間	金 額
逗子市土地開発公社に対する債務保証 （昭和58年度設定分）	2,000,000		1,862,580
逗子市土地開発公社に対する債務保証 （平成9年度設定分）	510,000		-
逗子市土地開発公社先行取得 公共用地取得事業 （昭和58年度～平成9年度分）	2,600,000		1,933,082
公金の収納及び支払事務経費 （令和7年度設定分）	取扱件数に 契約で定める額を 乗じて得た額に 月額料金を加えた額		-
共用自動車賃貸借経費 （令和5年度設定分）	3,099		238
企業版ふるさと納税支援業務 （令和7年度設定分）	取扱金額に 対して契約で 定める額		-
街路灯LED化経費 （平成28年度設定分）	151,200		119,583
障がい福祉システム経費 （令和2年度設定分）	49,725		29,688
ふるさと納税クレジット決済経費 （令和6年度設定分）	取扱金額に 対して契約で 定める額		2,297
ふるさと納税ポータルサイト利用経費 （令和6年度設定分）	取扱金額に 対して契約で 定める額		29,030
収集車両賃貸借経費 （令和5年度設定分）	28,338		1,062
容器包装プラスチック 中間処理装置更新経費 （令和元年度設定分）	149,568		103,950
道路照明灯LED化経費 （平成28年度設定分）	77,048		33,495
専用自動車賃貸借経費 （令和7年度設定分）	9,996		-
中学校給食調理等業務 （令和3年度設定分）	479,357		240,122
中学校給食費管理システム経費 （令和3年度設定分）	39,996		18,524

ものについての前年度末までの支出
以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		特 定 財 源			一般財源
期 間	金 額	国県支出金	地方債	その他	
令和7年度以降	137,420	-	-	-	137,420
令和7年度以降	502,726	-	-	-	502,726
令和7年度～ 令和10年度	666,918	-	-	-	666,918
令和8年度～ 契約が終了する 年度	限度額に同じ	-	-	-	限度額に同じ
令和7年度～ 令和13年度	1,544	-	-	-	1,544
令和8年度	限度額に同じ	-	-	-	限度額に同じ
令和7年度～ 令和8年度	29,929	-	-	-	29,929
令和7年度～ 令和8年度	19,792	-	-	-	19,792
令和7年度～ 契約が終了する 年度	限度額に同じ	-	-	-	限度額に同じ
令和7年度～ 契約が終了する 年度	限度額に同じ	-	-	-	限度額に同じ
令和7年度～ 令和13年度	22,777	-	-	-	22,777
令和7年度～ 令和8年度	41,580	-	-	-	41,580
令和7年度～ 令和8年度	7,942	-	-	-	7,942
令和8年度～ 令和14年度	9,996	-	-	-	9,996
令和7年度～ 令和9年度	231,361	-	-	-	231,361
令和7年度～ 令和9年度	17,328	-	-	-	17,328

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高	前 年 度 末 現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末現 在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中元 金償還見込額	
1 普 通 債					
(1) 総 務	493,635	482,555	110,300	82,713	510,142
(2) 民 生	570,801	579,233	3,700	35,959	546,974
(3) 衛 生	249,050	227,054	14,200	27,862	213,392
(4) 清 掃	527,627	910,281	342,200	49,520	1,202,961
(5) 農 林 水 産	41,867	38,841		3,027	35,814
(6) 商 工	1,600	1,600		200	1,400
(7) 土 木	2,677,249	2,950,959	750,100	286,830	3,414,229
(8) 公 営 住 宅	586,240	570,243		57,579	512,664
(9) 消 防	579,193	693,695	199,000	46,015	846,680
(10) 教 育	1,066,115	1,004,142	348,300	170,996	1,181,446
2 災 害 復 旧 債					
(1) 清 掃		18,200			18,200
(2) 土 木	56,988	49,075		7,913	41,162
3 そ の 他					
(1) 減 税 補 て ん 債	55,502	26,978		18,717	8,261
(2) 臨時財政対策債	9,005,463	8,273,821		792,902	7,480,919
(3) 退 職 手 当 債					
(4) 減 収 補 て ん 債	30,548	26,184		4,364	21,820
計	15,941,878	15,852,861	1,767,800	1,584,597	16,036,064

報告第 4 号

県費負担教職員の任免の内申について

県費負担教職員の任免の内申について緊急を要したため、逗子市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則（昭和60年逗子市教育委員会規則第3号）第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり教育長の臨時代理により行ったので、同条第2項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和7年3月21日提出

逗子市教育委員会
教育長 大河内 誠

秘密会予定案件につき、別紙は、当日配付します。

議案第 3 号

逗子市人権施策推進指針の策定について

逗子市の人権に対する基本理念や今後の取り組むべき方向性を示す逗子市人権施策推進指針（案）について、ご意見を承りたい。

令和 7 年 3 月 21 日 提出

逗子市教育委員会
教育長 大河内 誠

ずし人権を尊重する まちづくり指針

< 逗子市人権施策推進指針 >



2025 年（令和 7 年） 3 月

逗子市・逗子市教育委員会



目次

第1章 人権施策推進指針がめざすもの	1
1 指針策定の趣旨	1
2 指針策定の背景	2
(1) 世界の動き	2
(2) 国内の動き	3
(3) 逗子市の取り組み	4
3 めざすべき姿	6
(1) 基本理念	6
(2) 基本目標	7
4 指針の位置付け	8
第2章 人権施策の推進	9
1 人権教育・啓発の推進	9
(1) 学校教育	9
(2) 社会教育	9
(3) 市民への啓発	10
(4) 職員等への研修	10
2 相談・支援体制の充実	11
3 多様な関係機関等との連携	12
第3章 分野別施策の推進	13
1 男女平等と人権	13
2 こどもの人権	16
3 高齢者の人権	19
4 障がいのある人の人権	21
5 外国につながる人の人権	24
6 多様な性与人権	26
7 部落差別（同和問題）	28
8 貧困与人権	30
9 自死与人権	32
10 犯罪被害者等の人権	34
11 インターネットによる人権侵害	36
12 災害与人権	38
13 その他の人権	40

第4章 市民、事業者等の皆さまへ.....	41
1 市民の皆さまへ	41
2 事業者の皆さまへ.....	41
参考資料	42
1 人権施策推進指針の体系図	42
2 指針策定の経過	44
3 市民意見募集（パブリックコメント）の概要	47
4 世界人権宣言（仮訳文）	48
5 日本国憲法（抜粋）	53
6 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律.....	56
7 その他の関係法律及び条約等.....	58
8 相談先	63
9 関連情報	64
10 索引・用語集.....	65

※各ページに記載の脚注については、参考資料「10 索引・用語集」にも同内容を掲載しています。

第1章 人権施策推進指針がめざすもの

1 指針策定の趣旨

人権とは、「生きていたい」、「自由でいたい」、「幸福でいたい」などという、すべての人に共通する願いを支えるもので、「人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」のことです。これは、人が人であるということに基づいて当然に有する権利です。第2次世界大戦後、人権を保障しようとする動きが国際的に広がり、国内においても自由権や平等権、社会権等に関連する法整備が進められてきました。

本市では、都市宣言である「青い海と みどり豊かな 平和都市」のもと、2015年（平成27年）に策定した逗子市総合計画（以下、「総合計画」という。）における基本構想の5本の柱のうちの一つを「新しい地域の姿を示す市民主権のまち」とし、その取り組みの方向の一つを「誰もが尊重され、自由で平等なまち」としています。さらに、総合計画実施計画では、具体的施策として「人権啓発活動の推進」を位置付けるなど、人権が尊重されるまちづくりを進めてきました。

一方、私たちの周りでは、いじめや虐待、暴力等の人権を踏みにじる行為をはじめ、さまざまな差別や偏見が後をたちません。インターネットやソーシャルネットワーキングサービス¹（SNS）の普及等により、誹謗中傷やプライバシーの侵害等の問題も深刻です。また、価値観やライフスタイルの多様化、人権意識の高まりなど社会情勢の変化に伴って、性的マイノリティ²に対する人権課題、ヘイトスピーチ³やヤングケアラー⁴の問題等、新たな人権課題が生じたり表面化したりするようにもなりました。

誰もが尊重され、自由で平等なまちをめざすためには、これまで以上に人権の啓発を進め、人権意識の高揚を図っていくことが必要です。一人ひとりが日頃から人権に対する意識を高め、自分自身に関わる課題と捉え、正しく理解し、考え行動することが求め

¹ ソーシャルネットワーキングサービス：登録された利用者同士が交流できるインターネット上のサービスのこと。主なものとして、LINE、Facebook、X、Instagram 等がある。

² 性的マイノリティ：レズビアンやゲイ、トランスジェンダーなど、性的指向や性自認について少数者のこと。27 ページに関連した脚注あり。

³ ヘイトスピーチ：国籍、民族、性別、性的指向、容姿、障がいのある・なし、出自などの属性に基づいて個人や集団を攻撃したり、侮辱したり、差別や憎悪を煽ったりする言動。

⁴ ヤングケアラー：家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポート等を行っている18歳未満のこどものこと。

られています。こうしたことから、本市の人権に対する基本理念や現状と課題、今後の取り組むべき方向性を明らかにし、人権が尊重されるまちづくりをより一層推進するため「ずし人権を尊重するまちづくり指針（逗子市人権施策推進指針）」（以下、「指針」という。）を策定します。

2 指針策定の背景

(1) 世界の動き

世界の平和と安全の維持、社会の発展のため、1945年（昭和20年）に国際連合（以下「国連」という。）が設立され、1948年（昭和23年）の第3回総会において「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」として「世界人権宣言」が採択されました。さらに、この宣言の基本的精神を実現するため、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」、「国際人権規約」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」、「障害者の権利に関する条約」、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」などの条約等が採択されるとともに、人権に関する各種の国際年、宣言等によって人権尊重や差別撤廃に向けた取り組みが行われてきました。

1994年（平成6年）には、世界各国において人権文化を築くことを目的として、1995年（平成7年）から2004年（平成16年）までの10年間を「人権教育のための国連10年」とする決議が採択され、「人権教育のための国連10年行動計画」が示されました。その後も人権教育は不可欠であるとの認識のもと、2005年（平成17年）に「人権教育のための世界計画」が開始され、終了期限を設けず3年ごとのフェーズ（区切り）及び行動計画が策定されています。最近では、2015年（平成27年）に採択された持続可能な開発のための目標（SDGs）において、「誰一人取り残さない」という理念のもと、すべての人々の人権を実現することをめざしています。

また、組織に関する国際規格の分野では、2010年（平成22年）に発行されたISO26000⁵において、企業を含めた組織の社会的責任として人権が位置付けられました。

⁵ ISO26000：組織の社会的責任の国際的ガイダンス規格のこと。

(2) 国内の動き

日本においては、基本的人権の尊重を基本原則の一つとする日本国憲法の下、人権に関する条約の批准や計画を策定し、さまざまな施策が展開されてきました。「人権教育のための国連10年」とする国連総会の決議を受けて、1995年（平成7年）、国は「人権教育のための国連10年推進本部」を設置し、1997年（平成9年）には「人権教育のための国連10年国内行動計画」を策定しました。この行動計画には、人権教育を進めるにあたって、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV⁶感染者等、刑を終えて出所した人が重要な人権課題として位置付けられています。2000年（平成12年）には、施策をより一層進めるために、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法）」を制定し、同法に基づき2002年（平成14年）に「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。

また、個別の課題ごとに法整備が進み、2013年（平成25年）に「いじめ防止対策推進法」、2016年（平成28年）に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」及び「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が施行されました。最近では、「こども基本法」、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」、「孤独・孤立対策推進法」、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT⁷理解増進法）」等が施行され、法律に基づき人権に関する取り組みを進めています。

⁶ HIV：後天性免疫不全症候群（エイズ）を引き起こすことのあるウイルス感染症のこと。主な感染経路は①性的接触②血液感染③母子感染だが、性行為以外の社会生活の中でうつることはほとんどないとされている。医療の進歩により、早期発見・治療することで長く健康的に生活できる。

⁷ LGBT：レズビアン（Lesbian）女性の同性愛者、ゲイ（Gay）男性の同性愛者、バイセクシュアル（Bisexual）両性愛者、トランスジェンダー（Transgender）心と体の性が一致していない人の頭文字をとった、性的マイノリティを表す総称の1つ。

(3) 逗子市の取り組み

2000年（平成12年）の「人権教育・啓発推進法」の施行により、「人権教育及び啓発に関する施策を策定し及び実施する」ことが地方公共団体の責務とされました。本市でも総合計画基本構想に「誰もが尊重され、自由で平等なまち」の実現を掲げ、これまで人権擁護のためのさまざまな取り組みを展開してきました。各部署において分野ごとに人権に関する取り組みを進めているほか、2022年（令和4年）には、差別的取り扱いの禁止や性的マイノリティの権利擁護等を定めた「逗子市男女平等参画及び多様性を尊重する社会を推進する条例」を制定しました。

2023年度（令和5年度）に実施した逗子のまちづくりに関するアンケート調査では、逗子市が「人権が尊重されているまち」だと思うかについて、「そう思う」（8.2%）と「どちらかというと思う」（61.5%）とした人を合わせると、約70%の回答者が逗子市を「人権が尊重されているまち」と評価しています。一方、「どちらかというと思うわない」（17.5%）と「そう思わない」（7.3%）とした人を合わせた約25%の回答者は、「人権が尊重されているまち」と評価しておらず、誰もが尊重され、自由で平等なまちの実現に向け、一層の取り組みを進めることが大切です。

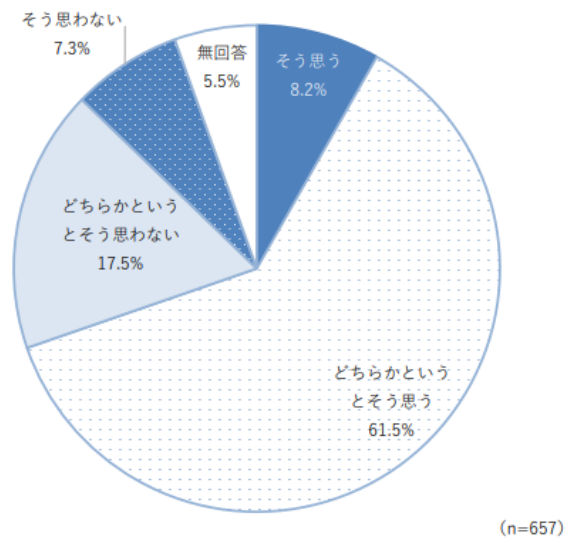
また、2012年（平成24年）に市内で発生したストーカーによる殺人事件を忘れることなく、重大な人権侵害である配偶者や交際相手などからの暴力（DV⁸）等のあらゆる暴力の根絶に取り組んでいかなければなりません。今後も、社会状況を踏まえながら、さらなる人権施策の推進が求められています。

⁸ DV：ドメスティック・バイオレンスの略。配偶者や恋人、パートナー等から受ける身体的暴力、精神的暴力、性的暴力等のこと。

6-10. 人権について

「あなたは、逗子市が『人権が尊重されているまち』だと思いますか。」

- 逗子市が「人権が尊重されているまち」だと思うかについて、「そう思う」(8.2%)と「どちらかというと思う」(61.5%)とした人を合わせると、7割近くの回答者が逗子市を「人権が尊重されているまち」と評価している。



出典：令和5年度逗子のまちづくりに関するアンケート調査

3 めざすべき姿

私たちは、誰もが生まれながらに、人間として幸せに生きていくための権利を持っています。個人の属性や境遇の違いは、多様な個性をつくり、一人ひとりをかけがえのないものとしします。すべての人は自分らしく生きるために、個人として尊重されなければなりません。一方、私たちは一人では生きていくことはできず、他の人と関わりながら社会生活を営んでいます。そのため、自分の価値観や生き方等を尊重してほしいと願うのと同じように、他者の価値観や生き方などを尊重し、受け入れ、認め合いながら共に生きていくことが大切です。

本指針では、めざすべき姿として、総合計画基本構想の柱である「新しい地域の姿を示す市民主権のまち」に示されている取り組みの方向「誰もが尊重され、自由で平等なまち」を基本理念としします。また、その実現に向けて基本目標を定め、引き続きあらゆる取り組みを推進していきます。

(1) 基本理念

「誰もが尊重され、自由で平等なまち」

その人の持つ個性、人格そのものや能力が尊重され、それらが十分に発揮できるまちづくりを推進し、誰もが、性別、国籍、障がい等によって差別されることなく人権が尊重され、自由で平等な参画が保障されているまちをめざします。

＜総合計画基本構想から抜粋＞

(2) 基本目標

① 人権を尊重する意識づくり

市民一人ひとりが人権課題について正しい知識を持ち、常に人権を意識した行動ができるよう、人権尊重の意識を高めます。

② 人権が尊重されるまちづくり

誰もが尊厳をもったかけがえのない存在として尊重され、個性や能力を最大限に発揮できるまちをめざします。

③ 多様性を認め、支え合うまちづくり

多様な文化や歴史、価値観、生活習慣などの違いや共通点、個性等を互いに認め合い、共に生き、支え合い、自由で平等な生活を営むことができるまちをめざします。

④ 市民等との協働によるまちづくり

市民一人ひとりはもちろん、地域社会において学校、事業者、市民団体、民間団体等と共に、人権課題の解決に取り組みます。

日本国憲法

日本国憲法は、法の下での平等、思想及び良心の自由、信教の自由、学問の自由、生存権、教育を受ける権利、勤労の権利等を基本的人権として保障しています。

(詳細は 53 ページ参照)

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

4 指針の位置付け

本指針は、本市の人権施策を進めるためのガイドラインとして、人権施策推進の基本理念と取り組むべき基本的な方向性等を示したものです。本市においては、総合計画や分野別における個別計画等と整合性を図りながら、指針に掲げる趣旨や方向性を踏まえて、人権に関する諸施策を体系的、総合的に推進していきます。

なお、人権を取り巻く国内外の動向や社会情勢の変化等に適切に対応するため、必要に応じて指針の見直しを行います。

世界人権宣言と人権デー・人権週間

世界人権宣言は、基本的人権尊重の原則を定めたもので、初めて人権保障の目標や基準を国際的にうたったものです。（詳細は 48 ページ参照）

1950 年（昭和 25 年）の国連総会において、「世界人権宣言」が採択された 12 月 10 日を「人権デー（Human Rights Day）」とすることが決議されました。国では、1949 年（昭和 24 年）から、この 12 月 10 日を最終日とする一週間（12 月 4 日～10 日）を「人権週間」と定め、全国的に人権啓発活動を特に強化して取り組んでいます。

「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。
人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」

<「世界人権宣言」第1条 外務省仮訳文より>

第2章 人権施策の推進

1 人権教育・啓発の推進

本市では、各学校において人権教育全体計画を策定し、教育活動全体を通じて子どもへの人権教育を進めてきました。人権教育に当たっては、教職員の人権感覚を高めることが重要との認識の下、教職員向けに「人権感覚についての自己チェックリスト」を作成するとともに、人権課題について扱った研修を毎年実施しています。また、社会教育においては、さまざまな人権課題をテーマにした講座や講演会の開催、リーフレットの配布等により、幅広い学習機会を提供しています。さらに、逗子市人権擁護委員⁹と共に定期的な啓発活動やパネル展示を行うほか、市ホームページ等により広く市民への啓発活動を実施するとともに、市職員に対しては、分野別の研修等において人権意識の向上を図っています。人権教育・啓発の推進に当たっては、こうした現状を踏まえ、学校教育、社会教育、市民への啓発、職員等への研修の4つの視点で取り組みを進めます。

(1) 学校教育

子どもの発達段階に応じて、一人ひとりを大切にする人権教育を行います。また、家庭や地域社会と連携し、豊かな人権感覚を身に付けることができる人権教育を推進します。

(2) 社会教育

多様化する人権課題を的確に把握し、地域の実情や市民のニーズ等も踏まえつつ、さまざまな人権課題に対応した講演会や参加体験型講座等の事業を展開することで、人権が尊重される地域社会の創出に向けた学習機会の提供とその充実を図ります。

⁹ 人権擁護委員：法務大臣から委嘱され、全国の各市町村に配置されていて、人権相談を受けたり人権意識を広めたりする活動をしている。

(3) 市民への啓発

市民一人ひとりが人権課題に関心を持ち、人権についての基本的な知識を身に付け、正しく理解し、行動へとつなげていくことが大切です。あらゆる機会を活用して、効果的に情報提供を行うなど、人権意識の高揚を図るための啓発活動を行います。

(4) 職員等への研修

すべての市職員や教職員、指定管理者や関連団体等が本指針の趣旨や人権課題への理解を深め、豊かな人権感覚をもって業務を進めるため、研修等を通じて人権意識の向上を図ります。

人権啓発リーフレット

教育委員会では、全ての人々の人権が尊重される社会の実現に向けて、リーフレットを作成し、積極的に普及啓発に取り組んでいます。



2 相談・支援体制の充実

本市では、人権相談、法律相談、女性相談、成年後見相談、障がいに関する相談、家庭・児童相談、教育相談等、分野ごとにさまざまな窓口を設置しています。また、2022年（令和4年）には、福祉の分野において重層的支援体制¹⁰を整備し、高齢者、障がいのある人、子ども及び困窮者等の属性の枠を超えた分野を問わない総合相談窓口としての機能を地域包括支援センター¹¹にもたせて、包括的な相談体制を整えました。近年の相談内容は複雑多岐であるため、分かりやすい窓口案内に努めるとともに、市民が相談しやすい体制をつくります。

支援に当たっては、市役所内の関連部署はもちろん、関係機関・団体等と連携を図り、個人情報の適正な保護・管理のもと、相談者に対して迅速かつ適切に支援していくことが重要です。幅広い相談内容を受け止め、確実な支援につなぐことができるよう、相談員や関係職員の専門的知識の習得や相談援助技術の向上に努めます。また、家庭や社会等の中に落ち着くことができる場所、安心していられる場所など、誰もが自分らしく過ごすことのできる居場所の確保に努めるなど支援体制の充実を図ります。

¹⁰ 重層的支援体制：一つの支援機関だけでは解決に導くことが難しいような複雑な、複合的な課題を持つ方（家族）をサポートするための体制。社会福祉法第106条の4に規定されている。

¹¹ 地域包括支援センター：包括的支援事業を推進する福祉・介護の中核拠点施設として、高齢者の生活に身近な日常生活圏域ごとに設置されている。

3 多様な関係機関等との連携

人権課題解決のため、積極的に取り組みを進めている関係機関や団体等は数多くあります。本市でも、こうした人権 NGO¹²・NPO¹³や民間団体をはじめ、さまざまな団体と連携、協力して啓発活動等に取り組んできました。

人権施策の推進に当たっては、県等の関係機関、人権 NGO・NPO や民間団体、地域の団体、事業者等との連携を大切に、課題解決に向けた施策を共に推進していきます。

¹² NGO：非政府組織（Non-governmental Organization）の略。市民が主体となり、営利を目的とせず、課題を解決し、よりよい社会をつくる活動を行う団体の総称。

¹³ NPO：民間非営利組織（Non-Profit Organization）の略。さまざまな社会貢献活動を行い団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。

第3章 分野別施策の推進

1 男女平等と人権

(1) 現状と課題

性別にかかわらずすべての人が平等であることは、日本国憲法及び世界人権宣言に明記されています。日本は1985年（昭和60年）に「女子差別撤廃条約」を批准し、その後、男女平等の理念を実現するため「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」や「男女共同参画社会基本法」といった法整備が進められてきました。最近では、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」や「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定されています。

一方、2030年（令和12年）までにジェンダー¹⁴平等を達成することが掲げられているSDGsの目標にもかかわらず、世界経済フォーラムが2024年（令和6年）に公表したジェンダーギャップ指数¹⁵では、日本は146か国中118位という低い順位にとどまりました。先進国の中でも最低水準で、アジア諸国と比較しても下位に位置しています。政治や政策決定の場での女性の参画機会が少ないことや、女性の労働参加率、賃金格差など経済分野において女性に対する不利益が依然として存在していることが、ジェンダーギャップ指数の低さの原因と言われています。

本市では2022年（令和4年）に「逗子市男女平等参画及び多様性を尊重する社会を推進する条例」を制定し、2023年（令和5年）には「男女共同参画社会基本法」に基づく「ずし男女平等参画プラン 2030」を策定しました。このプランに基づき、性別による役割分担意識¹⁶にとらわれず、すべての人が自分らしく生きることができる社会をめざし、男女平等の実現に向けた具体的な施策を推進しています。

しかし、性別による役割分担意識や無意識の思い込み、それに基づく社会制度・慣行は未だ根強く残っています。家庭での不平等や職場における雇用形態の差別、男女の賃金格差、ハラスメント¹⁷等、女性に不利益をもたらす差別の解消をめざして、施策のさらなる推進が必要です。

また、2024年（令和6年）には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されました。すべての女性が尊厳を持って安心して生活し、さらに自立して暮らせる社会の実現も重要な課題です。女性が直面するさまざまな困難に対し、切れ目のない包括的な支援が求められていて、DV被害、シングルマザーの経済的苦境、性犯罪被

被害者支援等、女性特有の課題に対する適切な対応が急務です。

一方、社会の中で求められてきた男らしさという規範にとらわれて、生きづらさを抱える男性もいます。性別による役割分担意識は、女性の可能性を狭めているだけでなく、男性にも困難を強いるものです。また、男性へのDV被害も増加傾向にあります。男女平等の精神に基づいた取り組みを進め、性別にかかわらず一人ひとりの状況や要望に寄り添った支援をすることが重要です。



無意識の思い込みや偏見

「アンコンシャスバイアス」

男性は料理が苦手、子育て中の女性は重要な仕事を担当するのは難しいなど、無意識の思い込みや偏見をアンコンシャスバイアスと言います。それに気づかずにいると、自分の言動によって相手を傷付けたり、相手の可能性を狭めてしまったりすることがあるため注意が必要です。

¹⁴ ジェンダー：生物学的な性差とは異なり、男女の生き方、役割、特性、関係性、性別分業等に関して、社会や文化によって作られた性差のこと。

¹⁵ ジェンダーギャップ指数：各国における男女格差を測る指数で、経済、政治、教育、健康の4つの分野のデータから作成されている。0が完全不平等、1が完全平等を表していて、1に近いほど順位が高くなる。

¹⁶ 性別による役割分担意識：男は仕事、女は家庭といった、個人の能力とは関係なく、男性、女性という性別を理由として役割を分ける意識のこと。

¹⁷ ハラスメント：人を困らせること、嫌がらせ。職場においてはセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティハラスメントが特に問題となっている。

(2) 取り組みの方向

① 男女平等の意識づくりと教育の推進

男女平等への理解を深めるための講座や研修を開催し、性別による役割分担意識にとらわれない男女平等の意識を高めます。また、幼少期から意識啓発を行うとともに、児童、生徒に対して男女平等に向けた人権教育を推進します。

② あらゆる分野への男女平等参画の促進

行政における政策、方針決定の場への女性の参画を進めるとともに、地域活動や社会活動、家庭内等、あらゆる分野における男女平等参画を促進します。

③ 誰もが活躍できるまちづくり

雇用における男女平等を推進するとともに、職場における性差別解消の啓発、労働条件の改善に対する支援を行うほか、女性が活躍する環境をつくるため女性の就業、再就職、起業を支援し、誰もが活躍できるまちづくりを進めます。また、ワーク・ライフ・バランスの普及、啓発を図ります。

④ DV等あらゆる暴力の根絶

啓発活動や情報提供を行うほか、相談支援体制を充実させ、DV等のあらゆる暴力、ストーカー行為、ハラスメント行為の根絶をめざします。被害者の安全確保においては、関係機関等と連携し被害者等の早期発見に努め、一時保護や安全な生活、生活の再建等を支援するとともに、個人情報の管理を徹底します。

⑤ 困難な問題を抱える女性への支援

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律を踏まえ、困難な問題を抱える女性に対する支援体制を充実させます。支援に当たっては、関係部署や関係機関等と連携しながら、問題解決に向け、切れ目のない包括的な支援を行います。

2 こどもの人権

(1) 現状と課題

日本は、1994年（平成6年）に「子どもの権利条約」を批准し、それ以降、こどもの人権を守るため、さまざまな法整備を進めてきました。具体的には、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（児童買春禁止法）」、「いじめ防止対策推進法」、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」等が整備され、「児童福祉法」や「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」も時代に合わせて改正されています。また、「子どもの権利条約」において定められている「生命、生存及び発達に対する権利」、「こどもの最善の利益」、「こどもの意見の尊重」、「差別の禁止」の4つの原則にのっとり、2023年（令和5年）には、すべてのこどもが将来にわたって幸せな生活を送れる社会の実現をめざして「こども基本法」が施行されました。

本市では、2015年度（平成27年度）から「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育て環境の充実をめざして切れ目のない支援を行うなど、子ども・子育て施策を推進してきました。教育現場においては、2007年度（平成19年度）から「逗子市学校教育総合プラン」に基づき人権を尊重した教育施策を進めているほか、教職員の人権意識の向上を図っています。また、2021年（令和3年）には「逗子市いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの根絶に取り組んでいます。

一方、児童虐待、いじめ、体罰、貧困さらには児童ポルノや児童買春といったこどもの人権に関連する課題は、依然として社会に根強く存在しています。いじめについては、その状況を看過することも人権侵害を是認していると言え、大きな問題です。また、情報化社会の進展に伴って SNS を介したいじめや誹謗中傷の深刻化、こどもが家族の介護等を担うヤングケアラーといった新たな課題も顕在化しています。

虐待等の撲滅を図ることはもちろん、いじめや体罰の早期発見・対応などこどもの安全を守るための支援体制について強化する必要があります。また、こどもの貧困をはじめ多様で複雑な課題に対処するためには、家庭、学校、地域そして関連機関が密接に連携するとともに、こども家庭センター¹⁸の機能強化等により安心して相談できる体制や環境を整備し、家族全体を一体的に支援していくことが大切です。見えにくい家庭内の課題を早期発見するためにも、多様な機関との連携は欠かせません。一人の人間として、こどもの権利が守られ、こどもが主体的に意見表明し、自分の可能性を信じて未来に向かって成長できるような社会の実現をめざすことが求められています。

(2) 取り組みの方向

① こどもまんなか社会づくりの推進

こどもの意見を反映できるよう、こども本人が意見を言える機会を確保するなど、こどもにとって最も良いことを常に考え、すべてのこどもが幸せに暮らせるようこどもまんなか社会¹⁹づくりを進めます。

② 児童虐待の防止と早期発見・対応

家庭、学校、地域や関係機関等との連携を強化し、虐待防止や早期発見・早期対応への取り組みを推進します。こどもや家庭からの相談については、相談機能を充実させ、安心した支援を受けられる体制づくりを進めます。

③ いじめの防止と早期発見・対応

家庭、学校、地域や関係機関等との連携を強化し、いじめや暴力行為等防止や早期発見・早期対応への取り組みを推進します。特に、学校における支援体制を充実させ、児童・生徒の小さな変化に早期に気づき、学校全体で気付いた情報を確実に共有し、速やかに保護者と共に対応します。

④ すべてのこどもを受け入れる環境づくり

乳幼児期から幼稚園、保育所、学校、放課後児童クラブ及びふれあいスクールにおいて発達に心配のあるこどもや障がいのあるこどもの受け入れ体制の充実をめざします。学校においてインクルーシブ教育を推進するほか、子育て関連施設や遊びの場等においても、すべてのこどもを受け入れる環境づくりを推進します。

⑤ 困難な状況にあるこどもや家庭への支援

家庭生活の基礎を支えるための経済支援や就労支援を行うほか、こどもの健やかな成長に向けて、こどもの居場所づくりや地域参画を促進する等、困難な状況にあるこどもや家庭を支援します。複合的な課題に対しては、関係機関と連携し、それぞれのニーズに応じた支援を行います。

⑥ 妊娠・出産期から子育てまで切れ目のない支援

安心してこどもを産み育てられるよう、こども家庭センター等における相談体制を充実させ、ライフステージに応じた切れ目のない子育て支援を提供します。



¹⁸ こども家庭センター：全てのこども及びその家庭並びに妊産婦に対し、母子保健及び児童福祉の両面から相談支援等を行う機関。

¹⁹ こどもまんなか社会：全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

* 本指針における「子ども」と「こども」の表記の使い分けは、こども基本法において定義される心身の発達の過程にある者を「こども」、他の語句との関連や固有名詞等「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合を「子ども」と示すこととする。

3 高齢者の人権

(1) 現状と課題

2000年（平成12年）の介護保険制度の導入により、社会全体で高齢者の介護を支える仕組みが整いました。また、2006年（平成18年）に「高齢者の虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、2023年（令和5年）には「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立し、認知症高齢者の人権保護と尊厳ある生活を支える法的基盤が強化されました。

2024年（令和6年）7月1日時点で、本市の65歳以上の高齢者人口は18,278人で、高齢化率は31.43%と、県内自治体の中でも高い水準にあります。2025年（令和7年）には、いわゆる団塊の世代が75歳以上となり、後期高齢者の増加が見込まれています。高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らすためには、地域全体で高齢者を支える地域共生社会²⁰の構築が不可欠です。本市では、2024年度（令和6年度）から始まった「第9期逗子市高齢者保健福祉計画」に基づき、地域包括ケアシステム²¹のさらなる深化・推進を図るとともに、成年後見制度²²等の普及啓発など高齢者の尊厳を守るための取り組みを強化しています。また、認知症の高齢者が尊厳を持ちながら、希望を持って住み慣れた地域で生活できる社会の実現をめざし、認知症施策を総合的に推進しています。

一方、家庭や高齢者施設等において、高齢者への身体的、経済的等の虐待が依然として見られます。特に、家庭内での虐待や認知症高齢者への虐待は表面化しにくいとため、早期発見が難しいといった課題があります。また、判断能力が不十分な高齢者に対する財産の不正な奪取や振り込め詐欺、還付金詐欺やインターネットのワンクリック詐欺などの消費者被害、強盗被害等も増加していて、高齢者を狙った犯罪の増加は深刻な状況です。高齢者が持つ基本的な生活の安全や尊厳が脅かされないことがないよう、虐待等の防止、早期発見・対応を強化するとともに、高齢者の権利擁護を一層充実させていく必要があります。

また、高齢者が地域社会の一員として役割を持ち、いきいきと生活できる環境も必要不可欠です。高齢者がこれまで培ってきた技術や知識、経験を活かすことができる社会参加の場や活躍の機会を用意するほか、認知症になっても自分らしく暮らすことができる地域づくりを進めることが大切です。高齢者を「支えられる存在」として捉えるのではなく、自らの意思が尊重され、権利が適切に保護される中で、それぞれの人がその人らしい生活を送ることができる地域共生社会の実現が求められています。

(2) 取り組みの方向

① 高齢者の権利擁護の充実

高齢者が尊厳ある暮らしを維持するために、成年後見制度等の支援制度について普及啓発や支援の仕組みを充実させ利用促進を図るほか、詐欺等による消費者被害の防止など、高齢者の権利擁護を進めます。

② 高齢者虐待等の防止と早期発見・対応

関係機関とネットワークを構築し、啓発や相談体制の整備、関係職員の研修等を行い、虐待防止や早期発見・早期対応への取り組みを推進します。

③ 高齢者が生き生きと暮らせる環境づくり

高齢者が尊厳を保持し、その有する能力に応じて自立した日常生活を送るため、支援を受けるだけでなく、人を支援する側になる機会や活動を提供し、高齢者が生き生きと暮らせる環境づくりを推進します。

④ 認知症の人にやさしい地域づくり

本人や家族等の参画のもと、認知症の人が、できる限り自分らしく住み慣れた地域で暮らし続けることを実現するための施策を計画・実施し、認知症の人にやさしい地域づくりを進めます。

²⁰ 地域共生社会：地域の様々な人や団体が、世代・分野・立場を超えて互いに助け合い、一人ひとりの住民が生きがいや役割をもって生活できる社会のこと。

²¹ 地域包括ケアシステム：住み慣れた地域で、安心した生活が送れるよう、利用者のニーズに応じて、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを、継続的に、切れ目なく一体的に提供できるような体制。

²² 成年後見制度：認知症高齢者、知的・精神障がいのある人等、判断能力が不十分で自分自身の権利を守ることができない人を保護・支援する民法及び任意後見契約に関する法律に基づく制度。財産の管理やサービス利用などの契約、遺産分割の協議等をサポートする。

4 障がいのある人の人権

(1) 現状と課題

2011年（平成23年）の「障害者基本法」の改正、2012年（平成24年）の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の成立、2013年（平成25年）の「障害者差別解消法」の成立及び「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正を経て、日本は2014年（平成26年）に「障害者の権利に関する条約」を批准しました。これらの法律、条約には、「障害の社会モデル」²³という考え方が反映されていて、障害者差別解消法では障がいを理由とする不当な差別的取り扱いの禁止や、合理的配慮²⁴の提供が義務づけられました。また、2024年（令和6年）には障害者総合支援法が一部改正され、障がいのある人が地域や職場で生きがい・役割を持ち、その人らしく安心して暮らすことができる体制の構築が進んでいます。

本市における障害者手帳所持者数は2023年（令和5年）3月末現在2,605人で、総人口に占める割合は微増しています。障害者手帳別では、身体障害者手帳所持者数は減少傾向ですが、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は共に年々増加していて、今後も増えていくことが推計されています。こうした中、本市では「逗子市障がい者福祉計画」に基づき、障がいのある人に対する施策を総合的に推進してきました。現在は、2021年（令和3年度）から始まった「第4期障がい者福祉計画」に基づき、ノーマライゼーション²⁵、リハビリテーション²⁶、そしてソーシャルインクルージョン²⁷の考え方をもとに、さらに一歩進んだ取り組みを進めています。

しかし、現実には障がいのある人に対する差別や権利侵害が根強く残っていて、例えば、エレベーターのない施設で移動に困難さを感じるケース、合理的配慮が行き届かず適切な仕事環境や居住環境を得られないケース等、さまざまな問題が見られます。また、外見で分かるものだけが障がいではなく、一見して障がいがあると分からないために、理解されず苦しんでいる場合もあります。障がいのある人に対する無理解や偏見をなくするためには、物理的・制度的なバリアフリー²⁸の推進はもちろん、「こころのバリアフリー²⁹」の意識や行動が浸透した共生社会の実現が欠かせません。障がいの特性や合理的配慮の必要性に対する社会全体の理解を深めていくことが求められています。

また、依然として障がいのある人に対する虐待が発生していることから、虐待等の防止、早期発見・対応を強化するほか、成年後見制度の利用促進など権利擁護を一層充実させていく必要があります。さらに、障がいのある人の高齢化や障がいの重度化・重複化に伴い、複雑・多様化する課題に対して、特性に応じた切れ目のない支援を行っていくことが不可欠です。分かりやすい情報提供と相談体制の充実を進めるとともに、就労

支援や社会参加の促進を図り、一人ひとりがその人らしい生活を送ることができるまちづくりを進めていくことが重要です。

(2) 取り組みの方向

① こころのバリアフリーの促進

障がいに関する市民の理解を深め、こころのバリアフリーを促進します。理解の促進に当たっては、幼少期から意識啓発を行うとともに、児童、生徒に対する福祉教育を推進します。

② 安心して暮らせるまちづくりの推進

ユニバーサルデザイン³⁰の考えをもとに、公共施設や情報等のバリアフリー化、公共交通機関等の移動手段の確保など障がいのある人に配慮したまちづくりを推進します。

③ 障がいのある人への差別解消と虐待防止

障がいのある人に対する差別や権利侵害に対する普及啓発に取り組み、差別の解消及び合理的配慮等の推進に取り組みます。また、関係機関と連携し、虐待防止と早期発見・早期対応への取り組みを推進します。

④ 障がいのある人の権利擁護の充実

本人の自己決定の尊重と、意思決定の支援を推進するとともに、適切に成年後見制度等につなげることができるような支援体制を整え、制度の利用を促進し、障がいのある人の権利擁護を図ります。

⑤ 相談・支援体制の充実

関係機関等との連携強化を進め、障がいのある子どもやその家族はもちろんライフステージやニーズに応じた相談・支援体制の充実を図ります。また、わかりやすく選択しやすい情報提供を行います。

⑥ 障がいのある人の社会参加の促進

障がいのある人が社会の一員として、あらゆる分野の活動への参加・参画の機会の確保や支援を総合的に推進します。一般就労に向けた支援や就労定着のための支援を行うほか、生涯学習活動の場を充実させ、地域との交流、社会参加や生きがいづくりの活動を支援します。

²³ 障害の社会モデル：障害者権利条約に掲げられた理念。障害は障がいのある人ではなく社会が作り出しているものであり、その障壁（バリア）を取り除くのは社会の責務であるという考え方。

²⁴ 合理的配慮：障害者権利条約の第2条で定義が示されている。具体的には、障がいのある人が障がいのない人と平等であることを基礎として、すべての人権・基本的自由を持ち又は行使できることを確保するための必要かつ適切な変更・調整のことをいう。「特定の場合に必要とされるものであり、かつ不釣り合いな、又は過重な負担を課さないもの」という条件が付けられている。

²⁵ ノーマライゼーション：障がいのある人が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けられるような条件を整え、ともに生きる社会こそが当たり前（ノーマル）であるという考え方。

²⁶ リハビリテーション：障がいのある人や高齢者等に対して、生活の質を高めることをめざし、医学的訓練のほか、障がいのある人の社会的な自立と参加のために行う総合的な援助のこと。

²⁷ ソーシャルインクルージョン：全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うこと。

²⁸ バリアフリー：障がいのある人が社会生活をしていく上で、生活の支障となる物理的、社会的、制度的、心理的、情報面などさまざまな障壁（バリア）となるものを除去すること。

²⁹ こころのバリアフリー：様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。

³⁰ ユニバーサルデザイン：特定の年齢・性別・国籍・心身状態の人を対象とするのではなく、どのような人でも利用することができる施設や製品を計画・設計すること。

* 本指針における「障害」と「障がい」の表記の使い分けは、法律等の正式名称で「害」の字が使用されている言葉についてはそのままの表記とし、それ以外については「害」の漢字がもつ否定的な意味や意見に左右されない表記の仕方として「がい」と平仮名で示すこととする。

5 外国につながるのある人の人権

(1) 現状と課題

2017年（平成29年）に「外国人の技能実習の適正な実務及び技能実習生の保護に関する法律」が施行され、2019年（平成31年）には「出入国管理及び難民認定法」の改正により外国人の受入れを促進するため、特定技能という在留資格が追加されました。2024年（令和6年）には法律が改正され、技能実習制度に代わり育成就労制度を創設するとともに、特定技能の対象分野を追加するなど、外国人材を受入れるための法整備が進んでいます。こうした背景もあって、日本に住む外国人の数は増加を続けています。新型コロナウイルス感染症の影響で一時的に減少しましたが、2023年（令和5年）末には341万人を超え、日本で生活する外国人数は過去最高となっています。本市には、2024年（令和6年）3月末時点で57か国、621人の外国籍市民が暮らしていますが、その他にもさまざまな文化や言語をバックグラウンドに持つ外国につながるのある人が市内に暮らしています。

一方、言語や宗教、文化、習慣の違いからくる誤解や偏見は、日常生活や職場での差別、孤立を引き起こす原因となっています。外国人労働者に対しては、不当な労働環境の問題、長時間労働や賃金不払い等の人権侵害が生じています。また、2016年（平成28年）に「ヘイトスピーチ解消法」が施行されましたが、特定の民族や国籍の人々に対するヘイトスピーチや差別的言動は依然として根強く残り、社会問題となっています。このような言動は、外国につながるのある人の尊厳を侵害し、地域社会での共生を阻害する要因です。

本市は長年にわたり、池子住宅地区に住む米軍家族と培ってきた日米親善交流を礎に、さまざまな国や地域の人々との交流や協力を進めてきました。2016年（平成28年）には、フェアトレードタウン³¹の認証を受け、取り組み支援等を通じて国際理解を促進し、多文化共生社会の実現に向けた活動を進めています。外国につながるのある人も日本人も同じ地域社会で生活している一員です。多文化共生の推進を通じ、多様な文化や国籍を理解し、相互に尊重する風土を育てることがますます重要になっています。

また、多言語対応の強化やわかりやすい情報発信をするなど日常生活での支援を充実させ、外国につながるのある人が安心して生活できる環境を整えることが求められています。

(2) 取り組みの方向

① 外国につながるのがある市民への支援

日本語の習得が十分でない外国籍市民に対して必要な情報を適切に伝達できるよう、多言語による情報提供をはじめ、関係機関と連携した相談体制を整えます。また、誰もがわかりやすい「やさしい日本語」による情報発信を進め、外国につながるのがある市民を支援します。

② 外国につながるのがある児童・生徒への支援

言語や文化的背景に配慮し、児童・生徒が過ごしやすく、学びやすい教育環境を整えるなど、外国につながるのがある児童・生徒を支援します。

③ 多文化共生、多文化理解の推進

多文化共生、多文化理解に関する講座等を開催するほか、身近な国際交流活動として外国籍市民との交流の機会を設け、市民の国際感覚の醸成と国際理解の増進、地域の国際化を推進します。

³¹ フェアトレードタウン：フェアトレードは、適正な価格で取引することを通して、開発途上国の農家や小規模生産者・女性等、立場の弱い人々の自立を支援する国際協力のことで、行政、企業、市民団体等が一体となり、まちぐるみでフェアトレードの輪を広めようと取り組んでいる自治体をフェアトレードタウンという。本市は国内で3番目のフェアトレードタウンとして認定されている。

6 多様な性と人権

(1) 現状と課題

性は、その人らしさや生き方にかかわる重要な概念で、一人ひとりの性は多様です。2020年（令和2年）に改正された「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（労働施策総合推進法）」では、企業にも性的指向や性自認等に関連する侮辱的言動の防止が義務付けられ、職場における差別防止策が進められています。また、2023年（令和5年）には「LGBT理解増進法」が施行され、性的マイノリティに関する多様性理解の促進と支援を行う地方公共団体の役割が明確にされました。

本市では、2020年（令和2年）に広く多様性に配慮することを念頭に、「逗子市パートナーシップ宣誓制度³²」を開始し、近隣自治体と相互利用協定³³を結ぶなど制度の充実を図っています。加えて、「逗子市男女平等参画及び多様性を尊重する社会を推進する条例」により、性的マイノリティの人の権利擁護を進め、誰もが安心して自分らしく暮らせるまちづくりを推進しています。

LGBTQ+³⁴や SOGIE³⁵という言葉が広く知られるようになり、性の多様性に関する認識は徐々に広がりつつありますが、社会全体の理解は未だ不十分で、多くの当事者が依然として生きづらさを抱えているのが現状です。同性に恋愛感情をもつ人や、自分の性に違和感がある人、又は性別不合³⁶等の性的マイノリティの人は、体と心の性の食い違いに悩んだり、周囲の心無い目にさらされたりと、性的指向や性自認等に対する社会の理解不足や偏見から、多くの困難に直面しています。固定観念や偏見が根強く残り、多くの人が差別やいじめ、さらには就職や住居等の生活における不平等な待遇を経験し、精神的・社会的な孤立感や将来への不安を感じています。特に、性的指向や性自認を本人の了解なく明かされるアウティング³⁷は、深刻な人権侵害です。

性的マイノリティの人が直面する人権課題を解決するためには、多様性を尊重し、個々のあり方を認め合う環境づくりが不可欠です。今後も、多様な性に対する理解を深めるための教育や啓発、相談体制の充実、差別やハラスメントに対する厳正な対応を通じて、誰もが安心して自分らしく生きることができる社会の実現をめざしていく必要があります。

(2) 取り組みの方向

① 多様な性を尊重する意識づくりと教育の推進

幅広い世代に対して多様な性への理解を深める講座や研修等を開催し、性自認、性的指向等により差別されることのない多様性尊重の意識を高めます。また、幼少期から意識啓発を行うとともに、児童・生徒に対して多様な性の尊重に向けた人権教育を推進します。

② 多様な性を尊重する環境づくり

市の施策の推進に当たっては多様な性を尊重する視点を取り入れます。また、パートナーシップ宣誓制度の周知、制度の改善や充実を図るとともに、公共施設等においても多様な性を尊重する環境づくりを進めます。

③ 相談・支援体制の充実

関係団体と連携しながら、性的マイノリティの人が抱える悩みに寄り添い、必要な支援の提供や問題解決を図るため、相談・支援体制の充実に努めます。

³² 逗子市パートナーシップ宣誓制度：パートナー関係にある二者がその自由な意思により、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを宣誓する制度。宣誓者には証明書を交付している。

³³ 相互利用協定：逗子市、横須賀市、鎌倉市、三浦市及び葉山町で締結しているパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定のこと。宣誓を行った人が、四市一町間で住所を異動する場合、転出時に継続利用申請を行うことで、転入先の自治体で新たな宣誓を行うことなく宣誓を継続することができる。

³⁴ LGBTQ+：レズビアン（Lesbian）女性の同性愛者、ゲイ（Gay）男性の同性愛者、バイセクシュアル（Bisexual）両性愛者、トランスジェンダー（Transgender）心と体の性が一致していない人、クエスチョニング（Questioning）自分の性が定まっていない人の頭文字とそれ以外の多様な性のあり方を「+」に込めた、性的マイノリティを表す総称の1つ。

³⁵ SOGIE：性を考える要素のうち、性的指向（Sexual Orientation）恋愛対象の性、性自認（Sexual Identity）自分が認識している性、性表現（Gender Expression）自分をどのような性で表現するか頭文字をとった言葉。性の要素そのものを表していて、すべての人に当てはまる概念。

³⁶ 性別不合：性同一性障害は疾病や障害ではないという考えの広がりのもと、2018年に世界保健機関（WHO）が公表した国際疾病分類において、「Gender Identity Disorder」が「Gender Incongruence」と改名された。この改名を受け、日本語訳についても、性同一性障害から性の健康に関する状態として「性別不合」に名称の変更が予定されている。性別違和ともいう。

³⁷ アウティング：本人の了解なく性的マイノリティであることを他人に話すこと。誰に、どこまで話してよいか本人に確認し、それ以外には言いふらしてはいけない。

7 部落差別（同和問題）

（1）現状と課題

部落差別（同和問題）は、日本社会における歴史的な身分差別であり、出身地域や家族の背景によって不当に差別されることが問題となっています。1969年（昭和44年）には、生活環境の改善や福祉の向上に寄与することを目的として「同和対策事業特別措置法」が施行されました。また、2016年（平成28年）には、「現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」として「部落差別解消推進法」が施行されました。同法では、部落差別解消に向けた国や地方公共団体の責務等が示されていて、部落差別に関する相談体制の充実、部落差別を解消するための教育・啓発活動の実施、部落差別の実態にかかわる調査の実施等が規定されています。

本市では、部落差別（同和問題）の正しい理解、解消に当たり、教育の果たす役割は極めて重要との認識のもと、1989年（平成元年）に「逗子市同和教育基本方針」を制定し、同和教育を積極的に進めてきました。また、本人通知制度を運用し、住民票の写しや戸籍謄抄本等が不正取得された事実が判明したときに、市から証明書等記載の本人に不正取得の事実を知らせています。

しかし、現実の社会では依然として差別が根強く残っていて、被差別部落（同和地区）の出身者というだけで、結婚を反対されたり、就職、進学、住宅の取得など日常生活のさまざまな場面で差別を受けたりするなど深刻な人権課題が生じています。結婚差別や就職差別につながる身元調査のための住民票や戸籍関係書類の不正取得、差別的な落書き等は許されるものではありません。また、インターネット上では、被差別部落の所在地に関する情報の暴露や差別的な書き込みが問題になっています。こうした情報や投稿は広範囲に拡散され、差別意識を助長する要因となっています。部落差別は、過去の問題ではなく、現在もなお日本社会に深く根付く人権課題です。差別の根本的な解決に向けて、さらなる人権教育と啓発活動が必要です。

さらに、えせ同和行為³⁸と呼ばれる、部落差別を口実に事業者等に対し不当な要求を行う行為も依然として見られます。これらの行為は、部落問題を悪用するだけでなく、差別そのものを助長し、社会に誤ったイメージを広めることで、差別解消に逆行する結果を招いています。部落差別を口実にした不当な要求やえせ同和行為には、国や関係団体、当事者団体と連携して毅然とした対応をとることが大切です。

(2) 取り組みの方向

① 部落差別に対する人権教育・啓発の推進

部落差別に対する正しい認識と理解を深め、差別や偏見をなくし、人権が真に尊重される明るい社会の実現をめざして、学習機会の充実や児童・生徒の発達段階に即した人権教育を推進します。また、あらゆる機会をとらえて、関係団体と連携しながら啓発活動を推進します。

② 個人情報の保護

就職や結婚差別等に結びつく恐れのある身元調査による個人情報の漏洩を防ぐため、取扱窓口における戸籍や住民票等の不正取得防止など、個人情報の保護を徹底します。

③ えせ同和行為の排除

部落差別に関する誤った意識を植えつける大きな原因で、差別解消の推進に対する大きな障害になるえせ同和行為について、排除に努めます。

³⁸ えせ同和行為：あたかも同和問題の解決に努力しているかのように装い、同和の名のもとに、事業者や行政に不当な圧力をかけて、高額な書籍を売りつけたり、利益や義務なきことを要求したりする行為のこと。

8 貧困と人権

(1) 現状と課題

2015年（平成27年）に施行された「生活困窮者自立支援法」により、生活保護に至る前の段階での自立支援策が強化され、生活に困窮している人の自立と尊厳を守るための取り組みが進められています。しかし、国民生活基礎調査（令和4年）によると、日本の相対的貧困率は15.4%と依然として高く、約6人に1人が生活困窮状態にあることが示されています。相対的貧困率とは、その国の生活水準や文化水準を基準に、経済的に困窮している人の割合を示す指標です。この貧困率の高さは、物価の高騰が続いた影響でさらに悪化したという見方もあり、特に非正規雇用者や低所得層が大きな打撃を受け、生活困窮が広がっています。

本市では、生活困窮者が地域において自立した生活が行えるよう、一人ひとりの状況に応じた自立相談支援に取り組んでいます。生活の安定や就労促進等の自立に向けた相談体制を整えるほか、住宅確保給付金を支給し経済的な支援を行っています。2023年度（令和5年度）の新規相談支援件数は49件で、件数自体は減少傾向にありますが、高齢者世帯が増えてきている中、病気や高齢による収入減少が原因で生活が成り立たなくなる人が増加傾向です。また、さまざまな理由により生活を維持することが困難になった世帯に対しては、必要な保護を実施しています。

一方、生活困窮者に対して、「怠けている」「努力が足りない」といった偏見は根強く、生活困窮は自己責任とみなされがちです。このため、困窮者自身が支援を求めることをためらい、制度利用を断念することがあります。困窮を理由とした就職差別や服装等を理由としたいじめ、住居確保の難しさ等、生活困窮者に対する差別、偏見は日常生活のさまざまな場面で見られます。相談しやすい体制づくりを進めるとともに、困窮者に対する社会全体の理解を深めていくことが必要です。

また、生活困窮者の多くは、経済的な問題だけでなく、健康、孤独、生きづらさなど複数の課題を抱えています。医療費が負担となり医療機関への受診を控えた結果、健康状態が悪化する人も少なくありません。経済的支援に加えて、社会的・心理的な課題を総合的に解決するための支援が不可欠です。生活困窮者には、高齢者、ひとり親世帯、非正規雇用者、障がいのある人、若年層等さまざまな人たちが含まれることから、関係機関や地域社会等が連携するとともに、包括的な相談支援体制の構築を進め、多岐にわたる課題に対して幅広い視点で支援することが求められています。

(2) 取り組みの方向

① 自立支援、生活支援

生活に困窮している人が安心して暮らすことができるよう、支援体制の整備に努め、寄り添いながら自立支援、生活支援に取り組みます。生活保護等の制度の周知を図るほか、就労、家計改善等の支援、給付金や必要な物資の支給を行うなど、一人ひとりの状況に応じたさまざまな支援を展開します。

② 相談・支援体制の充実

生活に困窮している人に適切な支援が行えるよう、相談・支援体制の充実を図ります。地域や関係機関とも連携して支援を進め、生活困窮となる原因について複合的に分析、解決を図ります。

③ 教育・啓発の推進

生活に困窮している人への差別や偏見をなくすため、正しい理解を深める教育、啓発に取り組みます。



9 自死と人権

(1) 現状と課題

日本の自殺者数は2013年（平成25年）以降、2019年（令和元年）まで減少傾向にありましたが、社会環境の変化や新型コロナウイルス感染症の拡大を背景に、特に若年層や女性を中心に生きづらさを抱える人が増え、2020年（令和2年）には20,243人と再び増加に転じました。本市では2022年（令和4年）に8人が自殺により亡くなっています。

2016年（平成28年）の自殺対策基本法改正により、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現をめざすことが明確にされました。これに基づき、本市でも2019年（令和元年）に「逗子市自殺対策計画」を策定し、現在は「第2期逗子市自殺対策計画」をもとに自殺予防に向けた包括的な支援体制の強化に取り組んでいます。

自殺の多くは、追い詰められた結果の悲劇です。その背景には、精神的な問題に加え、過労、経済的困難、育児や介護の負担、社会的孤立等、さまざまな社会的・経済的要因が絡み合っています。自殺は個人の問題ではなく、社会全体が直面する重大な人権課題ですが、自殺は予防することが可能な死です。悩みを抱えた人が追い詰められる前に、関係機関が連携し、問題の早期発見と迅速な支援を実現することが重要です。

また、自殺は、本人だけでなく、遺された家族や友人、同僚など周囲の人々に深刻な精神的・社会的影響を及ぼします。自死³⁹遺族は、突然の死というショックに加え、「なぜ助けられなかったのか」といった自責の念に苛まれ、精神的な苦しみを抱えることが多くあります。自殺に対する社会的な偏見や無理解から、差別的な言動や冷たい視線に晒され、周囲から孤立することもあります。自死遺族が孤立せず、安心して自分の気持ちを表現し、支援を受けられる環境を作ることが、人権尊重の観点からも大切です。

さらに、近年では、新聞やテレビ等のメディアによる自殺報道の後に自殺が増加する危険性が問題視されているほか、SNSでの誹謗中傷の書き込み、性的マイノリティに対する無理解や偏見が自殺を誘発する危険性も問題になっています。自殺に対する無理解や偏見をなくすため、教育や啓発活動を通じて、社会全体で自殺に対する正しい認識を広めていくことが求められています。

(2) 取り組みの方向

① 生きることを支える人材の育成

市民をはじめさまざまな職種や団体や職員を対象にゲートキーパー⁴⁰養成講座等の受講の機会を増やし、悩みを抱える人々に早期に気づき、声をかけ、必要な支援につなげる役割を担うゲートキーパー等の人材を育成します。

② 市民への啓発・周知

自殺に対する誤った認識や偏見をなくし正しい知識を知ること、誰にでも起こる危機としての認識を一人ひとりが持てるよう啓発・周知をしていきます。

③ 生きることへの支援

相談体制の充実等により「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らすとともに、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすための取り組みを進め、生きることを包括的に支援します。

④ 自死遺族への支援体制の充実

自殺未遂者や自死遺族についての理解を深めるとともに、当事者の心情に配慮しながら、自死遺族への支援体制を充実させます。

³⁹ 自死：自ら死を選択すること。

⁴⁰ ゲートキーパー：悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。

* 本指針における「自死」と「自殺」の表記の使い分けは、NPO 法人全国自死遺族総合支援センターが公表している「自死・自殺」の表現に関するガイドラインをもとに表記している。遺族や遺児に関する表現は「自死」を使い、行為を表現するときは「自殺」とした。

10 犯罪被害者等の人権

(1) 現状と課題

犯罪被害は、平穏な日常を送っている中で、ある日突然発生するもので、誰もが犯罪被害者やその家族（以下、犯罪被害者等という。）になる可能性があります。2004年（平成16年）に、犯罪被害者等の権利保護を図ることを目的とした「犯罪被害者等基本法」が制定されました。また、2008年（平成20年）には「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」が改正され、経済的支援を含む被害者への支援が進みました。

神奈川県では2009年（平成21年）に「神奈川県犯罪被害者等支援条例」を制定し、県と県警察、民間支援団体が一体となって「かながわ犯罪被害者サポートステーション⁴¹」や「かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター（かならいん）⁴²」を運営し、被害者に対する総合的な支援を提供しています。本市では、2024年（令和6年）12月に「逗子市犯罪被害者等支援条例」を制定し、犯罪被害者等が、個人としての尊厳を守りながら地域社会で安心して生活できるように支援することを明記しました。この条例に基づき犯罪被害者等に対する支援に取り組んでいます。

犯罪被害者等は、犯罪そのものによる生命や身体、財産への直接的な被害を受けるだけでなく、精神的なショックにより深刻な心身の不調に苦しむことがあります。また、医療費の増加、失職や転職等により経済的困窮に直面し、生活の基盤を失う危機にさらされることも少なくありません。さらに、周囲からの心ないうわさ話やSNSでの誹謗中傷などによって名誉が傷つけられ、場合によっては社会から孤立することもあります。特に、マスコミによる過剰な取材や報道が精神的な苦痛を増大させることが多く、プライバシー侵害や二次被害として深刻な影響を与えることがあります。

犯罪被害者等が直面する困難は多岐にわたることから、関係機関等と連携し、きめ細かな支援体制を構築することが求められているほか、安心して支援を受け、尊厳を持って生活を再建できるよう、制度の充実と支援体制の強化が必要です。また、犯罪被害者等に対する無理解や偏見をなくすための啓発活動も不可欠です。犯罪被害者等の心情や立場に対する正しい理解を広め、犯罪被害者等が社会から孤立せず、支援を受けながら回復できるよう、地域社会全体で取り組んでいくことが大切です。

(2) 取り組みの方向

① 二次的被害を防ぐための啓発の推進

犯罪被害者等が誹謗中傷やプライバシーの侵害等による二次的被害で苦しむことがないように、犯罪被害者等に対する理解を深めるための意識啓発に努めます。

② 相談・支援体制の充実

犯罪被害者等が抱えるさまざまな問題の解決に向け、支援金を給付するとともに、関係機関や団体等と連携し、相談・支援体制を充実させます。

⁴¹ かながわ犯罪被害者サポートステーション：犯罪被害者やその家族の方が、必要な支援を途切れることなく受けることができるように、県、警察、民間支援団体が常駐し、犯罪被害者等が必要とする支援を各々の専門やノウハウを生かしながら、総合的にきめ細かく提供するために設置された施設。

⁴² かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター：性犯罪や性暴力の被害者が、24時間365日いつでも安心して相談をし、必要な支援がワンストップで受けられるように設置された機関。

11 インターネットによる人権侵害

(1) 現状と課題

誰もが簡単に情報を発信することができ、情報が瞬時に広がり、情報の取得が容易であるというインターネットの特性は、私たちに利便性をもたらす一方で、人権侵害を引き起こすことがあります。SNS やブログ、掲示板等において、許可なく他人の写真や動画を公開するほか、特定の個人に対する誹謗中傷やプライバシーの侵害、外国人や障がいのある人、高齢者、性的マイノリティなど特定の属性の人びとに対するヘイトスピーチ等が見られます。また、無料通話アプリ等を使ったいじめや嫌がらせ、SNS やオンラインゲームを介した性的被害や暴力被害に巻き込まれる事例も後を絶ちません。

国は、2014 年（平成 26 年）に「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（リベンジポルノ防止法）」を施行し、リベンジポルノ⁴³をはじめとする性的な画像や動画の無断拡散を防ぐ取り組みを進めてきました。また、違法・有害情報に対しては、2024 年（令和 6 年）に「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（情報流通プラットフォーム対処法）」を公布し、大規模プラットフォーム事業者に対して、一定期間内の削除申出への対応や削除基準の策定・公表を義務付ける等の規制が新たに設けられました。

しかし、一度インターネット上に流出した情報を完全に削除することは非常に困難で、被害者は将来にわたり精神的苦痛に苛まれることが少なくありません。また、インターネット上での誹謗中傷等は、その真偽に関わらず、就職差別や地域住民からの偏見差別につながり、日常生活が壊されてしまうこともあります。近年では AI⁴⁴の活用も広がってきていて、AI による新たな人権侵害リスクも高まっています。被害者の心理的・経済的負担は依然として大きく、被害者支援体制のさらなる強化が必要です。

インターネット上で起こり得る人権侵害について、個々の利用者が十分に理解し、適切なルールとモラルを守って利用することが求められています。特に、青少年に対しては、インターネットの適切な利用やその危険性についての教育を強化することが重要です。また、個人の人権意識を高めるだけでなく、インターネット上での人権侵害に対する相談・支援体制の充実も急務です。

(2) 取り組みの方向

① 適切な利用を促す教育・啓発の推進

インターネットの適切な利用を促すため、児童・生徒に対し、情報活用モラル教育の強化を図ります。また、名誉棄損やプライバシーの侵害等、人権を侵すことがないよう、人権に配慮した正しい利用方法等を啓発します。

② 相談体制の充実

関係機関との連携を深め、インターネットによる人権侵害の被害者が安心して相談することができる体制の充実に努めます。



⁴³ リベンジポルノ：嫌がらせや復讐の目的で、交際中や婚姻中に撮影した元交際相手や元配偶者の性的な写真や動画をインターネット上で公開する行為。

⁴⁴ AI：人工知能の略。コンピューターが人間の知能に関連するタスクを学習して実行する技術。

12 災害と人権

(1) 現状と課題

2011年（平成23年）の東日本大震災では、災害時におけるさまざまな人権課題が浮き彫りになりました。避難所では、暴力、性暴力、プライバシー、乳幼児の泣き声を巡るトラブル等が問題になりました。また、福島第一原子力発電所事故により、被災地から避難した人に対する偏見や差別も大きな問題となり、風評被害が社会的な分断を招きました。

本市では、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、2014年（平成26年）3月に「逗子市避難行動要支援者避難支援計画」を策定しました。この計画を推進していくことにより、自助と地域の共助を基本に、避難が困難な高齢者、障がいのある人、妊産婦等の避難行動を支援する体制を整えていきます。

また、福祉避難所の指定や設置など、避難生活において配慮を必要とする人への支援を強化してきました。さらに、「ずし男女平等参画プラン2030」に基づき、防災において多様性の視点を取り入れ、多様な性別やニーズに配慮した災害備蓄品や避難所環境の整備を進めています。

災害時には不安やストレスが高まり、人々の人権意識が薄れがちです。多くの人が集まる避難所では、他者への配慮が不足し、心ない言動や差別が起こりやすくなります。分かりやすく正確な情報提供や物資の配給を行うとともに、避難所における安全管理やプライバシーの確保、多様性への配慮が欠かせません。災害時には、子どもや高齢者、障がいのある人、妊産婦、性的マイノリティ、外国籍の人等、配慮を必要とする人も避難所に集まります。個別のニーズを踏まえた対応を避難所運営に反映することが不可欠です。

災害時における人権への配慮は、その時になって初めて対応するのではなく、事前の準備や計画が非常に重要です。災害後の混乱を防ぎ、すべての人が安心して避難できる環境を作るために、防災訓練時に普及啓発するとともに、日常的な啓発活動が大切です。誰もが尊厳を持って生活することができるよう、災害時の人権に関する取り組みを強化していくことが求められています。

(2) 取り組みの方向

① 災害に備えるための訓練等と支援体制の充実

災害に備え、地域と連携しながら防災訓練を行うとともに、避難などについて周知・啓発を行います。また、支援を必要とする人々が安心して避難することができるよう、支援体制を整えます。

② 人権の視点に基づいた避難所の整備・運営

避難生活を安全・安心に過ごすことができるよう、災害時に配慮を必要とする多様な人に対し、人権擁護の視点に基づき、それぞれに配慮した避難所整備と運営に努めます。

③ 分かりやすい情報提供と相談対応

誰もが正確に情報を得ることができるよう、分かりやすく的確な情報提供に努めます。また、関係機関と連携しながら、健康やプライバシー、暴力に関する相談などへの対応を図っていきます。



13 その他の人権

これまで、分野別施策としてとり上げた人権課題のほかにも、私たちの周りには人権を取り巻くさまざまな問題が提起されています。人権課題は複雑・多様化しているだけでなく、社会状況や価値観等の変化により、新しい課題が今後生じる可能性もあります。こうした人権侵害が起きている事実や社会的背景等について、正しい知識と理解を深めることが大切です。

さまざまな人権課題

- ・ 疾病等（HIV 感染症、ハンセン病⁴⁵、新型コロナウイルス感染症等の患者やその家族及び医療従事者等）に関する人権侵害

感染症に対する知識や理解の不足から、社会生活のさまざまな場面で、差別やプライバシーの侵害等が発生しています。

- ・ 刑を終えて出所した人の人権

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別は根強く、社会復帰をめざす人にとって、厳しい状況にあります。

- ・ 北朝鮮当局によって拉致された被害者等

北朝鮮当局による日本人拉致は、日本に対する主権侵害であるとともに、重大な人権侵害です。

- ・ ホームレスの人権

ホームレスになった人に対し、嫌がらせや暴行といった事案が発生しています。

- ・ アイヌ民族の人権

固有の言語や独自の豊かな文化等を持つ、日本列島北部周辺とりわけ北海道の先住民族であるアイヌの人に対する理解を深め、偏見や差別をなくすることが大切です。

- ・ 人身取引（性的サービスや労働の強要等）

性的サービスや労働の強要等は重大な人権侵害で、人道的観点からも迅速・的確な対応が求められています。

⁴⁵ ハンセン病：感染力・病原性の弱い「らい菌」によって起こる慢性の細菌性感染症のこと。現在では、有効な治療薬が開発され、早期発見・治療により、後遺症を残すことなく完治し得る。

第4章 市民、事業者等の皆さまへ

人権課題の解決には、行政だけでなく、市民、事業者等、地域社会全体で取り組んでいくことが重要です。皆が人権尊重の意識を持ち、行動していくことで、全ての人の人権が尊重される社会の実現につながります。

1 市民の皆さまへ

誰もが尊重され、自由で平等なまちを実現するには、市民一人ひとりが人権を尊重する意識を持ち、日常生活の中で偏見や差別を許さず、他者の個性を尊重しながら支え合うことが大切です。人権課題は他人事ではありません。偏見に基づく不当な差別的言動などに出会ったときに「おかしい」と思えるような感性を持ち、人権へ配慮した態度や行動をとることができるような人権感覚を身に付ける必要があります。日頃から、人権について関心を寄せ、理解を深め、日常生活の中で実践していくことが求められます。

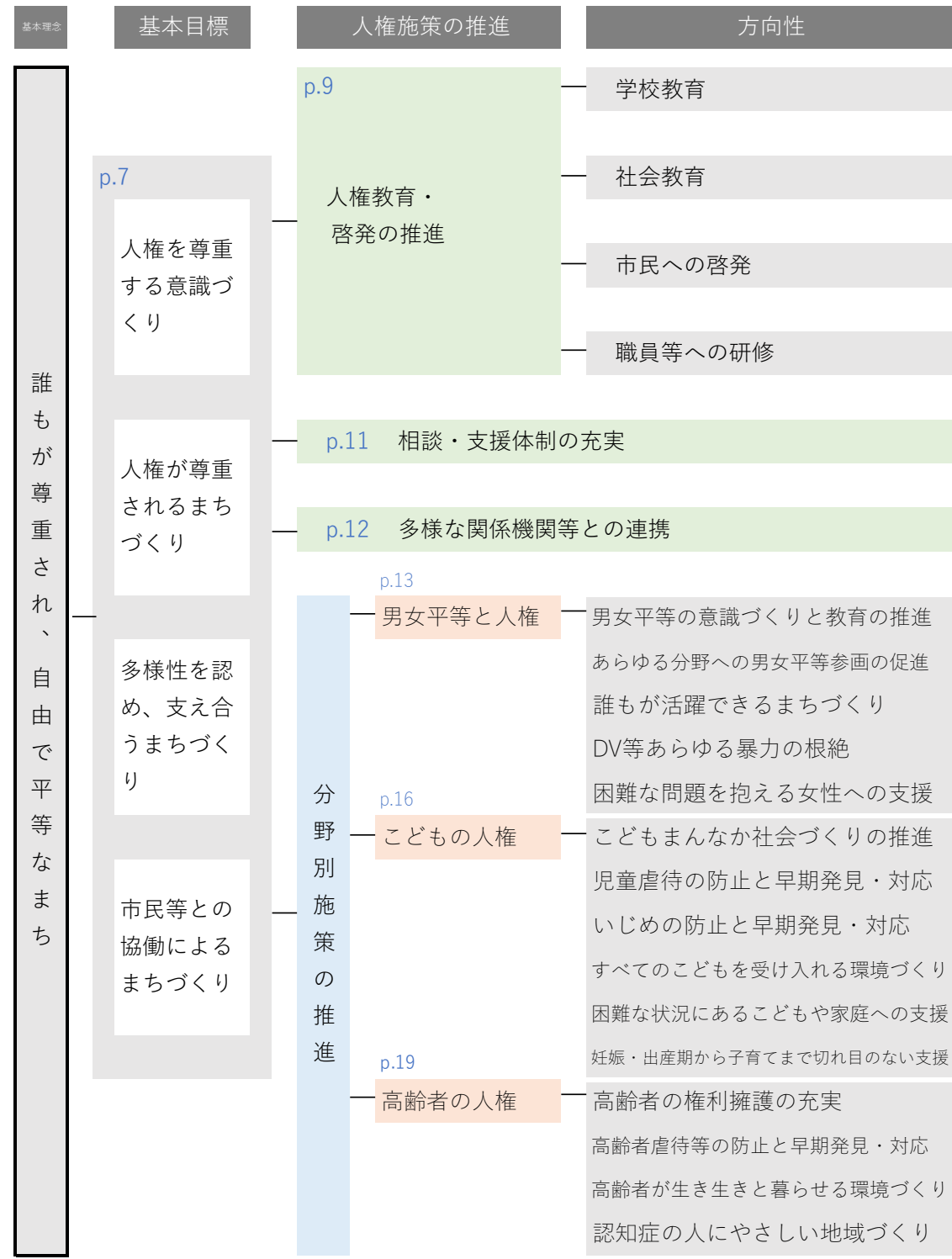
2 事業者の皆さまへ

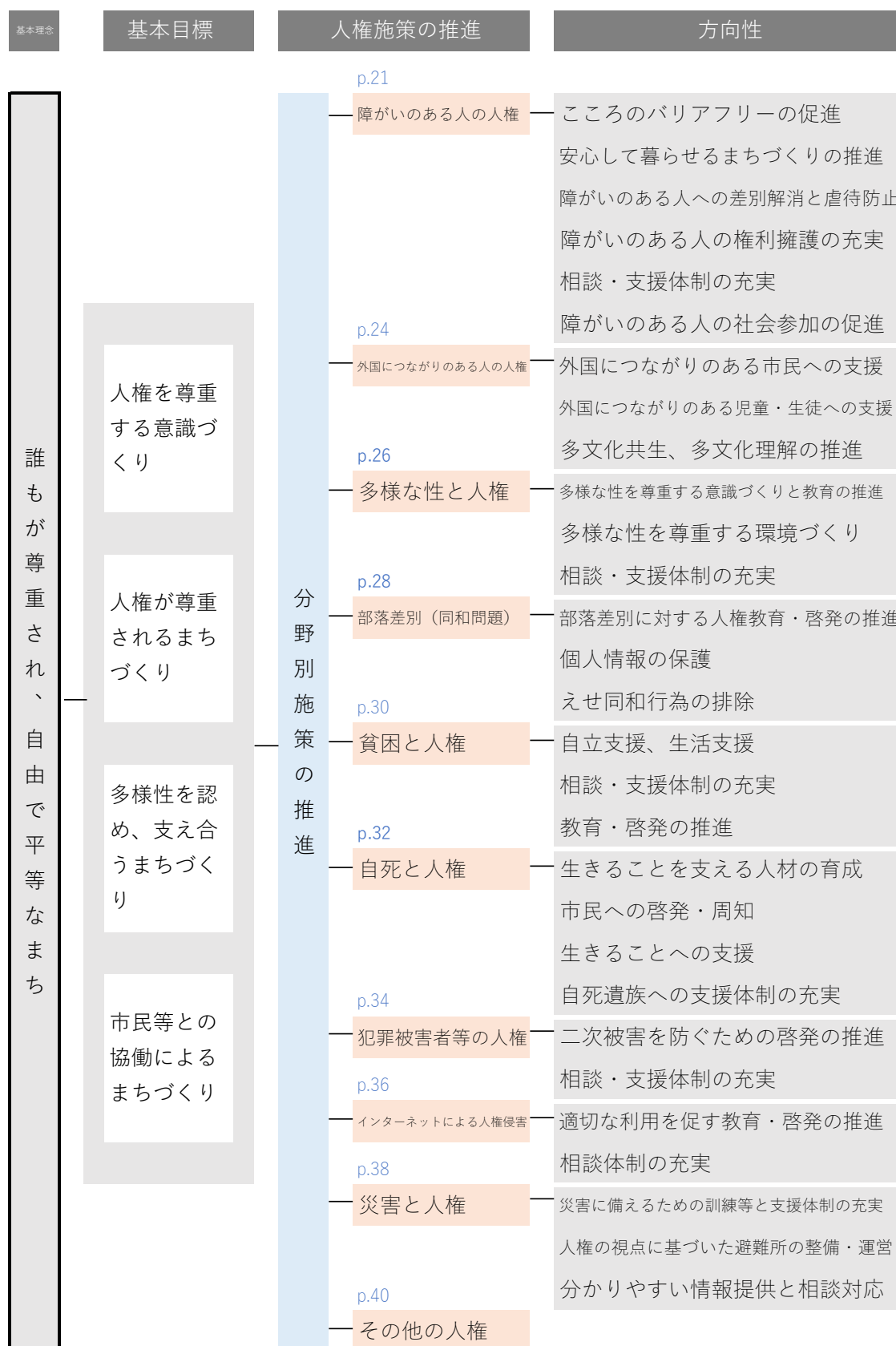
国際的に「ビジネスと人権」に関する関心が高まっていて、国でも「ビジネスと人権」に関する行動計画（2020-2025）が策定されるなど、事業者には人権擁護に対する責任が強く求められています。事業者は、その活動が社会や地域へ大きく影響することから、人権尊重の視点を持った事業活動を展開することが大切です。

また、女性、高齢者、外国人等、働き手が多様化する中で、人権への配慮は欠かせません。特に、パワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメント等のハラスメントは、職場での深刻な人権侵害であり、これらを防止するための取り組みが急務です。長時間労働やストレスによる健康被害のほか、非正規雇用者における賃金格差や雇用不安等の問題も顕在化しています。人権尊重の視点を持った事業活動や職場環境の整備は、事業者自身の価値を高めることにもつながります。積極的な人権尊重の取り組みが期待されます。

参考資料

1 人権施策推進指針の体系図





2 指針策定の経過

(1) (仮称) 逗子市人権施策推進指針策定検討会

時 期	内 容
令和 6 年 1 月 10 日	令和 5 年度第 1 回（仮称）逗子市人権施策推進指針策定検討会 ・ 指針策定の背景 ・ 指針の概要 ・ 今後のスケジュールについて
令和 6 年 7 月 9 日	令和 6 年度第 1 回（仮称）逗子市人権施策推進指針策定検討会 ・ 指針策定の趣旨 ・ 基本理念、基本目標について ・ 施策の推進について
令和 6 年 7 月 24 日	令和 6 年度第 2 回（仮称）逗子市人権施策推進指針策定検討会 ・ 市の取り組みの説明 ・ 分野別施策について（男女平等、高齢者、犯罪被害者等）
令和 6 年 10 月 2 日	令和 6 年度第 3 回（仮称）逗子市人権施策推進指針策定検討会 ・ 分野別施策について（こども、障がいのある人、外国につながる人、多様な性、部落差別、生活困窮、自死、インターネットによる人権侵害、災害）
令和 6 年 11 月 7 日	令和 6 年度第 4 回（仮称）逗子市人権施策推進指針策定検討会 ・ 人権施策推進指針（素案）について
令和 6 年 12 月 16 日	令和 6 年度第 5 回（仮称）逗子市人権施策推進指針策定検討会 ・ 人権施策推進指針（素案）について

(2) (仮称) 逗子市人権施策推進指針策定検討会運営要綱

令和 5 年 11 月 1 日

逗子市要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、本市における人権施策を総合的、計画的に推進するための指針として(仮称)逗子市人権施策推進指針(以下「指針」という。)を策定するため、広く市民等の意見を聴取することを目的に(仮称)逗子市人権施策推進指針策定検討会(以下「検討会」という。)を開催し、その運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 検討会は、指針の策定に関し、必要な事項について意見交換を行う。

(メンバー)

第 3 条 検討会のメンバーは、次に掲げる者とする。

- (1) 公募による市民
- (2) 人権施策推進に係る関係機関又は団体から推薦された者
- (3) その他市長が必要があると認めた者

2 検討会への参集の求めは市長が行い、同一の者に対して継続して求めるものとする。

(アドバイザー)

第 4 条 市長は、検討会の開催に当たり、人権施策推進についての知識経験を有するアドバイザーを置くことができる。

(協力の要請)

第 5 条 市長は、特に必要があると認めるときは、メンバー及びアドバイザー以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 検討会の庶務は、市民協働課において処理する。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 5 年 11 月 1 日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

(3) (仮称) 逗子市人権施策推進指針策定検討会メンバー名簿

所属	氏名	備考
公募市民	こだま ともみ 児玉 智美	
公募市民	やまもと ふみお 山本 文夫	
逗子市人権擁護委員会	たつむら あつこ 龍村 敦子	
神奈川県鎌倉三浦地域児童相談所	たかはし ようこ 高橋 陽子	
逗子市地域包括支援センター	きよと のりこ 喜代門 徳子	
社会福祉法人湘南の風	こばやし りん 小林 倫	
一般社団法人神奈川人権センター	ふかだ ひとり 深田 独	アドバイザー
関東学院大学	よしだ ひとみ 吉田 仁美	アドバイザー
ダイバーノン	いいだ あきる 飯田 亮瑠	アドバイザー

3 市民意見募集（パブリックコメント）の概要

(1) 実施方法等

意見の提出期間

令和7年1月30日～2月28日

資料の閲覧場所

市役所（市民協働課、情報公開課）、市民交流センター、沼間小学校区コミュニティセンター、小坪小学校区コミュニティセンター、逗子文化プラザホール、逗子アリーナ、高齢者センター、図書館、体験学習施設（スマイル）、福社会館、保健センター、子育て支援センター、療育教育総合センター、湘南保育園、小坪保育園

(2) 実施結果

意見の提出件数 0件

4 世界人権宣言（仮訳文）

1948 年 12 月 10 日採択

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第一条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第二条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第三条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第四条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第五条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第六条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第七条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第八条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第九条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第十条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第十一条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第十二条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第十三条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

参考資料

第十四条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第十五条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第十六条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第十七条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第十八条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第十九条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第二十条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第二十一条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期的かつ真正な

選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならない。また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第二十二條

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第二十三條

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第二十四條

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第二十五條

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であるか否かを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第二十六條

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第二十七条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第二十八条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第二十九条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあってのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第三十条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

5 日本国憲法（抜粋）

昭和 22 年 5 月 3 日施行

前 文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

〔戦争の放棄と戦力及び交戦権の否認〕

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

〔基本的人権〕

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

〔自由及び権利の保持義務と公共福祉性〕

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

〔個人の尊重と公共の福祉〕

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

〔平等原則、貴族制度の否認及び栄典の限界〕

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

参考資料

〔思想及び良心の自由〕

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

〔信教の自由〕

第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

〔集会、結社及び表現の自由と通信秘密の保護〕

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

〔居住、移転、職業選択、外国移住及び国籍離脱の自由〕

第二十二条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

〔学問の自由〕

第二十三条 学問の自由は、これを保障する。

〔家族関係における個人の尊厳と両性の平等〕

第二十四条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

〔生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務〕

第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

〔教育を受ける権利と受けさせる義務〕

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

〔勤労の権利と義務、勤労条件の基準及び児童酷使の禁止〕

第二十七条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

〔勤労者の団結権及び団体行動権〕

第二十八条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

〔生命及び自由の保障と科刑の制約〕

第三十一条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

〔裁判を受ける権利〕

第三十二条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

〔抑留及び拘禁の制約〕

第三十四条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

〔拷問及び残虐な刑罰の禁止〕

第三十六条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

〔自白強要の禁止と自白の証拠能力の限界〕

第三十八条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

- 2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。
- 3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

〔議員及び選挙人の資格〕

第四十四条 両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて差別してはならない。

〔基本的人権の由来特質〕

第九十七条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

6 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成 12 年 12 月 6 日 法律第 147 号

（目的）

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵かん養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（国の責務）

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（基本計画の策定）

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

（年次報告）

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成八年法律第百二十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

7 その他の関係法律及び条約等

(1) 主な法律

分野	名称（略称）	制定年
人権全般	人権擁護委員法	昭和 24 年（1949 年）
	社会福祉法	昭和 26 年（1951 年）
	孤独・孤立対策推進法	令和 5 年（2023 年）
男女平等	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）	昭和 47 年（1972 年）
	男女共同参画社会基本法	平成 11 年（1999 年）
	ストーカー行為等の規制等に関する法律	平成 12 年（2000 年）
	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV 防止法）	平成 13 年（2001 年）
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）	平成 27 年（2015 年）
	政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	平成 30 年（2018 年）
	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	令和 4 年（2022 年）
こども	児童福祉法	昭和 22 年（1947 年）
	教育基本法	昭和 22 年（1947 年）
	学校教育法	昭和 22 年（1947 年）
	母子保健法	昭和 40 年（1965 年）
	児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（児童買春禁止法）	平成 11 年（1999 年）
	児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）	平成 12 年（2000 年）
	子ども・若者育成支援推進法	平成 21 年（2009 年）
	子ども・子育て支援法	平成 24 年（2012 年）
	いじめ防止対策推進法	平成 25 年（2013 年）
	義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律	平成 28 年（2016 年）
	成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律	平成 30 年（2018 年）
	こども基本法	令和 4 年（2022 年）
高齢者	老人福祉法	昭和 38 年（1963 年）

高齢者	介護保険法	平成 9 年（1997 年）
	高齢者の居住の安定確保に関する法律	平成 13 年（2001 年）
	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）	平成 17 年（2005 年）
	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）	平成 18 年（2006 年）
	成年後見制度の利用の促進に関する法律	平成 28 年（2016 年）
	共生社会の実現を推進するための認知症基本法	令和 5 年（2023 年）
障がいのある人	障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）	昭和 35 年（1960 年）
	障害者基本法	昭和 45 年（1970 年）
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）	平成 17 年（2005 年）
	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）	平成 18 年（2006 年）
	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）	平成 23 年（2011 年）
	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）	平成 25 年（2013 年）
	成年後見制度の利用の促進に関する法律	平成 28 年（2016 年）
外国につながる人	出入国管理及び難民認定法	昭和 26 年（1951 年）
	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）	平成 28 年（2016 年）
	外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律	平成 28 年（2016 年）
多様な性	性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律	平成 15 年（2003 年）
	性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT 理解増進法）	令和 5 年（2023 年）
部落差別	部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）	平成 28 年（2016 年）
貧困	生活保護法	昭和 25 年（1950 年）
	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（ホームレス自立支援法）	平成 14 年（2002 年）

参考資料

貧困	生活困窮者自立支援法	平成 25 年（2013 年）
	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（こどもの貧困解消法）	平成 25 年（2013 年）
自死	自殺対策基本法	平成 18 年（2006 年）
犯罪被害者等	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律	昭和 55 年（1980 年）
	犯罪被害者等基本法	平成 16 年（2004 年）
インターネット	特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（情報流通プラットフォーム対処法）	平成 13 年（2001 年）
	青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律	平成 20 年（2008 年）
	私事性的画像記録お提供等による被害の防止に関する法律（リベンジポルノ被害防止法）	平成 26 年（2014 年）
災害	災害対策基本法	昭和 36 年（1961 年）
	被災者生活再建支援法	平成 10 年（1998 年）
疾病等	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律	平成 20 年（2008 年）
	新型インフルエンザ等対策特別措置法	平成 24 年（2012 年）
刑を終えて出所した人	再犯の防止等の推進に関する法律(再犯防止推進法)	平成 28 年（2016 年）
就労者	労働基準法	昭和 22 年（1947 年）
	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（労働施策総合推進法）	昭和 41 年（1966 年）
拉致被害者	北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（拉致被害者支援法）	平成 14 年（2002 年）
	拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律	平成 18 年（2006 年）
先住民族	アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（アイヌ施策推進法）	平成 31 年（2019 年）

(2) 主な条約等

名 称 (略 称)	採択年	締結年
あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約 (人種差別撤廃条約)	昭和 40 年 (1965 年)	平成 7 年 (1995 年)
経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約 (社会権規約)	昭和 41 年 (1966 年)	昭和 54 年 (1979 年)
市民的及び政治的権利に関する国際規約 (自由権規約)	昭和 41 年 (1966 年)	昭和 54 年 (1979 年)
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 (女子差別撤廃条約)	昭和 54 年 (1979 年)	昭和 60 年 (1985 年)
拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い又は、刑罰に関する条約 (拷問等禁止条約)	昭和 59 年 (1984 年)	平成 11 年 (1999 年)
児童の権利に関する条約 (子どもの権利条約)	平成 元 年 (1989 年)	平成 6 年 (1994 年)
障害者の権利に関する条約	平成 18 年 (2006 年)	平成 26 年 (2014 年)
先住民族の権利に関する国際連合宣言	平成 19 年 (2007 年)	
持続可能な開発のための 2030 アジェンダ (SDGs)	平成 27 年 (2015 年)	

(3) 逗子市の主な計画及び条例等

分野	名称
人権全般	生涯学習・社会教育推進プラン
男女平等	ずし男女平等参画プラン
	逗子市男女平等参画及び多様性を尊重する社会を推進する条例
こども	子ども・子育て支援事業計画
	学校教育総合プラン
高齢者	高齢者保健福祉計画
障がいのある人	障がい者福祉計画
	障がい福祉計画・障がい児福祉計画
多様な性	ずし男女平等参画プラン
	逗子市男女平等参画及び多様性を尊重する社会を推進する条例
部落差別	逗子市同和教育基本方針
貧困	地域福祉計画
	地域福祉推進計画・地域福祉活動計画
自死	自殺対策計画
犯罪被害者等	逗子市犯罪被害者等支援条例
災害	避難行動要支援者避難支援計画

8 相談先

- (1) 人権相談 [みんなの人権 110 番](#) ☎0570-003-110

(月曜日から金曜日まで毎日（休日を除く） 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分)

- (2) 逗子市特設人権相談

毎年、6 月と 12 月に市役所にて開催しています。

- (3) 神奈川県 人権相談窓口一覧

人権全般、子ども、女性、男性、性的マイノリティ、障がい者、高齢者、患者等、同和問題、外国籍県民、就労や生活、犯罪被害者等、インターネットに関する行政や民間の相談窓口等を紹介しています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m8u/cnt/f420337/index.html>



- (4) セクハラ・家庭内暴力など、女性の人権相談

[女性の人権ホットライン](#) ☎0570-070-810

- (5) いじめ・虐待など、子どもの人権相談 [こどもの人権 110 番](#) ☎0120-007-110

- (6) LINE じんけん相談（こどもの人権問題）

https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00034.html



- (7) 外国語での人権相談 [外国語人権相談ダイヤル](#) ☎0570-090-911

- (8) インターネット上の誹謗中傷に関する相談窓口について

<https://www.moj.go.jp/content/001335343.pdf>



- (9) さまざまな人権問題に関するインターネット相談

<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>



9 関連情報

(1) 法務省 人権擁護局 https://www.moj.go.jp/JINKEN/	
(2) 神奈川県福祉子ども未来局 共生推進本部室 ・ かながわ人権施策推進指針ほか https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m8u/jinken/jinken-douwa.html	
(3) 逗子市市民協働部 市民協働課 ・ 逗子市人権施策推進指針 https://www.city.zushi.kanagawa.jp/shisei/keikaku/1005695/1009533/index.html ・ 人権相談、人権に関する講座等 https://www.city.zushi.kanagawa.jp/kurashi/jinken/1002485/index.html	
(4) 逗子市教育委員会 教育部 社会教育課 ・ 人権教育講演会 https://www.city.zushi.kanagawa.jp/kosodate/shogaigakushu/1003836/1008105/index.html	
(5) 公益財団法人人権教育啓発推進センター http://www.jinken.or.jp/	
(6) 国際連合広報センター https://www.unic.or.jp/	

10 索引・用語集

あ

- ISO26000** 2
組織の社会的責任の国際的ガイダンス規格のこと。
- アウトティング** 26
本人の了解なく性的マイノリティであることを他人に話すこと。誰に、どこまで話してよいか本人に確認し、それ以外には言いふらしてはいけない。

え

- HIV** 3, 40
後天性免疫不全症候群（エイズ）を引き起こすことのあるウイルス感染症のこと。主な感染経路は①性的接触②血液感染③母子感染だが、性行為以外の社会生活の中でうつることはほとんどないとされている。医療の進歩により、早期発見・治療することで長く健康的に生活できる。
- AI** 36
人工知能の略。コンピューターが人間の知能に関連するタスクを学習して実行する技術。
- SNS** 1, 16, 32, 34, 36
登録された利用者同士が交流できるインターネット上のサービスのこと。主なものとして、LINE、Facebook、X、Instagram 等がある。
- えせ同和行為** 28, 29
あたかも同和問題の解決に努力しているかのよう装い、同和の名のもとに、事業者や行政に不

当な圧力をかけて、高額な書籍を売りつけたり、利益や義務なきことを要求したりする行為のこと。

- NGO** 12
非政府組織 (Non-governmental Organization) の略。市民が主体となり、営利を目的とせず、課題を解決し、よりよい社会をつくる活動を行う団体の総称。
- NPO** 12, 33
民間非営利組織 (Non-Profit Organization) の略。さまざまな社会貢献活動を行い団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。
- LGBT** 3, 12, 26
レズビアン (Lesbian) 女性の同性愛者、ゲイ (Gay) 男性の同性愛者、バイセクシュアル (Bisexual) 両性愛者、トランスジェンダー (Transgender) 心と体の性が一致していない人の頭文字をとった、性的マイノリティを表す総称の 1 つ。
- LGBTQ+** 26
レズビアン (Lesbian) 女性の同性愛者、ゲイ (Gay) 男性の同性愛者、バイセクシュアル (Bisexual) 両性愛者、トランスジェンダー (Transgender) 心と体の性が一致していない人、クエスチョニング (Questioning) 自分の性が定まっていない人の頭文字とそれ以外の多様な性のあり方を「+」に込めた、性的マイノリティを表す総称の 1 つ。

か

かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ

支援センター34

性犯罪や性暴力の被害者が、24 時間 365 日いつでも安心して相談をし、必要な支援がワンストップで受けられるように設置された機関。

かながわ犯罪被害者サポートステーション34

犯罪被害者やその家族の方が、必要な支援を途切れることなく受けることができるように、県、警察、民間支援団体が常駐し、犯罪被害者等が必要とする支援を各々の専門やノウハウを生かしながら、総合的にきめ細かく提供するために設置された施設。

け

ゲートキーパー33

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。

こ

合理的配慮21, 22

障害者権利条約の第 2 条で定義が示されている。具体的には、障がいのある人が障がいのない人と平等であることを基礎として、すべての人権・基本的自由を持ち又は行使できることを確保するための必要かつ適切な変更・調整のことをいう。「特定の場合に必要とされるものであり、かつ不釣り合いな、又は過重な負担を課さないもの」という条件が付けられている。

こころのバリアフリー 21, 22

様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。

こども家庭センター 16, 17

全てのこども及びその家庭並びに妊産婦に対し、母子保健及び児童福祉の両面から相談支援等を行う機関。

こどもまんなか社会 17

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

し

ジェンダー 3, 13

生物学的な性差とは異なり、男女の生き方、役割、特性、関係性、性別分業等に関して、社会や文化によって作られた性差のこと。

ジェンダーギャップ指数 13

各国における男女格差を測る指数で、経済、政治、教育、健康の 4 つの分野のデータから作成されている。0 が完全不平等、1 が完全平等を表していて、1 に近いほど順位が高くなる。

自死 32, 33

自ら死を選択すること。

重層的支援体制 11

一つの支援機関だけでは解決に導くことが難しいような複雑な、複合的な課題を持つ方（家族）

をサポートするための体制。社会福祉法第 106 条の 4 に規定されている。

障害の社会モデル.....21

障害者権利条約に掲げられた理念。障害は障がいのある人ではなく社会が作り出しているものであり、その障壁（バリア）を取り除くのは社会の責務であるという考え方。

人権擁護委員..... 9

法務大臣から委嘱され、全国の各市町村に配置されていて、人権相談を受けたり人権意識を広めたりする活動をしている。

す

逗子市パートナーシップ宣誓制度26, 27

パートナー関係にある二者がその自由な意思により、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを宣誓する制度。宣誓者には証明書を交付している。

せ

性的マイノリティ 1, 4, 26, 27, 32, 36, 38
レズビアンやゲイ、トランスジェンダーなど、性的指向や性自認について少数者のこと。

成年後見制度.....19, 20, 21, 22

認知症高齢者、知的・精神障がいのある人等、判断能力が不十分で自分自身の権利を守ることができない人を保護・支援する民法及び任意後見契約に関する法律に基づく制度。財産の管理やサービス利用などの契約、遺産分割の協議等をサポートする。

性別による役割分担意識.....13, 14, 15

男は仕事、女は家庭といった、個人の能力とは関係なく、男性、女性という性別を理由として役割を分ける意識のこと。

性別不合 26

性同一性障害は疾病や障害ではないという考えの広がりのもと、2018 年に世界保健機関(WHO)が公表した国際疾病分類において、「Gender Identity Disorder」が「Gender Incongruence」と改名された。この改名を受け、日本語訳についても、性同一性障害から性の健康に関する状態として「性別不合」に名称の変更が予定されている。性別違和ともいう。

そ

相互利用協定 26

逗子市、横須賀市、鎌倉市、三浦市及び葉山町で締結しているパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定のこと。宣誓を行った人が、四市一町間で住所を異動する場合、転出時に継続利用申請を行うことで、転入先の自治体で新たな宣誓を行うことなく宣誓を継続することができる。

ソーシャルインクルージョン 21

全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うこと。

ソーシャルネットワーキングサービス..... 1

登録された利用者同士が交流できるインターネット上のサービスのこと。主なものとして、LINE、Facebook、X、Instagram 等がある。

SOGIE 26

性を考える要素のうち、性的指向（Sexual Orientation）恋愛対象の性、性自認（Sexual

Identity) 自分が認識している性、性表現 (Gender Expression) 自分をどのような性で表現するかの頭文字をとった言葉。性の要素そのものを表して、すべての人に当てはまる概念。

ち

地域共生社会.....19
地域の様々な人や団体が、世代・分野・立場を超えて互いに助け合い、一人ひとりの住民が生きがいや役割をもって生活できる社会のこと。

地域包括ケアシステム.....19
住み慣れた地域で、安心した生活が送れるよう、利用者のニーズに応じて、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを、継続的に、切れ目なく一体的に提供できるような体制。

地域包括支援センター.....11
包括的支援事業を推進する福祉・介護の中核拠点施設として、高齢者の生活に身近な日常生活圏域ごとに設置されている。

て

DV..... 4, 13, 14, 15
ドメスティック・バイオレンスの略。配偶者や恋人、パートナー等から受ける身体的暴力、精神的暴力、性的暴力等のこと。

の

ノーマライゼーション.....21
障がいのある人が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けられるような条件を整え、と

もに生きる社会こそが当たり前（ノーマル）であるという考え方。

は

ハラスメント..... 13, 15, 26, 41
人を困らせること、嫌がらせ。職場においてはセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティハラスメントが特に問題となっている。

バリアフリー..... 21, 22
障がいのある人が社会生活をしていく上で、生活の支障となる物理的、社会的、制度的、心理的、情報面などさまざまな障壁（バリア）となるものを除去すること。

ハンセン病..... 40
感染力・病原性の弱い「らい菌」によって起こる慢性の細菌性感染症のこと。現在では、有効な治療薬が開発され、早期発見・治療により、後遺症を残すことなく完治し得る。

ふ

フェアトレードタウン..... 24
フェアトレードは、適正な価格で取引することを通して、開発途上国の農家や小規模生産者・女性等、立場の弱い人々の自立を支援する国際協力のことで、行政、企業、市民団体等が一体となり、まちぐるみでフェアトレードの輪を広めようと取り組んでいる自治体をフェアトレードタウンという。本市は国内で3番目のフェアトレードタウンとして認定されている。

へ

ヘイトスピーチ 1, 3, 24, 36
 国籍、民族、性別、性的指向、容姿、障がいのある・なし、出自などの属性に基づいて個人や集団を攻撃したり、侮辱したり、差別や憎悪を煽ったりする言動。

や

ヤングケアラー 1, 16
 家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポート等を行っている 18 歳未満のこどものこと。

ゆ

ユニバーサルデザイン 22
 特定の年齢・性別・国籍・心身状態の人を対象とするのではなく、どのような人でも利用することができる施設や製品を計画・設計すること。

り

リハビリテーション 21
 障がいのある人や高齢者等に対して、生活の質を高めることをめざし、医学的訓練のほか、障がいのある人の社会的な自立と参加のために行う総合的な援助のこと。

リベンジポルノ 36
 嫌がらせや復讐の目的で、交際中や婚姻中に撮影した元交際相手や元配偶者の性的な写真や動画をインターネット上で公開する行為。

議案第 4 号

逗子市教育委員会事務分掌規則の一部改正について

逗子市教育委員会事務分掌規則の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 21 日 提出

逗子市教育委員会
教育長 大河内 誠

逗子市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則

逗子市教育委員会事務分掌規則（平成29年逗子市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条学校教育課の部学校教育係の項第 6 号中「奨学金」を「逗子市奨学金」に改め、同項第14号から第16号までを次のように改める。

- (14) 学校給食の実施に関する事。
- (15) 学校給食設備の整備及び維持管理に関する事。
- (16) 学校における食育の指導に関する事。

第 3 条学校教育課の部学校教育係の項中第24号を第25号とし、第23号を第24号とし、第22号を第23号とし、第21号の次に次の 1 号を加える。

- (22) 学校運営協議会に関する事。

第 3 条子育て支援課の部青少年育成係の項第 5 号中「成人式」を「成人の日の式典」に改め、同項中第11号を第12号とし、第 6 号から第10号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

- (6) 児童青少年等の居場所づくりに関する事。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

逗子市教育委員会事務分掌規則(平成29年逗子市教育委員会規則第3号)新旧対照表

現行	改正後（案）
逗子市教育委員会事務分掌規則 平成29年3月23日 逗子市教育委員会規則第3号 逗子市教育委員会事務分掌規則(平成21年逗子市教育委員会規則第2号)の全部を改正する。 （趣旨） 第1条 この規則は、逗子市教育委員会(以下「委員会」という。)の権限に属する事務の分掌について必要な事項を定める。 （部、課及び係の設置） 第2条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第17条第2項に規定する事務局(以下「事務局」という。)に次の部、課及び係を置く。 教育部 教育総務課 教育総務係 社会教育課 社会教育係 文化財保護係 学校教育課 学校教育係 子育て支援課 子育て支援係 青少年育成係 保育課 保育係	逗子市教育委員会事務分掌規則 平成29年3月23日 逗子市教育委員会規則第3号 逗子市教育委員会事務分掌規則(平成21年逗子市教育委員会規則第2号)の全部を改正する。 （趣旨） 第1条 （略） （部、課及び係の設置） 第2条 （略）

(事務分掌)

第3条 前条に規定する課及び係の事務分掌は、次のとおりとする。

教育総務課

教育総務係

- (1) 委員会の会議に関すること。
- (2) 委員会の交際、儀式及び表彰に関すること。
- (3) 教育行政施策の企画及び調整に関すること。
- (4) 教育行政施策の資料の収集及び整備に関すること。
- (5) 教育行政に関する相談に関すること。
- (6) 事務局及び学校その他の教育機関の職員(県費負担教職員を除く。)の任免、給与その他人事に関すること。
- (7) 事務局及び学校その他の教育機関の職員(県費負担教職員を除く。)の研修及び福利厚生に関すること。
- (8) 公印の管理に関すること。
- (9) 文書の管理に関すること。
- (10) 規則、規程の制定及び改廃に関すること。
- (11) 委員会の所管に属する予算の総括調整に関すること。
- (12) 教育に関する各種統計及び広報に関すること。
- (13) 学校の教材、教具及び備品の整備に関すること。

(事務分掌)

第3条 前条に規定する課及び係の事務分掌は、次のとおりとする。

教育総務課

教育総務係

- (1) 委員会の会議に関すること。
- (2) 委員会の交際、儀式及び表彰に関すること。
- (3) 教育行政施策の企画及び調整に関すること。
- (4) 教育行政施策の資料の収集及び整備に関すること。
- (5) 教育行政に関する相談に関すること。
- (6) 事務局及び学校その他の教育機関の職員(県費負担教職員を除く。)の任免、給与その他人事に関すること。
- (7) 事務局及び学校その他の教育機関の職員(県費負担教職員を除く。)の研修及び福利厚生に関すること。
- (8) 公印の管理に関すること。
- (9) 文書の管理に関すること。
- (10) 規則、規程の制定及び改廃に関すること。
- (11) 委員会の所管に属する予算の総括調整に関すること。
- (12) 教育に関する各種統計及び広報に関すること。
- (13) 学校の教材、教具及び備品の整備に関すること。

- (14) 学校教育施設の整備計画に関すること。
- (15) 教育財産の取得及び処分の申出に関すること。
- (16) 学校施設の整備及び維持管理に関すること。
- (17) 市長の補助機関である職員へ補助執行させた事務に関すること。
- (18) 法第1条の3に規定する教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱に関すること。
- (19) 法第1条の4に規定する総合教育会議に関すること。

- (20) 委員会の庶務に関すること。

社会教育課

社会教育係

- (1) 社会教育委員に関すること。
- (2) 成人教育に関すること。
- (3) 人権教育に関すること。
- (4) 社会教育施設の整備計画に関すること。
- (5) 市立学校施設の開放に関すること。
- (6) その他社会教育に関すること。

文化財保護係

- (1) 文化財保護委員会に関すること。
- (2) 文化財の調査及び記録に関すること。

- (14) 学校教育施設の整備計画に関すること。
- (15) 教育財産の取得及び処分の申出に関すること。
- (16) 学校施設の整備及び維持管理に関すること。
- (17) 市長の補助機関である職員へ補助執行させた事務に関すること。
- (18) 法第1条の3に規定する教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱に関すること。
- (19) 法第1条の4に規定する総合教育会議に関すること。
- (20) 委員会の庶務に関すること。

社会教育課

社会教育係

- (1) 社会教育委員に関すること。
- (2) 成人教育に関すること。
- (3) 人権教育に関すること。
- (4) 社会教育施設の整備計画に関すること。
- (5) 市立学校施設の開放に関すること。
- (6) その他社会教育に関すること。

文化財保護係

- (1) 文化財保護委員会に関すること。
- (2) 文化財の調査及び記録に関すること。

- (3) 文化財の指定及び保存に関する事。
- (4) 文化財資料の収集及び利用に関する事。
- (5) 逗子市池子遺跡群資料館の管理運営に関する事。
- (6) 市史の編さんに関する事。
- (7) その他文化財保護に関する事。

学校教育課

学校教育係

- (1) 学校の組織及び学級編制に関する事。
- (2) 通学区域の設定及び改廃に関する事。
- (3) 児童、生徒の就学及び転入学に関する事。
- (4) 児童、生徒の就学援助に関する事。
- (5) 教科書の採択その他教材の取扱いに関する事。
- (6) 奨学金 に関する事。
- (7) 教育課程、学校経営及び学習指導に関する事。
- (8) 児童、生徒の指導に関する事。
- (9) 特別支援教育に関する事。
- (10) 国際教育に関する事。
- (11) 学校の保健及び安全の指導に関する事。
- (12) 児童、生徒の健康管理に関する事。
- (13) 学校事故見舞金に関する事。

- (3) 文化財の指定及び保存に関する事。
- (4) 文化財資料の収集及び利用に関する事。
- (5) 逗子市池子遺跡群資料館の管理運営に関する事。
- (6) 市史の編さんに関する事。
- (7) その他文化財保護に関する事。

学校教育課

学校教育係

- (1) 学校の組織及び学級編制に関する事。
- (2) 通学区域の設定及び改廃に関する事。
- (3) 児童、生徒の就学及び転入学に関する事。
- (4) 児童、生徒の就学援助に関する事。
- (5) 教科書の採択その他教材の取扱いに関する事。
- (6) 逗子市奨学金 に関する事。
- (7) 教育課程、学校経営及び学習指導に関する事。
- (8) 児童、生徒の指導に関する事。
- (9) 特別支援教育に関する事。
- (10) 国際教育に関する事。
- (11) 学校の保健及び安全の指導に関する事。
- (12) 児童、生徒の健康管理に関する事。
- (13) 学校事故見舞金に関する事。

(14) 学校給食設備の整備及び維持管理に関すること。

(15) 学校給食の指導に関すること。

(16) 保健給食に関すること。

(17) 県費負担教職員の服務監督及び人事の内申に関すること。

(18) 県費負担教職員の研修に関すること。

(19) 県費負担教職員の福利厚生に関すること。

(20) 県費負担教職員の健康管理に関すること。

(21) 学校評議員に関すること。

(22) いじめ問題対策連絡協議会に関すること。

(23) いじめ問題調査委員会に関すること。

(24) その他学校教育に関すること。

子育て支援課

子育て支援係

(1) 子ども・子育て支援政策、母子保健政策の総合的企画、調整及び推進に関すること。

(2) 子ども・子育て会議に関すること。

(3) 子育て支援センター及びファミリー・サポート・センター事業に関すること。

(4) こども家庭センターの運営に関すること。

(14) 学校給食の実施に関すること。

(15) 学校給食設備の整備及び維持管理に関すること。

(16) 学校における食育の指導に関すること。

(17) 県費負担教職員の服務監督及び人事の内申に関する
こと。

(18) 県費負担教職員の研修に関すること。

(19) 県費負担教職員の福利厚生に関すること。

(20) 県費負担教職員の健康管理に関すること。

(21) 学校評議員に関すること。

(22) 学校運営協議会に関すること。

(23) いじめ問題対策連絡協議会に関すること。

(24) いじめ問題調査委員会に関すること。

(25) その他学校教育に関すること。

子育て支援課

子育て支援係

(1) 子ども・子育て支援政策、母子保健政策の総合的企画、
調整及び推進に関すること。

(2) 子ども・子育て会議に関すること。

(3) 子育て支援センター及びファミリー・サポート・セン
ター事業に関すること。

(4) こども家庭センターの運営に関すること。

- (5) 要保護児童援助ネットワーク会議に関すること。
- (6) 児童の相談及び養育の支援に関すること。
- (7) 児童手当に関すること。
- (8) 児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること。
- (9) 小児医療費の助成に関すること。
- (10) ひとり親家庭等医療費の助成に関すること。
- (11) 養育医療費助成に関すること。
- (12) ひとり親家庭の相談及び支援に関すること。
- (13) 母子及び父子並びに寡婦の自立支援に関すること。
- (14) その他児童福祉に関すること。
- (15) 予防接種(18歳以下の者に限る。)に関すること。
- (16) 母子保健(母子保健システムを含む。)に関すること。
- (17) 妊婦、乳幼児等の健診に関すること。
- (18) 妊産婦及び乳幼児に関する健康教室、健康相談及び訪問指導に関すること。

青少年育成係

- (1) 青少年教育に関すること。
- (2) 青少年の育成及び社会活動の支援に関すること。
- (3) 青少年問題協議会に関すること。
- (4) 青少年関係機関及び団体との連絡調整に関すること。

- (5) 要保護児童援助ネットワーク会議に関すること。
- (6) 児童の相談及び養育の支援に関すること。
- (7) 児童手当に関すること。
- (8) 児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること。
- (9) 小児医療費の助成に関すること。
- (10) ひとり親家庭等医療費の助成に関すること。
- (11) 養育医療費助成に関すること。
- (12) ひとり親家庭の相談及び支援に関すること。
- (13) 母子及び父子並びに寡婦の自立支援に関すること。
- (14) その他児童福祉に関すること。
- (15) 予防接種(18歳以下の者に限る。)に関すること。
- (16) 母子保健(母子保健システムを含む。)に関すること。
- (17) 妊婦、乳幼児等の健診に関すること。
- (18) 妊産婦及び乳幼児に関する健康教室、健康相談及び訪問指導に関すること。

青少年育成係

- (1) 青少年教育に関すること。
- (2) 青少年の育成及び社会活動の支援に関すること。
- (3) 青少年問題協議会に関すること。
- (4) 青少年関係機関及び団体との連絡調整に関すること。

(5) 成人式 に関すること。

(6) ふれあいスクールに関すること。

(7) 第5条に規定する体験学習施設(以下同じ。)の事業の企画運営に関すること。

(8) 体験学習施設の維持管理に関すること。

(9) 体験学習施設の使用許可及び使用料に関すること。

(10) 体験学習施設に係る文書の収受及び発送に関すること。

(11) その他体験学習施設の運営に関すること。

保育課

保育係

(1) 就学前児童の教育・保育の必要性の認定及び給付に関すること。

(2) 保育を必要とする子どもの利用調整に関すること。

(3) 教育・保育施設及び地域型保育並びに事業者の確認及び認可に関すること。

(4) 教育・保育施設及び地域型保育並びに事業者の指導及び援助に関

(5) 成人の日の式典に関すること。

(6) 児童青少年等の居場所づくりに関すること。

(7) 児童青少年等の居場所づくりに関する市内連携会議
に関すること。

(7) (8) ふれあいスクールに関すること。

(8) (9) 第5条に規定する体験学習施設(以下同じ。)の事業の企画運営に関すること。

(9) (10) 体験学習施設の維持管理に関すること。

(10) (11) 体験学習施設の使用許可及び使用料に関する
こと。

(11) (12) 体験学習施設に係る文書の収受及び発送に関
すること。

(12) (13) その他体験学習施設の運営に関すること。

保育課

保育係

(1) 就学前児童の教育・保育の必要性の認定及び給付に関
すること。

(2) 保育を必要とする子どもの利用調整に関すること。

(3) 教育・保育施設及び地域型保育並びに事業者の確認及
び認可に関すること。

(4) 教育・保育施設及び地域型保育並びに事業者の指導及

すること。

- (5) 保育料の決定及び徴収に関すること。
- (6) 幼児教育・保育の無償化に関すること。
- (7) 保育所の給食の栄養管理に関すること。
- (8) 保育所入所措置に関すること。
- (9) 放課後児童健全育成事業に関すること。
- (10) 逗子市放課後児童クラブ条例(平成23年逗子市条例第27号)により設置された放課後児童クラブ(以下「放課後児童クラブ」という。)の運営に関すること。
- (11) 放課後児童クラブの利用決定に関すること。
- (12) 私立幼稚園の支援に関すること。

(図書館)

第4条 逗子市立図書館条例(平成16年逗子市条例第16号)により設置された図書館は、教育部に属する。

2 図書館の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 図書館活動の計画に関すること。
- (2) 図書館資料の選定、整備及び保管に関すること。
- (3) 図書館資料の閲覧及び貸出しに関すること。
- (4) 読書会、鑑賞会、研究会及び資料展等を主催し、又は奨励に関すること。
- (5) 図書館の整備及び維持管理に関すること。

び援助に関すること。

- (5) 保育料の決定及び徴収に関すること。
- (6) 幼児教育・保育の無償化に関すること。
- (7) 保育所の給食の栄養管理に関すること。
- (8) 保育所入所措置に関すること。
- (9) 放課後児童健全育成事業に関すること。
- (10) 逗子市放課後児童クラブ条例(平成23年逗子市条例第27号)により設置された放課後児童クラブ(以下「放課後児童クラブ」という。)の運営に関すること。
- (11) 放課後児童クラブの利用決定に関すること。
- (12) 私立幼稚園の支援に関すること。

(図書館)

第4条 (略)

- (6) 図書館に係る文書の収受及び発送に関すること。
- (7) 図書館協議会に関すること。
- (8) その他図書館の運営に関すること。

(体験学習施設)

第5条 逗子市都市公園条例(昭和49年逗子市条例第13号)により設置された体験学習施設は、教育部子育て支援課に属する。

(保育所)

第6条 逗子市保育所条例(昭和27年逗子市条例第6号)により設置された保育所は、教育部保育課に属する。

2 保育所の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 入所児童の保育に関すること。
- (2) 入所児童の保護者との相談及び連絡に関すること。
- (3) 地域の乳幼児の育児等の相談及び支援に関すること。
- (4) 世代間交流に関すること。
- (5) その他保育所の運営管理に関すること。

(療育教育総合センター)

第7条 療育と教育との連携及び支援教育の充実等を併せて推進するため、療育教育総合センターを逗子市桜山5丁目20番29号に設置する。

2 療育教育総合センターは、教育部に属する。

3 療育教育総合センターに、次に掲げる係を置く。

- (1) 逗子市子ども発達支援センター条例(平成28年逗子市条例第23号)に

(体験学習施設)

第5条 (略)

(保育所)

第6条 (略)

(療育教育総合センター)

第7条 (略)

より設置されたこども発達支援センター

- (2) 逗子市教育研究相談センター条例(昭和59年逗子市条例第8号)により設置された教育研究相談センター

4 前項の係の事務分掌は、次のとおりとする。

こども発達支援センター

- (1) こどもの発達に係る相談、支援、指導等療育に関すること。
- (2) こども発達支援センターの維持管理に関すること。
- (3) こども発達支援センターに係る文書の収受及び発送に関すること。
- (4) その他こども発達支援センターの運営に関すること。

教育研究相談センター

- (1) 教育に関する専門的及び技術的事項の調査研究に関すること。
- (2) 教育に関する図書、資料の収集及び整備に関すること。
- (3) 県費負担教職員の研修講座の実施に関すること。
- (4) 各種の教育相談に関すること。
- (5) 学校生活への適応指導に関すること。
- (6) 教育研究相談センターの整備及び維持管理に関すること。
- (7) 教育研究相談センターに係る文書の収受及び発送に関すること。

(主管事務の決定)

第8条 2以上の課(図書館及び療育教育総合センターを含む。以下同じ。)に関連する事務は、その関係の比較的深い課が主管し、主管の明確でない事務については、教育長が指定する。

(主管事務の決定)

第8条 (略)

(臨時又は特別の事務の処理)

第9条 臨時又は特別の事務で繁忙かつ緊急の場合は、教育長は課を指定し、相互に援助させて、これを処理させることができる。

(職の設置及び職務権限)

第10条 第2条に規定する教育部(以下「部」という。)に部長及び次長を、課に課長、館長又はセンター長(療育教育総合センターに限る。)(以下「課長」という。)を、係に係長、施設長、園長、センター長(こども発達支援センターに限る。)又は所長を置く。

2 委員会は、必要と認めたときは、前項に規定する職のほか、部に担当部長を、課に担当課長若しくは課長補佐、館長補佐若しくはセンター長補佐(療育教育総合センターに限る。)(以下「課長補佐」という。)又は副主幹を置くことができる。

3 部長は、教育長を補佐し、教育長の命を受けて部の事務を統括管理し、所属職員を指揮監督する。ただし、部長決裁を超える予算の執行及び事務の委任及び補助執行について(平成21年逗子市告示第52号)第1条第2項に基づき補助執行する事務については、教育長と合議等を行い、執行するものとする。

4 担当部長は、教育長を補佐し、教育長の命を受けて部の特定の事務を統括管理し、所属職員を指揮監督する。ただし、部長決裁を超える予算の執行及び事務の委任及び補助執行について第1条第2項に基づき補助執行する事務については、教育長と合議等を行い、執行するものとする。

5 次長は、部長を補佐し、部の事務を掌理するとともに所属職員を指揮監

(臨時又は特別の事務の処理)

第9条 (略)

(職の設置及び職務権限)

第10条 (略)

督する。

6 課長は、上司の命を受けて課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

7 担当課長は、上司の命を受けて課の特定の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

8 課長補佐は、課長を補佐し、課の事務を掌理するとともに所属職員を指揮監督する。

9 副主幹は、上司の命を受けて課の事務を掌理する。

10 係長は、上司の命を受けて係の事務を処理する。

第11条 委員会は、必要と認めるときは、前条に規定する職のほか、部の外に理事を、部又は部の外に参事を、課に主幹を、課又は係に専任主査を置くことができる。

2 理事は、上司の命を受けて特に重要困難な特定の事務を掌理する。

3 参事は、上司の命を受けて特に重要な特定の事務を掌理する。

4 主幹は、上司の命を受けて課の特定の事務を掌理する。

5 専任主査は、上司の命を受けて課又は係の特定の事務を処理する。

(専門的教育職員の職の設置)

第12条 専門的教育職員として学校教育課及び療育教育総合センターに指導主事、社会教育課に社会教育主事を置く。

(事務の代理)

第13条 部長に事故があるときは次長が、次長に事故があるときは主管の課長が、課長に事故があるときは主管の係長若しくは専任主査(課長補佐又は

第11条 (略)

(専門的教育職員の職の設置)

第12条 (略)

(事務の代理)

第13条 (略)

副主幹を置く課にあつては課長補佐又は副主幹)若しくは上席の所属職員が、係長又は専任主査に事故があるときは上席の所属職員がその職務を代理する。

(事務分担)

第14条 課長は、所属職員の事務分担を定め、教育総務課長に報告しなければならない。

(職員の任免等)

第15条 この規則に定めるもののほか、職員の任免、服務、分限、給与その他事務処理については、市長が定めた規則及び規程を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(職務権限の特例)

2 担当部長にあつては、第10条第2項の規定にかかわらず、同条第1項の部長とみなす。

3 担当課長にあつては、第10条第2項の規定にかかわらず、同条第1項の課長とみなす。

(事務分担)

第14条 (略)

(職員の任免等)

第15条 (略)

附 則

(施行期日)

1 (略)

(職務権限の特例)

2 (略)

3 (略)

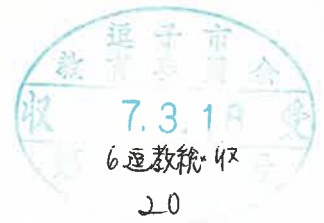
議案第 5 号

事務の委任及び補助執行について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 2 の規定に基づき、別添のとおり市長から協議を求められ、原案を了承する旨回答するもの。

令和 7 年 3 月 21 日提出

逗子市教育委員会
教育長 大河内 誠



6. 逗 総 発 第 4 6 号

2025年（令和7年）3月18日

逗子市教育委員会

教育長 大河内 誠 様

逗子市長 桐ヶ谷



事務の委任及び補助執行について（協議）

このことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、
別紙のとおり協議いただきますようお願いいたします。

（事務担当：総務部総務課）

事務の委任及び補助執行についての一部改正（案）

事務の委任及び補助執行について（平成21年逗子市告示第52号）の一部を次のように改正する。

別表第1 教育委員会事務局に属する職員及び教育委員会の管理に属する教育機関の職員の項事務の区分の欄第23号中「成人式」を「成人の日の式典」に改め、同欄中第50号を第51号とし、第24号から第50号までを1号ずつ繰り下げ、第23号の次に次の1号を加える。

(24) 児童青少年等の居場所づくりに関すること。

附 則

この事務の委任及び補助執行についての規定は、令和7年4月1日から施行する。

事務の委任及び補助執行について(平成21年逗子市告示第52号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
事務の委任及び補助執行について 平成21年4月1日 逗子市告示第52号 地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2及び第180条の7の規定に基づく事務の委任及び補助執行について、逗子市長と逗子市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の協議により次のとおり定める。 (市長の権限に属する事務の委任及び補助執行) 第1条 市長は、その権限に属する事務のうち、次に掲げる事務を教育委員会に委任する。 (1) 市史の編さんに関すること。 (2) 教育委員会の所管に属する公の施設の使用料の徴収及び減免に関すること。 (3) 学校評議員に関すること。 2 市長は、その権限に属する事務のうち、別表第1の右欄に掲げる事務を教育委員会の補助機関である同表の左欄に掲げる職員に補助執行させるものとする。 3 前項の規定により補助執行させる事務の決裁については、逗子市事務決裁規程(平成21年逗子市訓令第6号)の規定を準用する。 (教育委員会の権限に属する事務の補助執行) 第2条 教育委員会は、その権限に属する事務のうち、別表第2の右欄に掲げる事務を市長の補助機関である同表の左欄に掲げる職員に	事務の委任及び補助執行について 平成21年4月1日 逗子市告示第52号 地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2及び第180条の7の規定に基づく事務の委任及び補助執行について、逗子市長と逗子市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の協議により次のとおり定める。 (市長の権限に属する事務の委任及び補助執行) 第1条 (略) (教育委員会の権限に属する事務の補助執行) 第2条 (略)	社会教育課 学校教育課

補助執行させるものとする。

- 2 前項の規定により補助執行させる事務の決裁については、逗子市教育委員会事務決裁規程(平成4年逗子市教育委員会訓令第1号)の規定を準用する。

附 則

この事務の委任及び補助執行についての規定は、平成21年4月1日から適用する。

別表第1(第1条関係)

補助執行させる職員	事務の区分
教育委員会事務局に属する職員及び教育委員会の管理に属する教育機関の職員	(1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第1条の3に規定する教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱に関すること。
	(2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4に規定する総合教育会議に関すること。
	(3) 子ども・子育て支援政策、母子保健政策の総合的企画、調整及び推進に関すること。
	(4) 子ども・子育て会議に関すること。
	(5) 子育て支援センター及びファミリー・サポート・センター事業に関すること。
	(6) こども家庭センターの運営に関すること。
	(7) 要保護児童援助ネットワーク会議に関すること。

附 則

(略)

別表第1(第1条関係)

補助執行させる職員	事務の区分
教育委員会事務局に属する職員及び教育委員会の管理に属する教育機関の職員	(1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第1条の3に規定する教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱に関すること。
	(2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4に規定する総合教育会議に関すること。
	(3) 子ども・子育て支援政策、母子保健政策の総合的企画、調整及び推進に関すること。
	(4) 子ども・子育て会議に関すること。
	(5) 子育て支援センター及びファミリー・サポート・センター事業に関すること。
	(6) こども家庭センターの運営に関すること。
	(7) 要保護児童援助ネットワーク会議に関すること。

教育総務課

子育て支援課
(子育て支援係)

- (8) 児童の相談及び養育の支援に関すること。
- (9) 児童手当に関すること。
- (10) 児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること。
- (11) 小児医療費の助成に関すること。
- (12) ひとり親家庭等医療費の助成に関すること。
- (13) 養育医療費助成に関すること。
- (14) ひとり親家庭の相談及び支援に関すること。
- (15) 母子及び父子並びに寡婦の自立支援に関すること。
- (16) その他児童福祉に関すること。
- (17) 予防接種(18歳以下の者に限る。)に関すること。
- (18) 母子保健(母子保健システムを含む。)に関すること。
- (19) 妊婦、乳幼児等の健診に関すること。
- (20) 妊産婦及び乳幼児に関する健康教室、健康相談及び訪問指導に関すること。
- (21) 青少年の育成及び社会活動の支援に関すること。
- (22) 青少年問題協議会に関すること。
- (23) 成人式 に関すること。

- (8) 児童の相談及び養育の支援に関すること。
- (9) 児童手当に関すること。
- (10) 児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること。
- (11) 小児医療費の助成に関すること。
- (12) ひとり親家庭等医療費の助成に関すること。
- (13) 養育医療費助成に関すること。
- (14) ひとり親家庭の相談及び支援に関すること。
- (15) 母子及び父子並びに寡婦の自立支援に関すること。
- (16) その他児童福祉に関すること。
- (17) 予防接種(18歳以下の者に限る。)に関すること。
- (18) 母子保健(母子保健システムを含む。)に関すること。
- (19) 妊婦、乳幼児等の健診に関すること。
- (20) 妊産婦及び乳幼児に関する健康教室、健康相談及び訪問指導に関すること。
- (21) 青少年の育成及び社会活動の支援に関すること。
- (22) 青少年問題協議会に関すること。
- (23) 成人の日の式典に関すること。
- (24) 児童青少年等の居場所づくりに関すること。

子育て支援課
(青少年育成係)

- (24) ふれあいスクールに關すること。
- (25) 体験学習施設の事業の企画運営に關すること。
- (26) 体験学習施設の維持管理に關すること。
- (27) 体験学習施設の使用許可及び使用料に關すること。
- (28) 体験学習施設に係る文書の收受及び發送に關すること。
- (29) その他体験学習施設の運営に關すること。
- (30) 就学前児童の教育・保育の必要性の認定及び給付に關すること。
- (31) 保育を必要とする子どもの利用調整に關すること。
- (32) 教育・保育施設及び地域型保育並びに事業者の確認及び認可に關すること。
- (33) 教育・保育施設及び地域型保育並びに事業者の指導及び援助に關すること。
- (34) 保育料の決定及び徴収に關すること。
- (35) 幼児教育・保育の無償化に關すること。
- (36) 保育所の給食の栄養管理に關すること。
- (37) 保育所入所措置に關すること。
- (38) 放課後児童健全育成事業に關すること。
- (39) 逗子市放課後児童クラブ条例(平成23年

と。

- (25) ふれあいスクールに關すること。
- (26) 体験学習施設の事業の企画運営に關すること。
- (27) 体験学習施設の維持管理に關すること。
- (28) 体験学習施設の使用許可及び使用料に關すること。
- (29) 体験学習施設に係る文書の收受及び發送に關すること。
- (28) その他体験学習施設の運営に關すること。
- (29) 就学前児童の教育・保育の必要性の認定及び給付に關すること。
- (32) 保育を必要とする子どもの利用調整に關すること。
- (33) 教育・保育施設及び地域型保育並びに事業者の確認及び認可に關すること。
- (34) 教育・保育施設及び地域型保育並びに事業者の指導及び援助に關すること。
- (35) 保育料の決定及び徴収に關すること。
- (36) 幼児教育・保育の無償化に關すること。
- (37) 保育所の給食の栄養管理に關すること。
- (38) 保育所入所措置に關すること。
- (39) 放課後児童健全育成事業に關すること。
- (40) 逗子市放課後児童クラブ条例(平成23年

保育課
(保育係)

逗子市条例第27号)により設置された放課後児童クラブ(以下「放課後児童クラブ」という。)の運営に関すること。 (40) 放課後児童クラブの利用決定に関すること。 (41) 私立幼稚園の支援に関すること。 (42) 逗子市保育所条例(昭和27年逗子市条例第6号)により設置された保育所(以下「保育所」という。)の入所児童の保育に関すること。 (43) 保育所の入所児童の保護者との相談及び連絡に関すること。 (44) 地域の乳幼児の育児等の相談及び支援に関すること。 (45) 世代間交流に関すること。 (46) その他保育所の運営管理に関すること。 (47) こどもの発達に係る相談、支援、指導等療育に関すること。 (48) こども発達支援センターの維持管理に関すること。 (49) こども発達支援センターに係る文書の収受及び発送に関すること。 (50) その他こども発達支援センターの運営に関すること。	逗子市条例第27号)により設置された放課後児童クラブ(以下「放課後児童クラブ」という。)の運営に関すること。 (41) 放課後児童クラブの利用決定に関すること。 (42) 私立幼稚園の支援に関すること。 (43) 逗子市保育所条例(昭和27年逗子市条例第6号)により設置された保育所(以下「保育所」という。)の入所児童の保育に関すること。 (44) 保育所の入所児童の保護者との相談及び連絡に関すること。 (45) 地域の乳幼児の育児等の相談及び支援に関すること。 (46) 世代間交流に関すること。 (47) その他保育所の運営管理に関すること。 (48) こどもの発達に係る相談、支援、指導等療育に関すること。 (49) こども発達支援センターの維持管理に関すること。 (51) こども発達支援センターに係る文書の収受及び発送に関すること。 (51) その他こども発達支援センターの運営に関すること。	保育課 (保育所) 療育教育総合センター (こども発達支援センター)
別表第2(第2条関係)		
補助執行させる職員	事務の区分	

市民協働部に属する職員	(1) 文化・芸術の振興及び支援に関すること。 (2) 文化振興基本計画に関すること。 (3) 逗子市文化振興基本計画調査・評価委員会に関すること。 (4) スポーツ(学校における体育に関するものを除く。)の推進及び支援に関すること。 (5) スポーツ推進計画に関すること。 (6) スポーツ推進審議会に関すること。 (7) スポーツ推進委員に関すること。 (8) スポーツ(学校における体育に関するものを除く。)に関する調査・研究及び情報提供に関すること。 (9) スポーツ(学校における体育及び有料の公園施設に関するものを除く。)施設の整備及び維持管理に関すること。 (10) 市立体育館の整備及び維持管理に関すること。 (11) 市立体育館の指定管理に関すること。		文化スポーツ課
環境都市部に属する職員	スポーツ(有料の公園施設に関することに限る。)施設の整備及び維持管理に関すること。		緑政課

議案第 6 号

逗子市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について

逗子市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように改正する。

令和 6 年 3 月 21 日提出

逗子市教育委員会
教育長 大河内 誠

逗子市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程

逗子市教育委員会事務決裁規程（平成 4 年逗子市教育委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「又は」を「若しくは」に改め、「〔係長等〕という。）」の次に「又は副主幹」を加える。

第 4 条第 4 項中「、副主幹、副主幹が置かれていないときは、主管の係長等」を「副主幹、副主幹が置かれていないときは主管の係長等」に改め、同条に次の 1 項を加える。

7 主管の係長等が不在のときは、上席の所属職員がその事務を代決する。

第 6 条を次のように改める。

（代決の表示）

第 6 条 第 4 条の規定により代決する場合には、その旨を当該文書の回議情報に記録しなければならない。

2 前項に規定する場合において、逗子市文書管理規則（平成 19 年逗子市規則第 15 号）第 15 条第 1 項の規定の例により特例起案用紙を用いて起案されたものであるときは、押印欄に押印するとともに「代」の表示をしなければならない。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

逗子市教育委員会事務決裁規程(平成4年逗子市教育委員会訓令第1号)新旧対照表

現行	改正後（案）
逗子市教育委員会事務決裁規程 平成4年3月27日 逗子市教育委員会訓令第1号 （趣旨） 第1条 この規程は、別に定めるもののほか、逗子市教育委員会(以下「委員会」という。)の権限に属する事務の決裁について必要な事項を定める。 （用語の意義） 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 決裁 委員会の権限の受任者及び専決権限を有する者等(以下「決裁責任者」という。)が、その権限に属する事務の処理につき、意思決定を行うことをいう。 (2) 専決 あらかじめ認められた範囲内で、教育長に代わって決裁することをいう。 (3) 代決 決裁責任者が不在のとき、あらかじめ認められた範囲内で、一時当該決裁責任者に代わって決裁することをいう。 (4) 不在 出張その他の理由により決裁責任者に差し支えがあつて決裁できない状態にあることをいう。 (5) 合議 決裁を要する事項について、適確な決裁ができるように関係	逗子市教育委員会事務決裁規程 平成4年3月27日 逗子市教育委員会訓令第1号 （趣旨） 第1条 （略） （用語の意義） 第2条 （略）

する職員と協議調整することをいう。

(6) 部長 逗子市教育委員会事務分掌規則(平成29年逗子市教育委員会規則第3号。以下「事務分掌規則」という。)に規定する部長をいう。

(7) 次長 事務分掌規則に規定する次長をいう。

(8) 主管の長 事務分掌規則に規定する課長をいう。

(決裁の順序)

第3条 事務は、原則として主管の係長(逗子市職員給与条例施行規則(昭和32年逗子市規則第3号)別表第1に規定する一般職給料表(1)5級の係長のうち規則で定める職務を含む。)又は専任主査(以下「係長等」という。)の意思決定(以下「決定」という。)を受けた後、順次直属上司の決定、合議を必要とする場合は合議を経て、決裁責任者の決裁を受けなければならない。

(代決)

第4条 教育長が不在のときは、主管の部長がその事務を代決する。

2 部長が不在のときは、主管の次長がその事務を代決する。

3 次長が不在のときは、主管の長がその事務を代決する。

4 主管の長が不在のときは、課長補佐(逗子市職員給与条例施行規則別表第1に規定する一般職給料表(1)7級の課長補佐のうち規則で定める職務を含む。以下「課長補佐等」という。)(課長補佐等が置かれていないときは、副主幹、副主幹が置かれていないときは、主管の係長等)がその事務を代決する。

(決裁の順序)

第3条 事務は、原則として主管の係長(逗子市職員給与条例施行規則(昭和32年逗子市規則第3号)別表第1に規定する一般職給料表(1)5級の係長のうち規則で定める職務を含む。)若しくは専任主査(以下「係長等」という。)又は副主幹の意思決定(以下「決定」という。)を受けた後、順次直属上司の決定、合議を必要とする場合は合議を経て、決裁責任者の決裁を受けなければならない。

(代決)

第4条 (略)

2・3 (略)

4 主管の長が不在のときは、課長補佐(逗子市職員給与条例施行規則別表第1に規定する一般職給料表(1)7級の課長補佐のうち規則で定める職務を含む。以下「課長補佐等」という。)(課長補佐等が置かれていないときは副主幹、副主幹が置かれていないときは主管の係長等)がその事務を代決する。

5 課長補佐等が不在のときは、副主幹(副主幹が置かれていないときは、主管の係長等)がその事務を代決する。

6 副主幹が不在のときは、主管の係長等がその事務を代決する。

(追加)

(代決の制限)

第5条 前条の場合であっても、あらかじめその処理について指示を受けたもの又は緊急やむを得ないもののほか代決してはならない。

(代決の表示)

第6条 第4条の規定により代決する場合には、押印欄に押印するとともに、「代」の表示をしなければならない。

(後関)

第7条 代決した事項については、速やかに当該事務の決裁責任者に後関をしなければならない。

(部長、次長及び主管の長の専決事項)

第8条 部長、次長及び主管の長の専決事項は、別表第1及び別表第2に定める決裁区分に属する事項とする。

(専決事項の制限)

5・6 (略)

7 主管の係長等が不在のときは、上席の所属職員がその事務を代決する。

(代決の制限)

第5条 (略)

(代決の表示)

第6条 第4条の規定により代決する場合には、その旨を当該文書の回議情報に記録しなければならない。

2 前項に規定する場合において、逗子市文書管理規則(平成19年逗子市規則第15号)第15条第1項の規定の例により特例起案用紙を用いて起案されたものであるときは、押印欄に押印するとともに「代」の表示をしなければならない。

(後関)

第7条 (略)

(部長、次長及び主管の長の専決事項)

第8条 (略)

(専決事項の制限)

第9条 この規程に定める専決事項であっても、特命事項、重要又は異例と認められる事項、新規な事項若しくは疑義のある事項については、上司の決裁を受けなければならない。 (類推による専決) 第10条 専決する職員は、第8条に掲げられていない事項であっても、その性質が経易に属し、専決事項に準じ処理してよいと類推されるものは、あらかじめ上司の承認を得て専決することができる。 (専決事項の移譲) 第11条 主管の長は、その専決事項の一部を委員会の承認を得て、所属の職員に専決させることができる。 附 則 この規程は、平成4年4月1日から施行する。 別表第1(第8条関係) (略) 別表第2(第8条関係) (略)	第9条 (略) (類推による専決) 第10条 (略) (専決事項の移譲) 第11条 (略) 附 則 (略) 別表第1 (略) 別表第2 (略)
--	--

(案)

逗子市こども計画

(第3期 逗子市子ども・子育て支援事業計画)

令和7(2025)年度～令和 11(2029)年度

令和7年3月現在

第1章 計画の策定にあたって

1 策定の背景・趣旨

1.1 計画策定の背景・趣旨

日本は、少子・高齢化、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化、さらに経済的に困難な状況から連鎖するこどもの貧困問題、児童虐待等こどもや家庭を取り巻く環境の変化により、こどもが生まれ育つ環境を社会全体で支えていくことが継続的な課題となっています。

このような社会情勢の中、国は少子化対策として、平成 24 年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を定め、平成 27 年度から子ども・子育て支援新制度をスタートさせました。

また、令和5年4月には、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が施行されました。同時にこども政策の司令塔として、「常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会のまんなかに据えて（「こどもまんなか社会）」、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押し」（令和4年8月「こども家庭庁設置に向けた主な取組み状況」内閣官房こども家庭庁設立準備室より引用）するため「こども家庭庁」が発足しました。

本市では、「逗子市次世代育成行動計画」を踏まえながら、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として平成 27 年度に「第1期逗子市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、誰もが住み慣れた地域で安心してこどもを産み育てることのできる総合的な支援体制の充実、地域と力を合わせてともに育むまちづくりを目指し推進してきました。

そして、令和元年度に策定した「第2期逗子市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度をもって終了することから、「第3期逗子市子ども・子育て支援事業計画」を策定するとともに、この「第3期逗子市子ども・子育て支援事業計画」を包含する形で、こども基本法で規定されている市町村こども計画として新たに令和7年度から令和 11 年度までの「逗子市こども計画」を策定することとしました。

この計画では、「こども基本法」を踏まえ、国の「こども大綱」及び県こども計画である「かながわ子ども・若者みらい計画」と考え方を合わせながら、こどもたちの意見を聞く機会を設けて策定しています。

第2期同様に、より一層総合的な支援体制を推進し、地域と力を合わせてともに育むまちづくりができるよう、切れ目のない支援によるこどもに関する環境の充実をめざします。

1.2 計画の位置付け

(1) 基本的な考え方

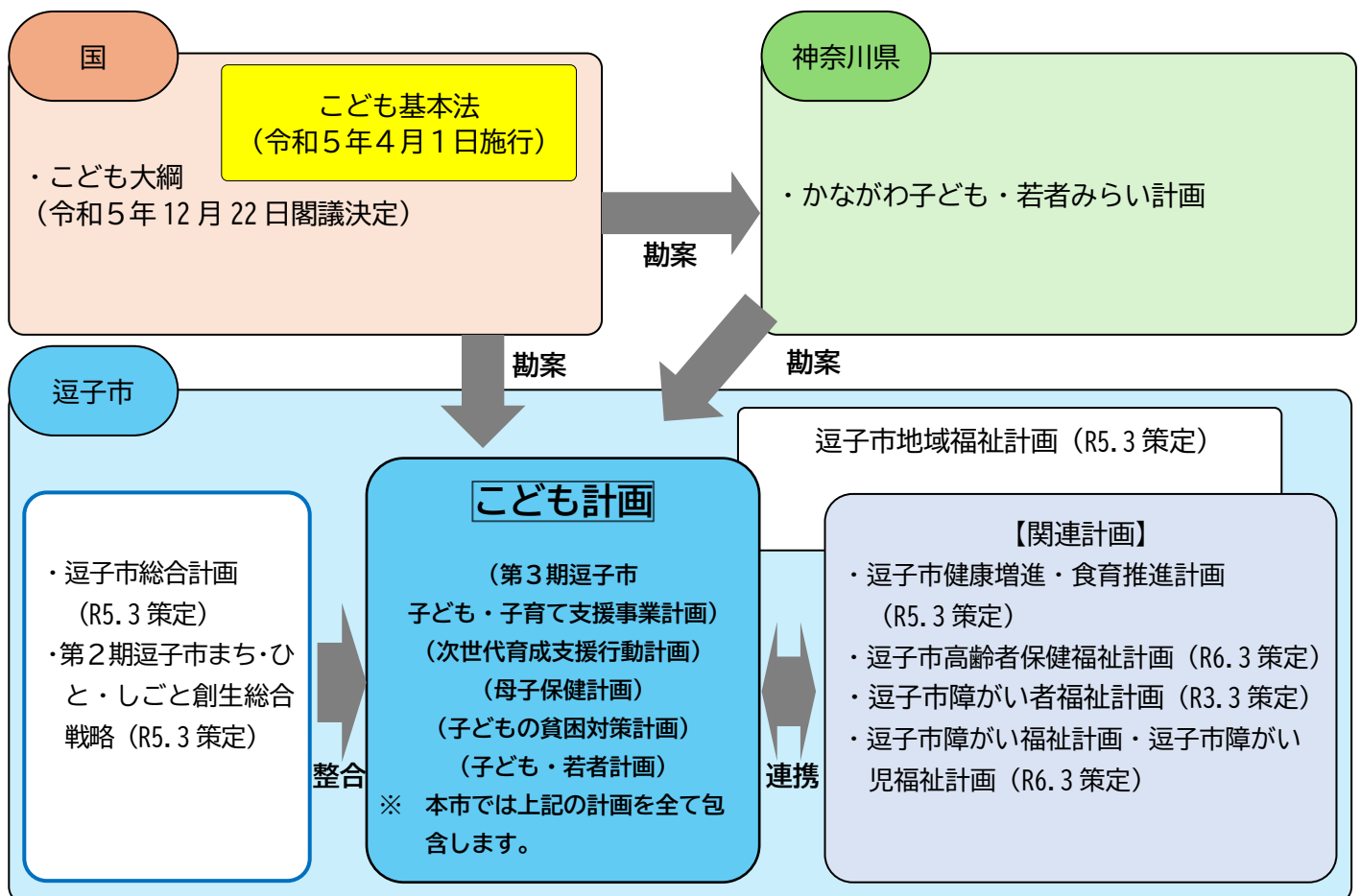
令和5年4月に新たに「こども基本法」が施行され、市町村は国の「こども大綱」等を勘案して、市町村こども計画を定めるよう努めるものとされました。「逗子市子ども・子育て支援事業計画」は、第1期から「こどもにとって」という視点を掲げて策定しており、「こども基本法」や「こども大綱」との共通性があったことから、「第3期逗子市子ども・子育て支援事業計画」の策定に当たり「こども基本法」に基づく市町村こども計画として位置づけることとし、「逗子市こども計画」として「第3期逗子市子ども・子育て支援事業計画」を包含して策定することとしました。

なお、「第2期逗子市子ども・子育て支援事業計画」は、次世代育成支援行動計画、母子保健計画、子どもの貧困対策計画を包含して策定しており、この「第3期逗子市子ども・子育て支援事業計画」を包含する「逗子市こども計画」においても、同様にこれら計画を包含する形で策定しています。また、この改定に当たり、子ども・若者育成支援法の規定される子ども・若者計画も包含して策定しています。

令和7年度から令和11年度までの5年間、この計画を基にこども・若者施策及び子育て支援施策を総合的に推進します。

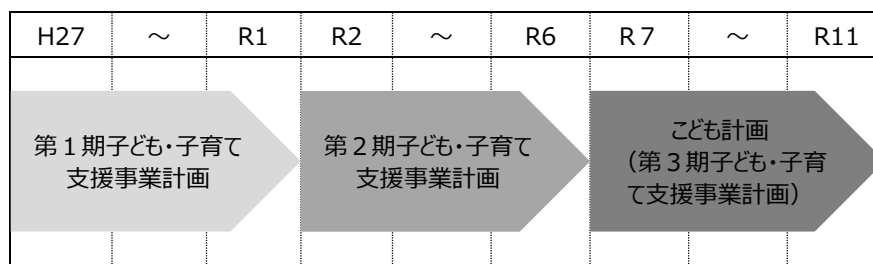
(2) 他計画との関係イメージ

様々な分野の取組みを総合的・一体的に進めるため、「逗子市総合計画」や「逗子市地域福祉計画」等の関連計画と整合性を持ったものとしています。



(3)計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度の5年間を計画期間とします。なお、5年間の計画期間中でも、状況の変化が生じた場合は、適宜必要に応じて、計画の見直しを行うこととします。



(4)計画の対象

この計画の対象は、30歳未満のすべてのこどもや若者とその家庭及び妊婦を含むこれから子育てを始めようとする家庭です。

国のこども大綱ではこども・若者を対象としており、こども大綱に集約された子供・若者育成支援推進大綱で若者をおおむね18歳からおおむね30歳未満としてることから、同様に定義しています。

【こどもと子どもの表記について】

「こども」の表記は、こども基本法に倣い、原則として「子ども」ではなく、「こども」を用いています。ただし、子ども・子育て支援法における「子ども」等法令に根拠がある語を用いる場合や、既存の予算事業名や組織名等の固有名詞として用いる場合は「子ども」を用いています。

【用語の説明】

- ・児童 児童福祉法第4条第1項において「満十八歳に満たない者」と規定しています。
また、同法同条同項では次のようにも規定しています。
乳児 「満一歳に満たない者」
幼児 「満一歳から、小学校就学の始期に達するまでの者」
少年 「小学校就学の始期から、満十八歳に達するまでの者」
- ・子ども 子ども・子育て支援法第6条第1項において「十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者」と規定しています。
- ・こども こども基本法第2条第1項において「心身の発達の過程にある者」と規定されています。
こども家庭庁が令和5年12月22日に閣議決定した「こども大綱」では「心身の発達の過程にある者」を次のように説明しています。「18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者」と説明しています。
- ・青少年 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律第2条第1項において「十八歳に満たない者」と規定しています。
- ・若者 子ども・若者育成支援推進法の規定に基づき令和3年4月に策定された「子供・若者育成支援推進大綱」において「思春期、青年期(おおむね18歳からおおむね30歳未満までの者)」と定義しています。

2 こども・子育て環境を取り巻く課題

令和5年度に実施した「逗子市子ども・子育て支援事業計画策定に係るアンケート調査の実施及び集計分析業務」等からみえる子育て環境を取り巻く課題を以下に整理します。アンケートの一部については、P.63以降に掲載しておりますので、ご参照ください。

【こども・子育て環境を取り巻く課題】

<子育て世代の保護者>

①：潜在的なニーズも含めた教育・保育の量の確保と質の充実

②：安心して子育てできる環境の整備

③：分かりやすい子育て情報の発信と充実

④：相談体制の充実

⑤：ハード面での子育て支援

<地域>

⑥：子育てを支援する地域づくり

<子育て関連事業者>

⑦：こどもたちの放課後の安全で安心な居場所づくり

⑧：サービスの質の向上に向けた支援

①：潜在的なニーズも含めた教育・保育の量の確保と質の充実

育児休業取得率は向上しているものの、こどもの保育所入所のタイミングに合わせ育児休業期間を調整しているケースや、予定より早く職場に復帰しているケースが多くみられます。

保護者の就業形態に合わせ、潜在的なニーズも含めた待機児童を解消するため、一時預かりの活用やそのほか制度の充実等総合的な観点からの教育・保育の量や質の充実を確保する必要があります。

②：安心して子育てできる環境の整備

妊娠中や出産後にかかわらず子育てについて不安を感じ、自信を持っていない人が過半数を占め、多くの人が「育児相談」や「母親の健康面の相談」等子育てへの支援をこれまで以上に求めています。また、「自分の自由になれる時間が持てない」等子育てに自分の時間がとられ、時間に余裕がない状態にある親が多くみられます。

そのような状態から日常の子育てを楽しく安心して行うために、必要なサービスを多くの保護者が求めています。親がリフレッシュできる場所や機会の提供も含め、主体的に子育てができる環境整備が求められます。

③：分かりやすい子育て情報の発信と充実

子育ての不安の解消や、より豊かな子育てをするためにも、遊びや交流の場、子育て講座等の情報は重要です。現在、広報ずしやホームページ、ずし子育てわくわくメール等の媒体を活用して発信をしていますが、インターネットを活用しつつも紙媒体のニーズも高いため、情報発信に関して、情報の精査だけでなく提供手法の充実が求められています。必要な人が必要なときに必要な情報が得られる手段を確立するとともに、子育てを通じて人と人がつながるまちづくりをめざす必要があります。

また、様々な子育てに関連する団体と連携しながら、地域での子育てに関する情報の提供を充実させる必要があります。

④：相談体制の充実

子育てに関する不安や悩み等を抱える親が増加傾向にあり、こども家庭センターの設置等相談体制を構築してきましたが、こどもの貧困問題や虐待等、こどもや若者を取り巻く社会環境は変化しているため、結婚や妊娠中から出産後、こどもの成長に合わせた切れ目のない相談体制を構築します。

⑤：ハード面での子育て支援

子育てをしていて特に困ることや困ったこととして、「交通機関や建物、道路について構造や放置自転車が多いこと等、ベビーカーでの移動に不自由なこと」、「こどもが安全に通れる道路がないこと」、「安心してこどもを遊ばせる場所がないこと」が多く挙げられていますが、抜本的な改善に至っていない状況です。道路等移動に必要なインフラの改良とともに、公園遊具の充実等遊び場も充実させる必要があります。

⑥：子育てを支援する地域社会づくり

親だけが子育てを担うものではなく地域の協力が大切です。家族や地域におけるふれあいの場や機会が減少し、家族や地域社会において世代間の交流が希薄になっています。

子育て中の親はもちろんのこと、企業等職場の関係者、学校関係者、地域の人たちそれぞれに理解される仕組みづくり等を通して世代間の交流が促進される必要があります。

⑦：こどもたちの放課後の安全で安心な居場所づくり

家庭や学校を含め、過ごす場所や時間、人との関係性全てが、こどもや若者にとっての「居場所」になりえます。また、少子化やコロナ禍での人との非接触期間があったことによるこども同士の育ち合い、学び合いの機会が減少し交流が希薄になってきています。

公共施設や公的サービスのみならず民間の施設やサービスを含めた、こどもや若者が過ごす「居場所」を提供する取組みを検討する必要があります。

⑧：サービスの質の向上に向けた支援

一時利用や自由なタイミングでの利用等ニーズが多様化している中、提供する子育て関連事業者の人員体制や設備が整っていないのが現状です。

より良いサービスの質の向上に向けた支援を、子育て関連事業者と一緒に検討していくことが求められています。

第4章 計画の基本的な考え方

この計画では、本市が大切と考えるこどもや子育てに関するあるべき姿(基本理念)を実現するための目標(基本目標)や方法(取組み)を示しています。

基本理念 逗子市がこどもや子育てについて最も重視する考えです。

課題 基本理念を実現するに当たり抱えている問題点です。

基本目標 課題を解決し基本理念を実現するための目標です。

【基本理念】

心豊かにこどもまんなかとした子育て・子育てができるまち 逗子

【こども・子育て環境を取り巻く課題】

<子育て世代の保護者>

- ①：潜在的なニーズも含めた教育・保育の量の確保と質の充実
- ②：安心して子育てできる環境の整備
- ③：分かりやすい子育て情報の発信と充実
- ④：相談体制の充実
- ⑤：ハード面での子育て支援

<地域>

- ⑥：子育てを支援する地域社会づくり

<子育て関連事業者>

- ⑦：こどもたちの放課後の安全で安心な居場所づくり
- ⑧：サービスの質の向上に向けた支援

【基本目標】

【基本目標 1】

すべてのこども・若者が差別されことなく尊重され、基本的人権を保障されたひと(人)として、幸せに暮らせるまちをめざします。

【基本目標 2】

安心してこどもを産み育てられるまちをめざします。

【基本目標 3】

ライフステージに応じたサポートがあるまちをめざします。

【基本目標 4】

教育・保育の量の確保と質の向上をめざします。

【基本目標 5】

子育て情報の発信と施設の充実をめざします。

【基本目標 1】 すべてのこども・若者が差別されることなく尊重され、基本的
人権を保障されたひと(人)として、幸せに暮らせるまちをめ
ざします。

【基本目標 2】 安心してこどもを産み育てられるまちをめざします。

【基本目標 3】 ライフステージに応じたサポートがあるまちをめざします。

【基本目標 4】 教育・保育の量の確保と質の向上をめざします。

【基本目標 5】 子育て情報の発信と施設の充実をめざします。

第5章 基本目標における取組み

本計画における基本目標、取組みの柱および取組み内容についての体系は次のとおりです。

取組みの柱 基本目標を実現するために施すべき対策です。

取組みの内容 取組みの柱を実行するための方法です。

◎基本目標1 すべてのこども・若者が差別されことなく尊重され、基本的人権を保障されたひと(人)として、幸せに暮らせるまちをめざします。

取組みの柱

- (1) こどもまんなか社会づくり
 - ① (仮称)逗子市こども基本条例の制定
 - ② こどもの人権が尊重される社会環境づくり
 - ③ こどもが意見を表明する機会の確保
 - ④ こどもまんなか社会の機運醸成
- (2) すべてのこどもを受け入れる環境づくり
 - ① 幼稚園、保育所、学校等におけるすべてのこどもの受入れ体制の充実
 - ② 幼稚園、保育所、学校等における職員等の人材育成
 - ③ すべてのこどもに理解ある環境づくり
- (3) 発達に心配があるこども、障がいのあるこどもとその家族への支援
 - ① 障がいの早期発見・対応の充実
 - ② ライフステージに応じた継続的な支援と関係機関との連携
 - ③ こどもと家族への心身のケア体制の充実
 - ④ 発達に心配のあるこどもや障がいのあるこどもとその家族を支える地域づくり
 - ⑤ 医療的ケア児への支援
- (4) ひとり親家庭への自立支援の推進
 - ① ひとり親家庭への自立支援の推進
 - ② 相談、情報提供の充実
 - ③ 母子家庭の親とこどもの生活の場の提供
- (5) ヤングケアラー支援
 - ① 啓発活動
 - ② 関係機関との連携の強化(情報収集)
- (6) こどもの貧困への対応
 - ① 経済的支援
 - ② 貧困家庭のこどもの居場所づくり
 - ③ 地域包括支援センターの運営(包括的相談支援)
- (7) 不登校・ニート・ひきこもり等のこども・若者への支援
 - ① 教育支援センター(通称「なぎさ」)の運営
 - ② 体験学習施設「スマイル」を活用した居場所づくり

- ③ フリースクール等に通うこどもへの支援
- ④ 地域包括支援センター(包括的相談支援事業)(再掲)
- (8) 児童虐待等保護が必要なこどもと親への対応
 - ① こども家庭センターの運営
 - ② こどもと親に対する相談支援
 - ③ 要保護児童援助ネットワーク会議の有機的な連携
 - ④ 保護者・家庭の自立支援
 - ⑤ 児童保護に係る支援と連携
- (9) こども・若者を守る安全・安心なまちづくり
 - ① こども・若者が安心して生活できる環境づくり
 - ② こども・若者の自殺対策
 - ③ 生きることの促進要因への支援

◎基本目標2 安心してこどもを産み育てられるまちをめざします。

取組みの柱

- (1) 妊婦、出産や子育ての相談・支援の充実
 - ① 妊娠初期から子育て期の専門職による伴走型相談支援の充実
 - ② 妊産婦、新生児・乳幼児家庭への訪問指導等支援の充実
 - ③ 妊娠・子育てにかかる経済的な支援
 - ④ 幼稚園、保育所による子育て相談の充実
- (2) 妊産婦・乳幼児等とその家族の安心を支える環境づくり
 - ① 乳幼児健診やプレパパママミーティング等の学習機会の充実
 - ② 乳幼児の親の集い・交流の場づくり
- (3) 妊娠期から乳幼児期への切れ目ない連携
 - ① 子育て家庭をあたたく見守り支援する地域づくり
 - ② 医療機関をはじめ各種関係機関との連携
 - ③ 産後のメンタルヘルスとレスパイト機能の確保

◎基本目標3 ライフステージに応じたサポートがあるまちをめざします。

取組みの柱

- (1) こども(親子)の遊びの場づくり
 - ① 逗子の自然やまちの環境を生かした安心・安全なこども(親子)の遊び場づくり
 - ② ほっとスペース(親子遊びの場)の充実と連携
- (2) 地域や市民が主体の子育て支援の充実
 - ① ファミリーサポートセンター事業の充実
 - ② NPO や地域の力を生かした子育て支援の展開
 - ③ 地域によるこどもの活動の支援
 - ④ 青少年の地域参画の推進

- (3) 乳幼児とのふれあいや交流の推進
 - ① 乳幼児とのふれあいや異年齢交流の推進
 - ② 世代間交流による豊かな遊びと学びの機会づくり
- (4) こども・若者の居場所づくり
 - ① こども・若者の居場所づくり
 - ② こども・若者の自主活動の促進
 - ③ ふれあいスクール事業の充実
 - ④ フリースクール等に通うこどもへの支援(再掲)
- (5) 男女の多様な働き方に対するサポート
 - ① ライフスタイルに合わせた子育てサポート
 - ② 雇用形態の多様化に対応できる教育・保育施設の促進
 - ③ 就業時間に即した保育支援
 - ④ 病児・病後児の預かり支援
 - ⑤ こども誰でも通園制度の開始
 - ⑥ 祖父母世代の孫育て応援
- (6) 年齢に合わせた適切な健康づくり
 - ① 健康づくりの推進
 - ② 予防接種費用の公費負担

◎基本目標4 教育・保育の量の確保と質の向上をめざします。

取組みの柱

- (1) 潜在的なニーズも含めた教育・保育の量の確保
 - ① 教育・保育施設における量の確保
 - ② 地域型保育(小規模保育等)における量の確保
 - ③ 認定こども園への移行支援
- (2) 幼児教育・保育の質の向上
 - ① 幼稚園・保育所等の教育活動及び保育環境の充実
 - ② 幼児期の教育・保育から小学校教育への円滑な接続
 - ③ 子育てに関する情報提供・交流事業への対応
 - ④ 幼児教育・保育の無償化への対応
- (3) 教育・保育ニーズの多様化に対する保育所や幼稚園の機能拡充
 - ① 必要に応じて不定期・一時的に利用できる保育サービスの充実
 - ② 幼稚園の教育時間終了後の「預かり保育」の充実
- (4) 放課後児童クラブの質の維持・向上と待機児童対策の実施
 - ① 活動内容の維持・向上
 - ② 新たな環境への不安・負担軽減
 - ③ 待機児童対策の実施

◎基本目標 5 子育て情報の発信と施設の充実をめざします。

取組みの柱

(1) 子育て支援情報の収集と効果的発信

- ① 子育てに役立つ様々な情報の収集、編集、発信等を一元的に行う体制の整備
- ② 家庭や地域への教育・保育についての情報提供
- ③ より一層の利便性向上のためのメディアの検討

(2) 施設の充実

- ① 子育て支援センターの移転に伴う機能の充実
- ② 体験学習施設「スマイル」の改修
- ③ 市内保育所の改築等
- ④ 放課後児童クラブ及びふれあいスクールの改築等

第6章 子ども・子育て支援施策における量の見込みと確保方策

本計画において、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況等を把握するとともに、保護者に対するアンケート調査を実施し、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し具体的な目標設定を行います。

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法により教育・保育を提供するための施設の整備の状況およびそのほかの地理的条件や社会的条件を総合的に勘案して、教育・保育の提供区域を定めることとされています。

本市では、これら条件のほか、基盤整備や事業実施上の効果等総合的に考慮の上、区域を限定せずかつ効率よく計画を進めるため、教育・保育の提供区域について、市内全域を1区域と設定します。

2 保育の必要性の認定

給付対象の施設や事業を利用することを希望される保護者の方は、居住している市町村の定める基準に従って、認定を受けることになります。

(1)3つの認定区分

1号認定	教育標準時間認定・満3歳以上で、幼稚園での教育を希望される場合 【主な利用先:幼稚園、認定こども園】
2号認定	保育認定(満3歳以上)・保育を必要とする事由に該当し、保育所等での保育を希望の場合 【主な利用先:保育所、認定こども園】
3号認定	保育認定(満3歳未満)・保育を必要とする事由に該当し、保育所等での保育を希望の場合 【主な利用先:保育所、認定こども園、小規模保育等】

(2)保育の必要量に応じた区分

保育標準時間	主に、フルタイム勤務を想定した利用。利用可能時間は1日11時間
保育短時間	主に、パートタイム勤務を想定した利用。利用可能時間は1日8時間まで

3 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されたことに伴い、幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度が創設され、子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園、特別支援学校、預かり保育、認可外保育施設等において特定教育・保育等を受けた場合に利用料が給付されています。

この子育てのための施設等利用給付の実施にあたり、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を図るよう努めます。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使については、認可権限や指導監督権限を持つ神奈川県との連携を図り、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報共有、県の立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力の県への要請等により、支給における過誤、不正の防止に努めます。

4 教育・保育における量の見込みと確保方策

量の見込みについては、ニーズ調査の結果や過去の申込実績を踏まえ、児童人口の推計値に今後の申込率を乗じた量としました。確保方策については、令和6年4月の定員数が令和11年度まで持続されるよう計画しています。

令和7年度 (計画)		1号	2号		3号 (保育が必要)		
		3歳以上 教育希望	3歳以上 (保育が必要)		0歳	1歳	2歳
			教育希望が強い	左記以外			
①	児童人口 (人)	1,106			289	277	314
②	需要率 (%)	35.0	11.4	50.0	22.4	54.0	53.3
③	ニーズ量 (①×②) (人)	388	126	553	65	150	167
④ 確 保 策 (人)	(1) 特定教育・保育施設 (幼稚園・保育所・認定こども園等) ※ (5) を除く	361		486	65	115	141
	(2) 確認を受けていない幼稚園 (私学助成幼稚園等) ※ (5) を除く	34		0	0	0	0
	(3) 特定地域型保育事業 (小規模保育・家庭的保育事業等)	0		0	4	34	36
	(4) 認可外保育施設	0		92	3	3	6
	(5) 幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)	116		0	0	0	0
	(6) 企業主導型保育施設 (地域枠)	0		9	4	6	6
	(7) その他	0		0	0	0	0
	⑤確保量合計 (人)	511		587	76	158	189
⑥	保育利用率の目標値 (④(1)(3)÷①)(%)				44.9		
	過不足分 (⑤－③) (人)	-3		34	11	8	22

令和8年度 (計画)		1号	2号		3号 (保育が必要)		
		3歳以上 教育希望	3歳以上 (保育が必要)		0歳	1歳	2歳
			教育希望が強い	左記以外			
①	児童人口 (人)	1,066			284	303	283
②	需要率 (%)	35.0	11.4	50.0	22.4	54.0	53.3
③	ニーズ量 (①×②) (人)	374	122	533	64	164	151
④ 確 保 策 (人)	(1) 特定教育・保育施設 (幼稚園・保育所・認定こども園等) ※ (5) を除く	361		486	65	115	141
	(2) 確認を受けていない幼稚園 (私学助成幼稚園等) ※ (5) を除く	34		0	0	0	0
	(3) 特定地域型保育事業 (小規模保育・家庭的保育事業等)	0		0	4	34	36
	(4) 認可外保育施設	0		92	3	3	6
	(5) 幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)	116		0	0	0	0
	(6) 企業主導型保育施設 (地域枠)	0		9	4	6	6
	(7) その他	0		0	0	0	0
	⑤確保量合計 (人)	511		587	76	158	189
⑥	保育利用率の目標値 (④(1)(3)÷①)(%)				45.4		
	過不足分 (⑤－③) (人)	15		54	12	-6	38

令和 9 年度 (計画)		1号	2号		3号 (保育が必要)		
		3歳以上 教育希望	3歳以上 (保育が必要)		0歳	1歳	2歳
			教育希望が強い	左記以外			
①	児童人口 (人)	1,010			282	298	309
②	需要率 (%)	35.0	11.4	50.0	22.4	54.0	53.3
③	ニーズ量 (①×②) (人)	354	115	505	63	161	165
④ 確 保 策 (人)	(1) 特定教育・保育施設 (幼稚園・保育所・認定こども園等) ※ (5) を除く	361		486	65	115	141
	(2) 確認を受けていない幼稚園 (私学助成幼稚園等) ※ (5) を除く	34		0	0	0	0
	(3) 特定地域型保育事業 (小規模保育・家庭的保育事業等)	0		0	4	34	36
	(4) 認可外保育施設	0		92	3	3	6
	(5) 幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)	116		0	0	0	0
	(6) 企業主導型保育施設 (地域枠)	0		9	4	6	6
	(7) その他	0		0	0	0	0
	⑤確保量合計 (人)	511		587	76	158	189
⑥	保育利用率の目標値 (④(1)(3)÷①)(%)				44.4		
	過不足分 (⑤－③) (人)	42		82	13	-3	24

令和 10 年度 (計画)		1号	2号		3号 (保育が必要)		
		3歳以上 教育希望	3歳以上 (保育が必要)		0歳	1歳	2歳
			教育希望が強い	左記以外			
①	児童人口 (人)	958			278	296	305
②	需要率 (%)	35.0	11.4	50.0	22.4	54.0	53.3
③	ニーズ量 (①×②) (人)	336	109	479	62	160	162
④ 確 保 策 (人)	(1) 特定教育・保育施設 (幼稚園・保育所・認定こども園等) ※ (5) を除く	361		486	65	115	141
	(2) 確認を受けていない幼稚園 (私学助成幼稚園等) ※ (5) を除く	34		0	0	0	0
	(3) 特定地域型保育事業 (小規模保育・家庭的保育事業等)	0		0	4	34	36
	(4) 認可外保育施設	0		92	3	3	6
	(5) 幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)	116		0	0	0	0
	(6) 企業主導型保育施設 (地域枠)	0		9	4	6	6
	(7) その他	0		0	0	0	0
	⑤確保量合計 (人)	511		587	76	158	189
⑥	保育利用率の目標値 (④(1)(3)÷①)(%)				44.9		
	過不足分 (⑤－③) (人)	66		108	14	-2	27

令和11年度 (計画)		1号	2号		3号 (保育が必要)		
		3歳以上 教育希望	3歳以上 (保育が必要)		0歳	1歳	2歳
			教育希望が強い	左記以外			
①	児童人口 (人)	947			274	292	302
②	需要率 (%)	35.0	11.4	50.0	22.4	54.0	53.3
③	ニーズ量 (①×②) (人)	332	108	474	61	158	161
④ 確 保 策 (人)	(1) 特定教育・保育施設 (幼稚園・保育所・認定こども園等) ※ (5) を除く	361		486	65	115	141
	(2) 確認を受けていない幼稚園 (私学助成幼稚園等) ※ (5) を除く	34		0	0	0	0
	(3) 特定地域型保育事業 (小規模保育・家庭的保育事業等)	0		0	4	34	36
	(4) 認可外保育施設	0		92	3	3	6
	(5) 幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)	116		0	0	0	0
	(6) 企業主導型保育施設 (地域枠)	0		9	4	6	6
	(7) その他	0		0	0	0	0
	⑤確保量合計 (人)	511		587	76	158	189
⑥	保育利用率の目標値 (④(1)(3)÷①)(%)				45.5		
	過不足分 (⑤－③) (人)	71		113	15	0	28

5 地域子ども・子育て支援事業における量の見込みと確保方策

量の見込みについては、アンケート調査(令和5年度実施「返子市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査」)の結果や過去の実績を参考に算出し、それに対応する確保方策を定めています。

【地域子ども・子育て支援事業(19事業)】

- (1)利用者支援事業
- (2)延長保育事業(時間外保育事業)
- (3)実費徴収に係る補足給付を行う事業
- (4)多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- (5)放課後児童クラブ事業
- (6)子育て短期支援事業(ショートステイ)
- (7)乳児家庭全戸訪問事業
- (8)養育支援訪問事業
- (9)地域子育て支援拠点事業
- (10)一時預かり事業
- (11)子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)
- (12)子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター事業)
- (13)妊婦に対する健康診査
- (14)妊婦等包括相談支援事業【新規】
- (15)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)【新規】
- (16)産後ケア事業【新規】
- (17)親子関係形成支援事業《児童福祉法》
- (18)子育て世帯訪問支援事業《児童福祉法》
- (19)児童育成支援拠点事業《児童福祉法》

2 こども・若者の意見収集

全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指すため、こども・若者の意見を募るため、WEB アンケートやポータルサイトを利用して意見募集、スポーツの祭典のブースでこどもから意見を聴取しました。

- (1) 市内在住の中高生にアンケートを郵送し、中高生から回答をもらいました。結果は P.81以降を確認ください。
- (2) ポータルサイトえがおや体験学習施設「スマイル」で講座参加者にアンケートを配布し、意見を募集しています。
- (3) 令和 6 年10月20日(日)に開催されたスポーツの祭典にブースを設置し、22 名のこども達から意見を聴取しました。
 - テーマ「こんな社会(逗子市)になったらいいなと思うことを教えてください。」
 - 回 答(原文どおり。漢字は補足)
 - ① 鎌倉みたいな逗子にしてね
 - ② いい逗子にしてね
 - ③ 今のままでいいです
 - ④ 好き勝手にできて、平和で暮らせてこどもが多い、ずっと死んでも天国でみんなで遊べる
 - ⑤ 大きい逗子、人がいっぱい増えて友達がいっぱい
 - ⑥ 今のまま、海も森もきれいでいてほしい
 - ⑦ 子供が思いっきり遊べるまち。公園が少ないのもっとフリーに遊べるところが欲しい
 - ⑧ 公園を増やしてほしい
 - ⑨ 公園がいっぱいあるまち
 - ⑩ 遊べるところがいっぱいほしい。
 - ⑪ ボールで遊べる公園があるといいです
 - ⑫ 細い道を広くしてほしい(消防車が通れないから)
 - ⑬ 階段じゃなくて、滑り台で降りたい
 - ⑭ お城が欲しい
 - ⑮ 友達と仲良くなって家で仲良く暮らしたい。友達とロボットを作って遊びたい
 - ⑯ 逗子にアスレチックがあったら楽しいと思います
 - ⑰ 恐竜博物館かプラネタリウムが欲しい
 - ⑱ ライオンが触れる動物園がいい、猫とか犬が街に歩いているといい
 - ⑲ ドラゴンの遊び場が欲しい
 - ⑳ 生き物だらけ
 - ㉑ お父さん、お母さんが何でも買ってくれること
 - ㉒ とくになし

■市内在住中高生向けアンケート調査概要

調査対象者	市内在住の全中高生
対象者数	2775 人（2023 年 10 月時点の全数）
調査方法	QR コード付き案内を送付 インターネットを用いたアンケートシステムによる回答
調査期間	令和 6 年 1 月 23 日（火）～令和 6 年 2 月 4 日（日）
調査項目	1. 回答者の属性 性別、年齢、所属 2. 朝ごはん 朝ごはん食べる頻度、食べない理由 3. 放課後・休日の過ごし方 放課後どこで過ごすか・誰と過ごすか、土日に誰とどこで過ごすか 4. 将来の進路 どの学校までいきたいか、なりたい職業 5. 困っていること 困っていること・心配していること、相談先 6. 逗子に住んで良かったこと、学んで良かったこと 7. 市への要望
回収状況	780 人／2775 人＝28.1%

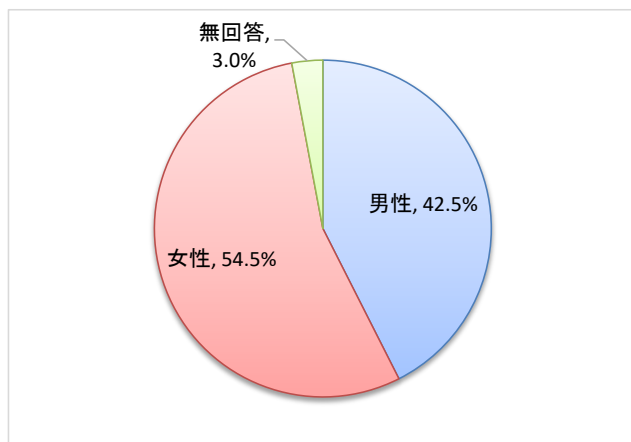
※ 結果の見方に当たっての留意事項

- ・百分率%の計算は、小数点第 2 位を四捨五入し、小数点第 1 位までを表示しています。
四捨五入の影響で、%を足し合わせても 100%にならない場合があります。
- ・複数回答（2 つ以上選択してよい設問）は、%の合計が 100%を超える場合があります。

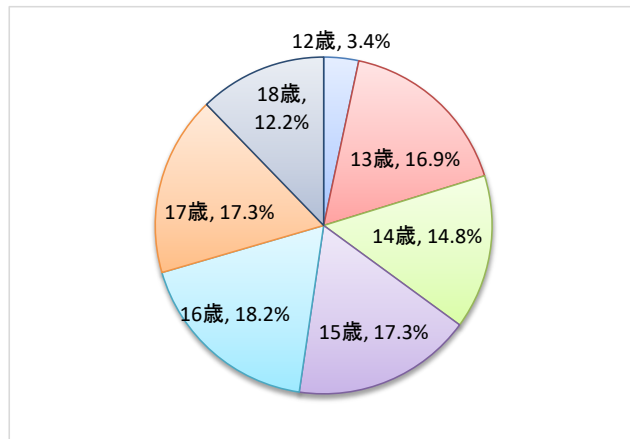
1. 回答者の属性

性別では、女性 54.5%に対し、男性 42.5%と女性の方がやや多くなっています。
年齢別では、16 歳が 18.2%と最も多いが、どの年齢層の 10%台で概ね均等に回答が得られています。
また所属についても、中学生が 49.9%、高校生が 49.7%同程度の割合となっています。

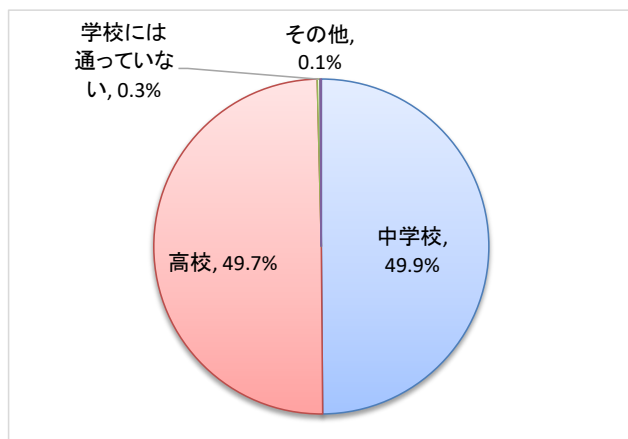
性別 (n=778)



年齢 (n=776)



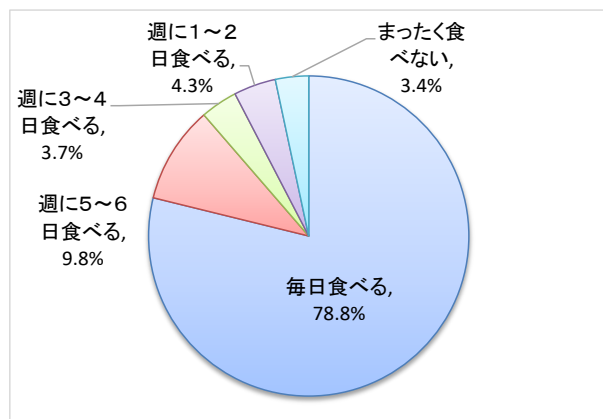
学校(中学校／高校) (n=778)



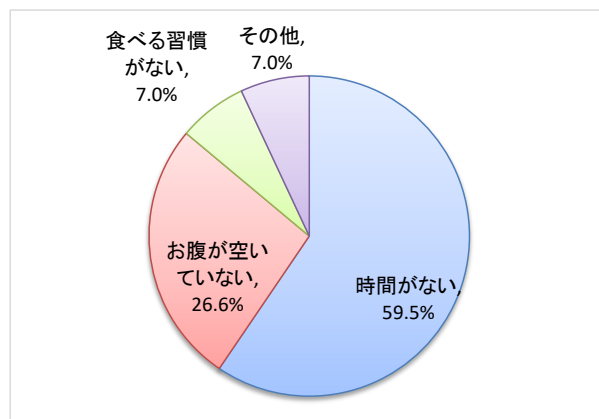
2. 朝ごはん

朝ごはんを食べる頻度は、「毎日食べている」人が 78.8%となっていますが、「週に1～2日食べる」4.3%や「まったく食べない」3.4%と一定の割合を占めています。
食べない理由で最も多いのは、「時間がない」で 59.5%を占めています。

朝ごはんを食べる頻度 (n=775)



朝ごはんを食べない理由 (n=158)



<その他の意見>

- ・薬を飲んでるから
- ・体質的に朝にご飯を食べるとお腹を壊してしまうため
- ・部活の朝練でお腹が痛くなってしまう
- ・起きるのが遅い、(昼くらいまで) 寝ているから (休日)

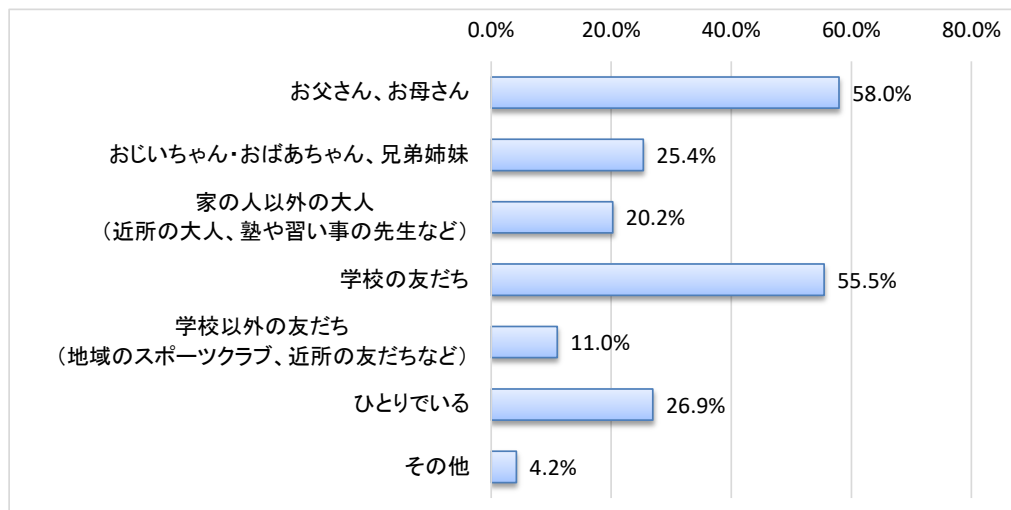
3. 放課後・休日の過ごし方

(1) 普段の放課後に誰と過ごすか

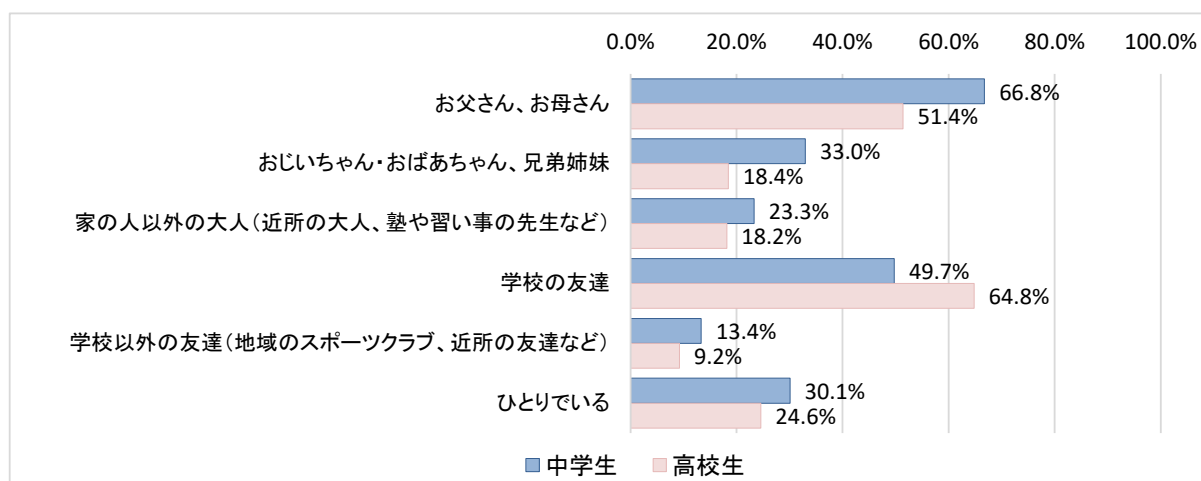
最も多いのは「お父さん、お母さん」の 58.0%、次いで「学校の友達」の 55.5%となっています。

中高生別で見ると、高校生になると「学校の友だち」との割合が増えている。

普段の放課後に一緒に過ごす人 (n=761) (複数回答)



< 中高生比較 >



最も多いのは「自分の家」の78.2%、次いで「学校（部活動など）」47.7%、「塾・習い事」44.0%となっています。

中高生別で見ると、高校生になると「塾・習い事」の割合が減り、学校（部活動など）やバイト先の割合が増えています。

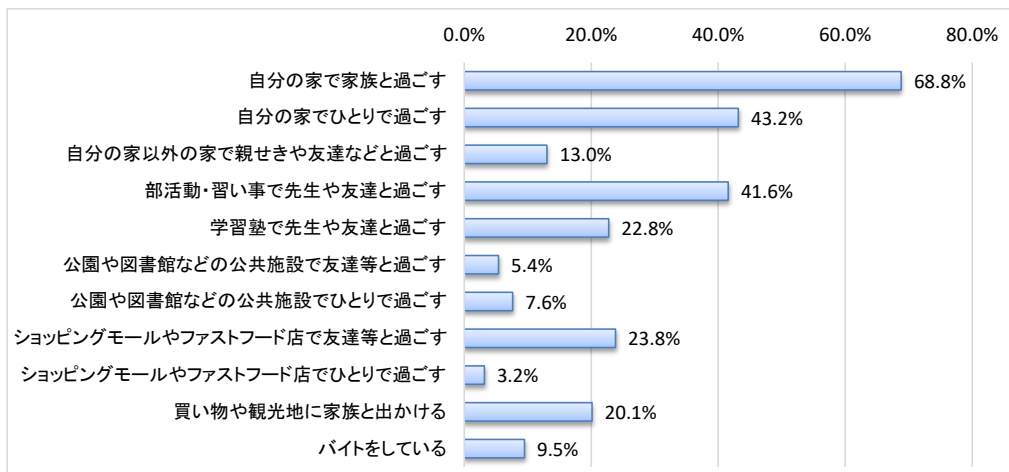
場所	割合
自分の家	78.2%
おじいちゃん・おばあちゃんの家	2.4%
友だちの家	6.0%
塾・習い事	44.0%
学校(部活動など)	47.7%
先輩・後輩の家	0.3%
スーパーやショッピングモール	6.7%
ファストフード店	7.1%
公共の施設(図書館、市民センター、体験学習施設など)	5.7%
ゲームセンター	2.2%
バイト先	6.8%
公園・広場	5.4%
その他	2.2%

場所	中学生 (%)	高校生 (%)
自分の家	89.3%	66.9%
おじいちゃん・おばあちゃんの家	3.7%	1.1%
友達の家	10.4%	1.6%
塾・習い事	58.9%	29.0%
学校(部活動など)	42.5%	53.5%
先輩・後輩の家	0.5%	0.5%
スーパーやショッピングモール	2.9%	10.8%
ファストフード店	3.1%	11.3%
公共の施設(図書館、市民センター、体験学習施設など)	5.5%	5.9%
ゲームセンター	1.3%	3.2%
バイト先	0.0%	14.0%
公園・広場	7.6%	3.2%

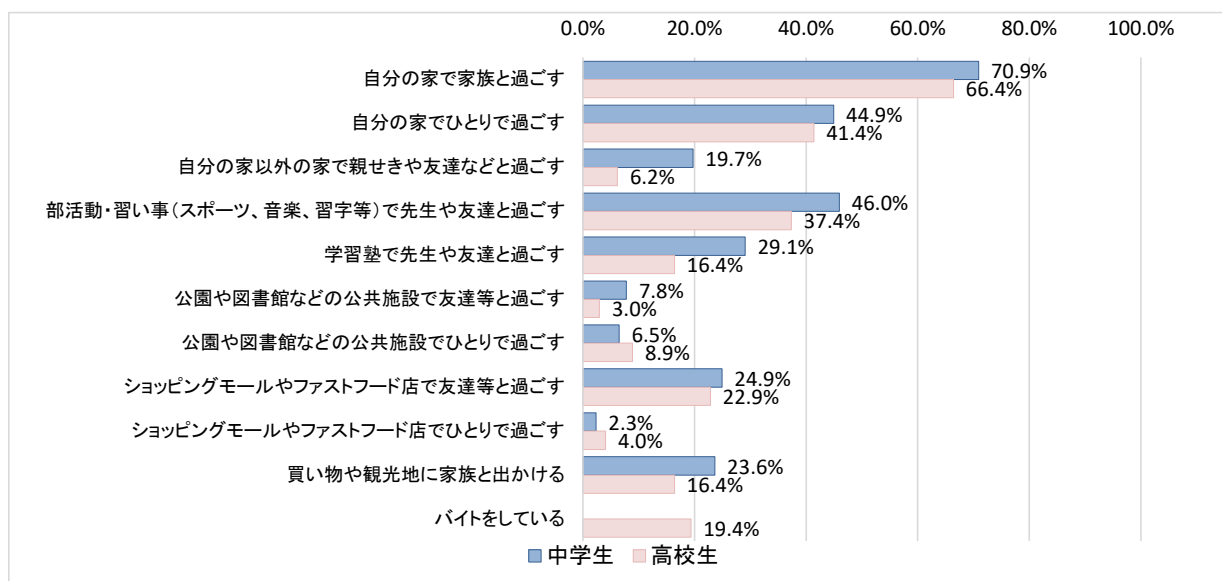
(3) 休日（学校に行かない日）に、どこで誰と過ごすか

最も多いのは「自分の家で家族と過ごす」の 68.8%、次いで「自分の家でひとりで過ごす」43.2%、「部活動・習い事で先生や友達と過ごす」41.6%となっています。

休日に一緒に過ごす人と場所（n=760）（複数回答）



< 中高生比較 >

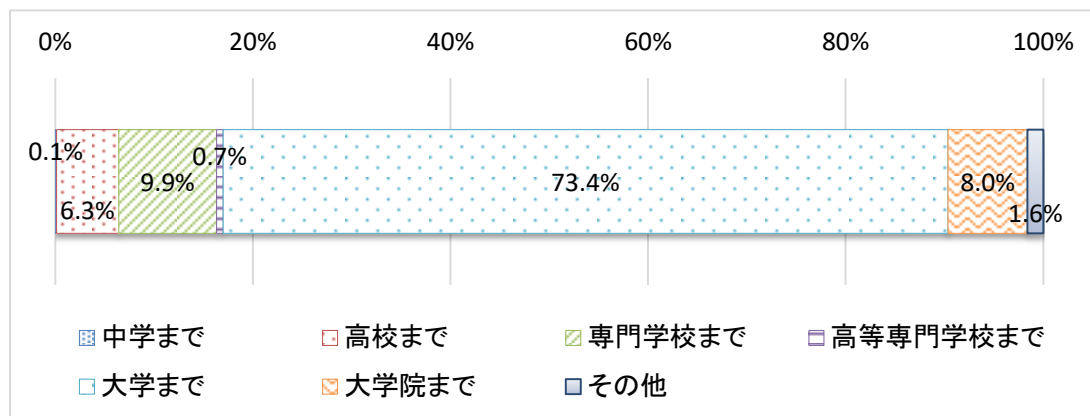


4. 将来の進路

将来、大学や大学院までの進学を希望している人が 81.4%を占めており、将来なりたい職業が「有」と回答した人が 51.3%と約半数を占めています。

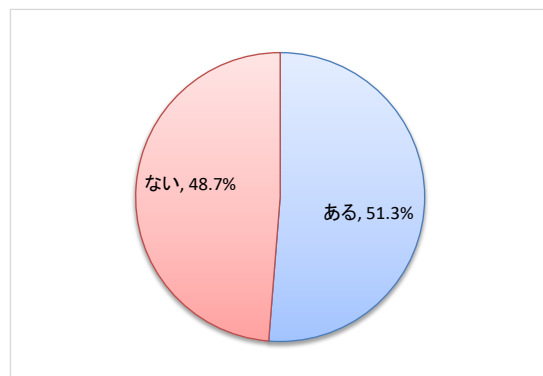
(1) 将来どの学校まで行きたいか

将来の進路 (n=747) (複数回答)



(2) 将来なりたい職業の有無

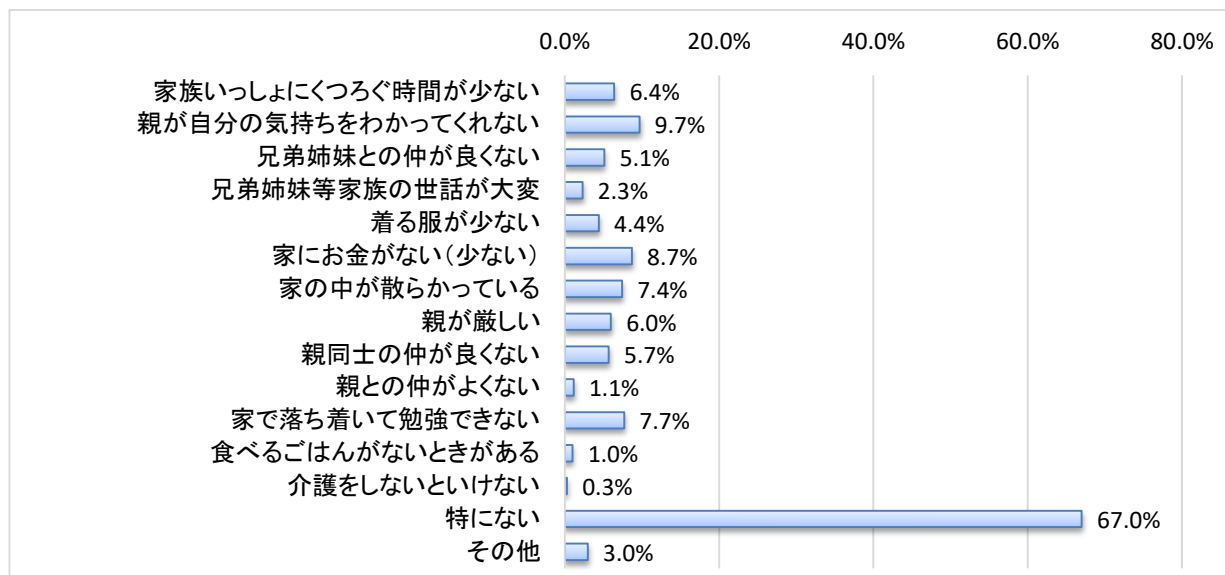
なりたい職業の有無 (n=747)



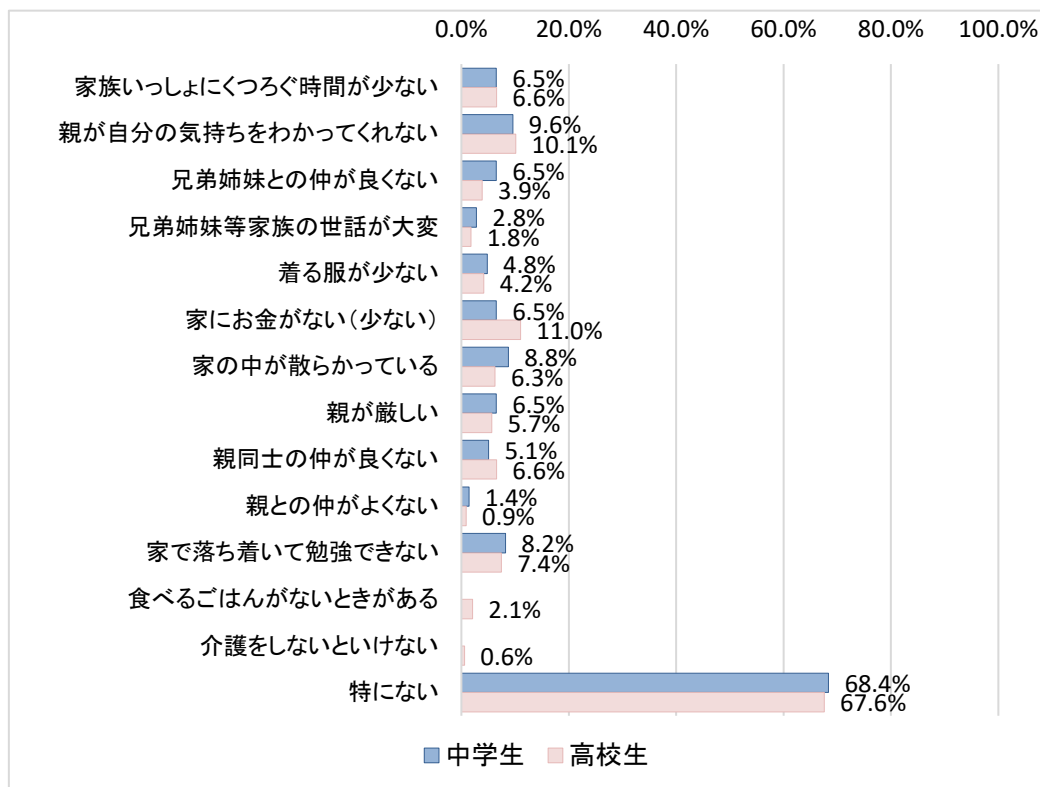
5. 困っていること

「特にない」が最も多く 67.0%となっていますが、困っているなかでは「親が自分の気持ちをわかってくれない」9.7%や「家にお金がない(少ない)」8.7%が高くなっています。
また、中高生での差はあまり見られなかった。

(1) 家族のことで困っていること (n=703) (複数回答)

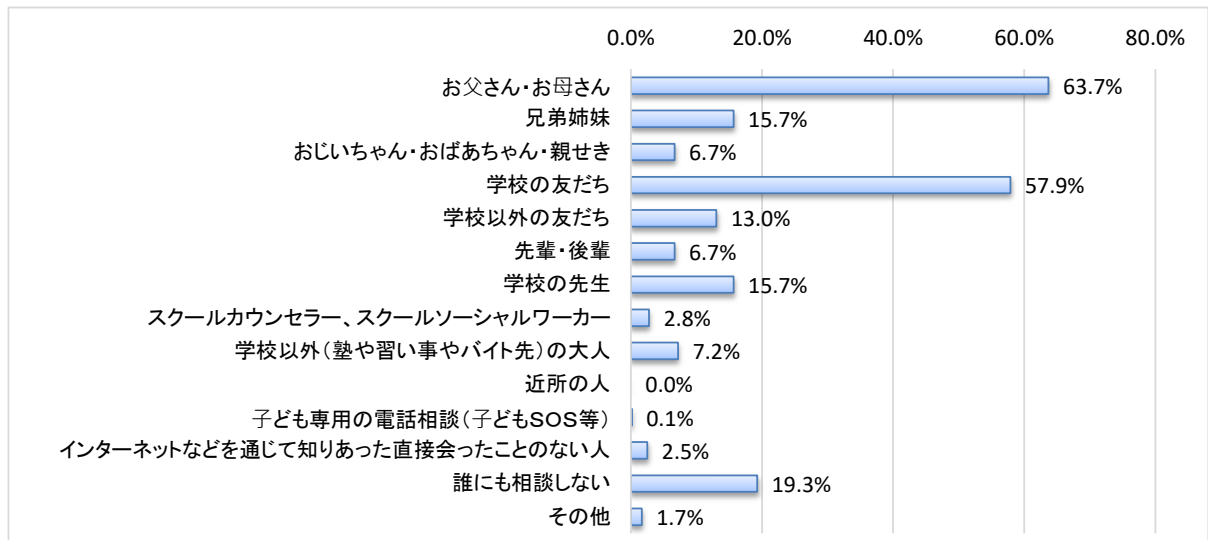


< 中高生比較 >

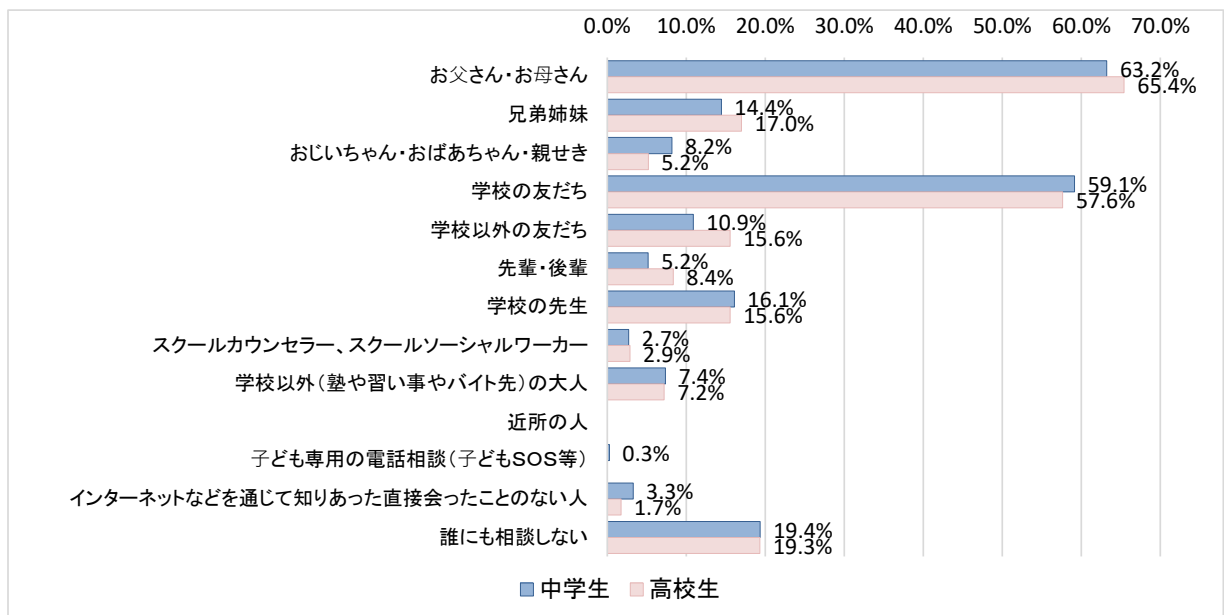


相談相手としては、「お父さん・お母さん」が63.7%と最も多く、次いで「学校の友だち」が57.9%となっています。また誰にも相談しない人が約2割を占めています。
 中高生での差はあまり見られなかった。

(2) 困っていることや悩んでいることを誰に相談するか (n=722) (複数回答)



< 中高生比較 >



6. 逗子に住んで良かったこと、学んでよかったこと

(自由記入)

内容	件数
海や山など自然が豊か (海や山がきれい、海で遊べる、自然が多い、空気がおいしい)	309
交通網が発達していて色々な所に行きやすい (2路線2駅、東京(都会)まで1本、始発で座れる)	80
地域の人の人柄がよい、優しい人が多い	62
施設が充実 (飲食店、コンビニ、図書館、公園、勉強できる所など)	35
治安が良い	34
子育ての制度が充実(18歳まで医療費無料)	18
静か、のどか	18

7. 市への要望

(自由記入)

内容	件数
まちづくり関連 (歩道の拡張、道路がでこぼこ、バス停の増、街頭の増、駅前の車の混雑、災害対策、清掃、大型商業施設)	215
生活費の補填などお金関連 (給付金の付与、税金減)	84
教育費の補助・充実 (大学学費の無料化、補助、奨学金など)	25
教育関連 (給食をおいしく、授業のやり方改善)	18
イベントの増	11
施設関連 (無料の駐輪場、バス代安く、無料の自習室、意見を言える場)	9
治安の改善(夜)	7

◆第79回 市町村対抗かながわ駅伝競走大会◆

訂正

主催 A11かながわ駅伝レース実行委員会 競技期日：令和7(2025)年2月9日(日)

神奈川県 場 所：丹沢湖周回コース

一般財団法人 神奈川陸上競技協会

大会記録	区間記録(1区)	区間記録(2区)	区間記録(3区)	区間記録(4区)	区間記録(5区)	区間記録(6区)	区間記録(7区)
横浜市 78回 2:09:35	児玉 真輝 (横浜市)78回 29:45	杉村 大豪 (横須賀市)78回 9:05	中武 泰希 (愛川町)78回 25:09	原田 洋輔 (横浜市)78回 23:48	新井 沙希 (愛川町)78回 9:49	平島 龍斗 (綾瀬市)78回 14:51	向田 泰誠 (横浜市)78回 15:00

順位	NO	チーム名	総合成績	第1区(10.019km)	第2区(2.950km)	第3区(8.361km)	第4区(7.911km)	第5区(2.950km)	第6区(5.064km)	第7区(4.981km)
1	1	横浜市 神奈川	2:10:36	鈴木 愛音 4) 0:30:29	片倉 遼 5) 0:40:01 10) 09:32	和田 晴之 2) 1:05:35 3) 25:34	小出 暖人 1) 1:30:13 3) 24:38	境田 百花 1) 1:40:26 3) 10:13	山田 晃央 1) 1:55:34 1) 15:08	服部 輝空 1) 2:10:36 2) 15:02
2	3	相模原市 神奈川	2:11:33	竹林 慧太 6) 0:30:39	芝田 力 3) 0:39:46 4) 09:07	山下 翔吾 1) 1:05:26 4) 25:40	森本 幸喜 2) 1:30:28 6) 25:02	村松 帆乃美 2) 1:40:50 7) 10:22	田島 啓大 2) 1:56:43 4) 15:53	市川 繁貴 2) 2:11:33 1) 14:50
3	8	小田原市 神奈川	2:12:35	山口 大輔 11) 0:31:17	依田 純大 10) 0:40:45 9) 09:28	荒谷 俊輔 7) 1:06:33 6) 25:48	内田 拓希 5) 1:31:08 2) 24:35	遠藤 咲果 5) 1:41:49 10) 10:41	荒谷 洋輔 3) 1:57:22 3) 15:33	畑中 蓮 3) 2:12:35 3) 15:13
4	13	厚木市 神奈川	2:13:23	矢口 陽太 15) 0:31:30	伊藤 洗曜 13) 0:40:57 8) 09:27	木島 陸 5) 1:06:04 2) 25:07	浅岡 祐希 3) 1:30:52 4) 24:48	齋藤 佑実 3) 1:41:15 8) 10:23	奥成 碧 5) 1:57:41 14) 16:26	薄衣 丞生 4) 2:13:23 8) 15:42
5	4	横須賀市 神奈川	2:13:49	山内 孝将 8) 0:30:44	二本木 真輝 6) 0:40:18 11) 09:34	濱口 直人 4) 1:06:04 5) 25:46	渡邊 有翔 6) 1:31:20 8) 25:16	村瀬 音々羽 4) 1:41:35 4) 10:15	村松 駿平 4) 1:57:33 5) 15:58	松村 泰成 5) 2:13:49 12) 16:16
6	9	茅ヶ崎市 神奈川	2:14:07	藪田 峻也 17) 0:31:44	成田 光希 18) 0:41:49 18) 10:05	小林 瑠偉 13) 1:07:40 7) 25:51	山田 涼太 10) 1:32:43 7) 25:03	橋田 菜々美 9) 1:43:19 9) 10:36	上出 陸仁 7) 1:58:45 2) 15:26	増田 勇太 6) 2:14:07 4) 15:22
7	2	川崎市 神奈川	2:14:24	樋村 銀河 1) 0:30:18	米川 翔 1) 0:39:22 3) 09:04	八木原 想太 3) 1:05:57 10) 26:35	澤田 悠斗 7) 1:31:21 11) 25:24	藤谷 光希 6) 1:42:02 10) 10:41	金光 璃久 6) 1:58:07 7) 16:05	津坂 嘉人 7) 2:14:24 13) 16:17
8	10	逗子市 神奈川	2:14:43	安澤 駿空 9) 0:30:49	杉原 跳 12) 0:40:53 17) 10:04	杉原 走 10) 1:07:15 8) 26:22	中島 一翠 12) 1:33:13 15) 25:58	沼田 実葉 7) 1:43:15 1) 10:02	高木 耕造 8) 1:59:18 6) 16:03	石塚 壮一郎 8) 2:14:43 5) 15:25
9	32	愛川町 神奈川	2:14:53	西坂 昂也 2) 0:30:20	木藤 青葉 4) 0:40:00 12) 09:40	中武 泰雅 14) 1:07:53 21) 27:53	志村 悠樹 11) 1:33:12 9) 25:19	新井 沙希 8) 1:43:17 2) 10:05	武田 晃瑠 9) 1:59:22 7) 16:05	前田 慶士 9) 2:14:53 6) 15:31
10	12	秦野市 神奈川	2:15:51	原 由幸 13) 0:31:24	直江 星矢 9) 0:40:27 2) 09:03	須藤 拓海 11) 1:07:25 13) 26:58	山崎 瑞希 13) 1:33:20 13) 25:55	中村 葉奈 12) 1:44:01 10) 10:41	五十嵐 一喜 11) 2:00:16 10) 16:15	山口 潤 10) 2:15:51 7) 15:35
11	17	座間市 神奈川	2:16:08	片野 滉介 19) 0:32:03	根本 凜太郎 20) 0:41:58 15) 09:55	三田 眞司 8) 1:06:40 1) 24:42	志村 紘佑 4) 1:30:53 1) 24:13	山田 凜依奈 10) 1:43:20 23) 12:27	飯田 勇希 10) 1:59:39 11) 16:19	柳澤 翔真 11) 2:16:08 15) 16:29
12	5	平塚市 神奈川	2:16:55	岩佐 快斗 14) 0:31:29	齋藤 陽太 11) 0:40:51 7) 09:22	富樫 宙大 12) 1:07:38 12) 26:47	村松 大海 16) 1:34:28 19) 26:50	岩井 沙祈 14) 1:44:48 6) 10:20	小泉 瞭太 14) 2:01:07 11) 16:19	伊澤 聡 12) 2:16:55 10) 15:48
13	7	藤沢市 神奈川	2:17:20	Lawrence Nguire 7) 0:30:40	永塚 太陽 7) 0:40:24 13) 09:44	陶山 丈太郎 15) 1:08:26 22) 28:02	浅沼 佳吾 14) 1:34:21 13) 25:55	黒葛 真愛 15) 1:45:10 14) 10:49	迫 良太 15) 2:01:23 9) 16:13	梶村 泰吾 13) 2:17:20 11) 15:57
14	15	伊勢原市 神奈川	2:17:37	森山 将平 12) 0:31:23	高田 康介 8) 0:40:25 1) 09:02	石井 琉聖 9) 1:07:06 11) 26:41	鈴木 豊 9) 1:32:25 9) 25:19	高橋 怜菜 13) 1:44:05 17) 11:40	高山 直哉 12) 2:00:24 11) 16:19	米谷 輝真 14) 2:17:37 20) 17:13
15	20	葉山町 神奈川	2:17:48	藁科 健斗 3) 0:30:25	堀出 諤 2) 0:39:41 6) 09:16	小澤 健太郎 6) 1:06:04 9) 26:23	川村 駿吾 8) 1:31:44 12) 25:40	藤本 すみれ 11) 1:43:39 18) 11:55	鈴木 眞睦 13) 2:00:44 17) 17:05	小川 哲平 15) 2:17:48 18) 17:04
16	14	大和市 神奈川	2:19:37	矢部 慎之介 23) 0:32:36	真鍋 玲 19) 0:41:50 5) 09:14	羅久井 海人 20) 1:09:37 20) 27:47	外山 裕一 15) 1:34:25 4) 24:48	宮岡 理紗 16) 1:45:55 16) 11:30	三浦 晃 16) 2:03:08 19) 17:13	平出 修也 16) 2:19:37 15) 16:29
17	6	鎌倉市 神奈川	2:19:57	稲森 大彦 16) 0:31:31	尾道 裕 17) 0:41:47 19) 10:16	山本 航瑛 18) 1:09:25 15) 27:38	浜木 遼太 19) 1:36:21 20) 26:56	藤木 秋 17) 1:46:36 4) 10:15	上野 岬紀 17) 2:04:12 23) 17:36	坂本 智史 17) 2:19:57 9) 15:45
18	19	綾瀬市 神奈川	2:21:08	弓田 一徹 18) 0:31:56	芳賀 隆輝 16) 0:41:42 14) 09:46	小林 稜士 17) 1:09:25 17) 27:43	小穴 健二 18) 1:35:44 17) 26:19	親崎 結実 20) 1:48:15 24) 12:31	和田 隼斗 18) 2:04:47 15) 16:32	福岡 拓人 18) 2:21:08 14) 16:21
19	16	海老名市 神奈川	2:22:38	大友 海青 24) 0:33:01	岡本 航青 23) 0:43:18 20) 10:17	出口 将希 21) 1:10:57 16) 27:39	秋吉 元 21) 1:37:38 18) 26:41	須藤 智美 21) 1:49:00 15) 11:22	喻 梓銘 21) 2:05:38 16) 16:38	千良 悠太朗 19) 2:22:38 17) 17:00
20	26	松田町 神奈川	2:22:53	大島 希 10) 0:31:00	大山 祐歩 14) 0:41:22 21) 10:22	中戸川 敦 16) 1:08:51 14) 27:29	永井 愛都 17) 1:35:02 16) 26:11	天野 遥 19) 1:47:50 25) 12:48	橋本 真一 20) 2:04:57 18) 17:07	岩本 悠志 20) 2:22:53 25) 17:56
21	18	南足柄市 神奈川	2:23:10	石部 夏希 5) 0:30:38	片山 航希 15) 0:41:42 26) 11:04	小塚 希生 19) 1:09:28 19) 27:46	酒井 敦志 20) 1:36:35 21) 27:07	池亀 幸芽 18) 1:47:23 13) 10:48	柏木 達裕 19) 2:04:57 22) 17:34	八代 悠亮 21) 2:23:10 26) 18:13
22	28	開成町 神奈川	2:25:52	小澤 勇斗 20) 0:32:06	平林 遥真 22) 0:42:30 22) 10:24	猪井 夢人 22) 1:11:06 25) 28:36	羽原 輝晃 22) 1:38:51 24) 27:45	遠藤 陽世 22) 1:50:59 20) 12:08	芳山 拓 22) 2:08:32 21) 17:33	安田 開 22) 2:25:52 21) 17:20
23	21	寒川町 神奈川	2:28:30	坂本 大翔 25) 0:33:49	赤羽 快莉 24) 0:44:47 25) 10:58	皆倉 一馬 24) 1:13:05 24) 28:18	中田 大貴 25) 1:40:31 23) 27:26	町田 亜美 23) 1:52:52 22) 12:21	藤本 友陽 23) 2:10:17 20) 17:25	竹内 航輔 23) 2:28:30 26) 18:13
24	25	大井町 神奈川	2:28:45	曾根 直也 22) 0:32:17	後藤 大晴 21) 0:42:18 16) 10:01	岩本 瑛吾 23) 1:11:34 27) 29:16	天野 悟 23) 1:40:00 25) 28:26	伏見 夢叶 24) 1:53:12 26) 13:12	長谷川 隆智 24) 2:11:19 26) 18:07	赤塚 健史朗 24) 2:28:45 22) 17:26

順位	NO	チーム名	総合成績	第1区(10.019km)	第2区(2.950km)	第3区(8.361km)	第4区(7.911km)	第5区(2.950km)	第6区(5.064km)	第7区(4.981km)
25	24	中井町 神奈川	2:29:04	豊田 諒月 21) 0:32:15	久井 湊人 25) 0:45:02 29) 12:47	吉野 広哲 25) 1:13:09 23) 28:07	小川 大輔 24) 1:40:29 22) 27:20	栗原 亜美 25) 1:53:46 27) 13:17	藤本 一希 25) 2:11:27 24) 17:41	古宮 正啓 25) 2:29:04 23) 17:37
26	22	大磯町 神奈川	2:33:02	上北 泰弘 27) 0:34:12	脇 圭佑 27) 0:45:56 28) 11:44	小島 義之 26) 1:14:58 26) 29:02	原田 翔平 26) 1:43:57 26) 28:59	成島 海音乃 26) 1:57:33 28) 13:36	梶間 弘道 26) 2:15:55 27) 18:22	北川 拓也 26) 2:33:02 19) 17:07
27	23	二宮町 神奈川	2:37:37	原 嘉賢 28) 0:35:30	須田 礼偉優 28) 0:46:18 24) 10:48	原 寛樹 27) 1:16:36 28) 30:18	小坂 太我 29) 1:48:29 29) 31:53	高階 花恋 29) 2:00:38 21) 12:09	捧 裕明 29) 2:19:45 28) 19:07	白阪 新 27) 2:37:37 24) 17:52
28	29	箱根町 神奈川	2:38:31	勝俣 航希 29) 0:38:23	正木 翔大 29) 0:48:53 23) 10:30	瀬戸 翼 28) 1:16:37 18) 27:44	正木 英二 27) 1:46:10 28) 29:33	能美 円香 28) 2:00:28 29) 14:18	田代 進 27) 2:18:33 25) 18:05	齋藤 健児 28) 2:38:31 28) 19:58
29	27	山北町 神奈川	2:43:00	五十島 秀平 26) 0:34:00	江口 真和 26) 0:45:28 27) 11:28	吉田 孝仁 29) 1:17:35 29) 32:07	齊藤 亮介 28) 1:47:06 27) 29:31	松澤 あすか 27) 1:59:08 19) 12:02	瀬戸 竜介 28) 2:19:19 29) 20:11	森山 賢一 29) 2:43:00 29) 23:41
-	11	三浦市 神奈川	DNS							

令和6年度

逗子市

スポーツ功労者表彰

日時：令和7年3月1日(土) 午後3時

場所：逗子市立体育館（サブアリーナ）

==== 式 次 第 =====

開 式

表 彰

あ い さ つ

閉 式

 逗子市教育委員会

被表彰者の役職及び功績概要

(順不同、敬称略)

増田 勝頼

○役職 ・逗子弓道協会 会長

○功績の概要

平成 16 年から逗子弓道協会理事長、平成 22 年から逗子弓道協会会長、平成 24 年から神奈川県弓道連盟評議員、逗子市競技連盟理事を歴任され、逗子市における弓道の普及・推進、発展に貢献されました。

峯尾 尚子

○役職 ・山の根体育会 理事長

○功績の概要

平成 12 年から山の根体育会理事、逗子市スポーツ推進委員、平成 30 年から逗子市地域体育団体協議会理事、令和2年から(公財)逗子市スポーツ協会理事、逗子市競技連盟監事、令和4年から山の根体育会副理事長、令和6年から山の根体育会理事長を歴任され、バドミントン教室の指導者を務められる等逗子市における地域スポーツの普及・推進、発展に貢献されました。

釜屋 トモ子

○役職 ・逗子市フォークダンス協会 会長

○功績の概要

平成 15 年から逗子市フォークダンス協会評議員・理事、平成 27 年から逗子市フォークダンス協会理事長、逗子市レクリエーション協会理事、令和3年から逗子市レクリエーション協会理事長、令和5年から逗子市フォークダンス協会会長、を歴任され、逗子市におけるフォークダンスの普及・推進、発展に貢献されました。

島田 良子

○功績の概要

平成 24 年から逗子ハイランドグラウンド・ゴルフ同好会会計、平成 25 年から逗子ハイランドグラウンド・ゴルフ同好会副会長を歴任され、逗子市におけるグラウンド・ゴルフの普及・推進、組織運営に貢献されました。

第51回 逗子市 スポーツ人の集い

と き 令和7年3月1日(土)
表彰式 15時
講演会 16時
懇親会 17時30分

と ころ 逗子アリーナ サブアリーナ

主 催 公益財団法人逗子市スポーツ協会
(Zushi Amateur Sports Association)

懇親会式次第

開	会
会長あいさつ	
乾	杯
懇	談
用	会

令和6年度 被表彰者（敬称略・順不同）

公益財団法人逗子市スポーツ協会功労者表彰(3名)

☆増 田 勝 頼

表彰事由 *長年にわたり、逗子弓道協会の役員を務め、協会の発展に尽力し、地域スポーツの振興に貢献した。

☆圓 谷 真理子

表彰事由 *長年にわたり、逗子市ソフトボール協会の役員を務め、協会の発展に尽力し、ソフトボールの振興に貢献した。

☆吉 永 佳 織

表彰事由 *長年にわたり、逗子市ソフトボール協会の役員を務め、協会の発展に尽力し、ソフトボールの振興に貢献した。

公益財団法人逗子市スポーツ協会優秀選手表彰(12名1団体)

☆添 田 重 樹 (逗子開成高等学校)

表彰事由 *第10回ジュニアパンパシフィック選手権男子200m背泳ぎ出場

☆羽 隅 弘 治 (逗子バドミントン協会)

表彰事由 *第41回全日本シニアバドミントン選手権大会80歳以上混合ダブルス 第2位

☆小 池 周 子 (逗子バドミントン協会)

表彰事由 *第41回全日本シニアバドミントン選手権大会80歳以上女子ダブルス 第3位

☆小 野 淑 美 (逗子バドミントン協会)

表彰事由 *第41回全日本シニアバドミントン選手権大会65歳以上女子シングルス出場

☆反 田 由佳理 (逗子バドミントン協会)

表彰事由 *第41回全日本シニアバドミントン選手権大会60歳以上女子シングルス出場

☆逗子なぎさ (逗子バドミントン協会)

表彰事由 *第42回全日本レディースバドミントン選手権大会クラブ対抗の部 準優勝

☆牧 野 美 月 (逗子卓球協会)

表彰事由 *第23回全国障害者スポーツ大会卓球競技 ブロック優勝

☆石 原 源 大 (逗子レスリング協会 池子小学校)

表彰事由 *第29回全国少年少女選抜レスリング選手権大会小学生の部6年生30kg級 優勝

☆石 渡 惟 楓 (逗子レスリング協会 釜利谷小学校)

表彰事由 *第29回全国少年少女選抜レスリング選手権大会小学生の部5年生33kg級 第2位

☆大 屋 礼 志 (逗子レスリング協会 長柄小学校)

表彰事由 *第41回全国少年少女レスリング選手権大会男子の部4年生50kg級 第3位

☆石 原 寛 大 (日本体育大学荏原高等学校)

表彰事由 *令和6年度全国高等学校総合体育大会体操競技大会男子個人総合出場

☆新 谷 泰 知 (聖マリア小学校)

表彰事由 *第18回JKJO全日本ジュニア空手道選手権大会小学5年男子35kg未満の部出場

☆新 谷 英 人 (聖マリア小学校)

表彰事由 *第18回JKJO全日本ジュニア空手道選手権大会小学1年男子の部出場

逗子市競技連盟優秀選手・団体表彰(24名1団体)

- ☆度 会 幸 久 (逗子水泳協会)
表彰事由 *第13回かながわスポーツマスターズ水泳競技大会 85-89 クラス男子 100m自由形 第1位
- ☆高 橋 祐 太 (逗子水泳協会)
表彰事由 *第13回かながわスポーツマスターズ水泳競技大会 40-44 クラス男子 200m個人メドレー 第1位
- ☆小 林 美 結 (逗子水泳協会)
表彰事由 *第13回かながわスポーツマスターズ水泳競技大会 18-24 クラス女子 50m背泳ぎ 第1位
- ☆鏡 島 恵 (逗子水泳協会)
表彰事由 *第13回かながわスポーツマスターズ水泳競技大会 60-64 クラス男子 50m平泳ぎ 第2位
- ☆岡 庭 広 大 (逗子水泳協会)
表彰事由 *第13回かながわスポーツマスターズ水泳競技大会 40-44 クラス男子 200m個人メドレー 第2位
- ☆白 田 なほみ (逗子水泳協会)
表彰事由 *第13回かながわスポーツマスターズ水泳競技大会 45-49 クラス女子 50m背泳ぎ 第1位
- ☆白 田 セ ラ (逗子水泳協会)
表彰事由 *神奈川県短水路学童学年別水泳競技大会 3年女子区分 50m背泳ぎ 第1位
- ☆小 宮 拓 真 (逗子レスリング協会 大楠小学校)
表彰事由 *第38回東日本レスリング選手権大会小学1・2年の部 24kg 級 優勝
- ☆浅 野 穂 月 (逗子レスリング協会 あけの星幼稚園)
表彰事由 *第38回東日本レスリング選手権大会幼年の部 22kg 級 優勝
- ☆古 賀 瑞 樹 (逗子レスリング協会 金沢小学校)
表彰事由 *第38回東日本レスリング選手権大会小学5・6年の部 48kg 級 準優勝
- ☆奥 田 晴 日 (逗子レスリング協会 葉山小学校)
表彰事由 *第38回東日本レスリング選手権大会小学3・4年の部 33kg 級 準優勝
- ☆奥 田 夏 生 (逗子レスリング協会 葉山小学校)
表彰事由 *第38回東日本レスリング選手権大会小学5・6年の部 36kg 級 第3位
- ☆上原ケンドリック喬吾 (逗子レスリング協会 池子小学校)
表彰事由 *第38回東日本レスリング選手権大会小学5・6年の部 48kg 級 第3位
- ☆齋 藤 雄 仁 (逗子レスリング協会 鎌倉女子大学初等部)
表彰事由 *第38回東日本レスリング選手権大会小学3・4年の部 42kg 級 第3位
- ☆石 渡 惟 織 (逗子レスリング協会 釜利谷小学校)
表彰事由 *第38回東日本レスリング選手権大会小学3・4年の部 26kg 級 第3位
- ☆細 金 澄 晴 (逗子レスリング協会 六浦小学校)
表彰事由 *第1回東日本少年少女レスリング選抜大会小学2年の部 18~20kg 級 優勝
- ☆小 宮 向 葵 (逗子レスリング協会 どれみ幼稚園)
表彰事由 *第1回東日本少年少女レスリング選抜大会幼年年中の部 21~25kg 級 優勝

- ☆村 上 桔 平 (逗子レスリング協会 まちの保育園鎌倉)
表彰事由 *第1回東日本少年少女レスリング選抜大会未就園児の部 19kg 級 優勝
- ☆大 屋 志 乃 (逗子レスリング協会 どれみ幼稚園)
表彰事由 *第1回東日本少年少女レスリング選抜大会幼年年中の部 21～25kg 級 準優勝
- ☆志 水 陽 彩 (逗子レスリング協会 釜利谷南小学校)
表彰事由 *第1回東日本少年少女レスリング選抜大会小学2年の部 24～25kg 級 第3位
- ☆古 賀 瑚 野 (逗子レスリング協会 金沢小学校)
表彰事由 *第1回東日本少年少女レスリング選抜大会小学2年の部 26～28kg 級 第3位
- ☆原 園 千 尋 (逗子レスリング協会 久木小学校)
表彰事由 *第1回東日本少年少女レスリング選抜大会小学2年の部 28～30kg 級 第3位
- ☆鳥 海 万 尋 (逗子レスリング協会 瀬ヶ崎小学校)
表彰事由 *第1回東日本少年少女レスリング選抜大会小学2年の部 24～25kg 級 第3位
- ☆川 崎 維 月 (逗子レスリング協会 かぐのみ幼稚園)
表彰事由 *第1回東日本少年少女レスリング選抜大会幼年年中の部 14～15kg 級 第3位
- ☆逗子リトルリーグ (逗子市スポーツ少年団)
表彰事由 *2024年度関東ティーボール親善大会 準優勝

令和6年度 スポーツ関係表彰受賞者

- ☆全国スポーツ推進委員連合30年勤続表彰受賞 小 南 博 明
- ☆関東スポーツ推進委員協議会表彰受賞 鈴 木 美枝子
- ☆神奈川県スポーツ功労者表彰受賞 石 真 一 大 竹 義 明

令和6年度 公益財団法人逗子市スポーツ協会賛助会員ご芳名

スポーツ振興及び協会運営のためにご援助いただく賛助会員に、ご賛同いただきました方々をご紹介します。
敬称略・申込順 令和7年2月15日現在

【団体会員】

(株) S K サービス	(株) サンエーサンクス	エキスプロージョン合同会社
平川造園土木(株)	(社福) 逗子市社会福祉協議会	逗子市商工会
(有) 三和保険事務所	(株) ワコーインターナショナル	

【個人会員】

東 弘 之	加 藤 克 江	北 島 惇 夫	小 林 壽 志	神 戸 幹 雄
松 岡 俊 一	笠 原 恵 子	峯 尾 尚 子	佐 藤 千 香	青 山 文 子
福 本 藤 彦	石 母 田 澄 江	宮 川 光 男	最 首 祥 互	鏡 島 恵
山 口 勝	松 井 弘 喜	村 松 雅	鹿 嶋 邦 彦	柳 下 隆 良
石 真 一	長 沢 泰 子	石 渡 真 澄	芳 垣 健 夫	中 川 晴 美
鈴 木 雅 人				

令和6年度 公益財団法人逗子市スポーツ協会公益目的事業寄付者ご芳名

公益目的事業実施にあたり、ご寄付をいただきました方々をご紹介します。
敬称略・申込順 令和7年2月15日現在

【団体】

Z I A

【個人】

岩 下 晃	森 環	森 頼 幸
服 部 恵美子	北 島 惇 夫	鈴 木 雅 人

匿名者4名